

第五次多摩市総合計画

第3期基本計画

未定稿

多摩市

市長より

目次

はじめに	2
1 第五次多摩市総合計画の位置づけ	2
2 第五次多摩市総合計画の構成	2
3 第五次多摩市総合計画第3期基本計画について	5
基本構想（平成23（2011）年度からの概ね20年間）	9
第1章 まちづくりの基本理念	10
第2章 将来都市像	11
第3章 目指すまちの姿	12
第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢	15
第3期基本計画（2019年度からの概ね10年間）	16
第1編 第3期基本計画策定にあたっての前提	16
1 計画策定の背景	17
2 健幸まちづくりのさらなる推進に向けて～重点課題・重点課題解決に向けた視点～	27
第2編 分野別計画	36
1 分野別計画の見方	37
2 基本計画の目標体系	41
第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	43
第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	63
第3章 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	86
第4章 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち	105
第5章 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	115
第6章 人、自然、地球 みんなで環境を大切にするまち	133
第3編 計画を推進するために	144
1 計画を推進するための行財政運営の考え方	145
2 計画を推進するための取り組み	146
資料編	153

はじめに

1 第五次多摩市総合計画の位置づけ

総合計画は、多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、市民※1 と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進める上での根幹となる計画です。

また、多摩市の様々な行政計画（部門別計画、個別計画など）の中で、最上位に位置づけられる計画です。

2 第五次多摩市総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画の2層で構成されるとともに、評価・予算との連動（PDCA サイクル※2）と行政改革により推進していきます。それぞれの概要は以下のとおりです。

(1) 基本構想

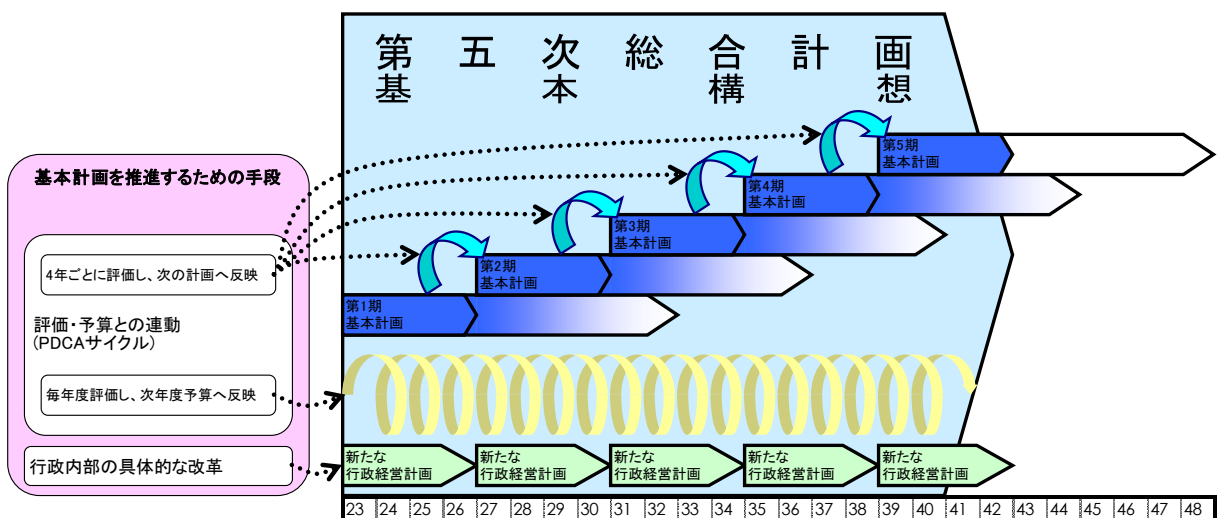
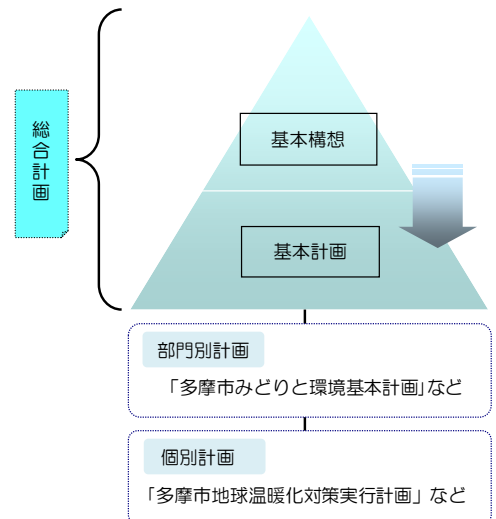
期間：2011（平成 23）年度からの概ね 20 年間

概要：概ね 20 年後を見据えた、まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や、目指すまちの姿、「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢などを示します。期間中の社会・経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

(2) 第 3 期基本計画

期間：2019（平成 31）年度からの概ね 10 年間

概要：基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現していくための政策、施策や財政の見通し等を示します。また、目標の達成状況を把握するための成果目標値を設定します。計画の実効性を確保するため、4 年ごとに 10 年間の計画として改定していきます。



※1 **市民**：市内に住んでいる人だけでなく、仕事先や学校が市内にある人、市内で事業を営んでいる法人、市内で活動する団体（NPO 団体・自治会等）を含む（多摩市自治基本条例第 3 条第 2 項）

※2 **PDCA サイクル**：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと

(3) 全体構成図

基本構想

基本構想は概ね 20 年後の多摩市が目指すまちの姿を表したまちのビジョンです
まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や目指すまちの姿などを示します

まちづくりの基本理念

基本構想のバックボーンであり、今後 20 年間の多摩市のまちづくりにおける最も基本となる考え方として、3 つの基本理念を設定しました

- 1 市民主権による新しい地域社会の創造
- 2 豊かなまちを次代へ継承
- 3 自立的な都市経営

将来都市像

多摩市の将来のあるべき姿を市民・議会・行政が共有するものとして
イメージしやすい言葉で表現しました

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

目指すまちの姿

将来都市像が実現したときのまちの姿で、4 つの視点と 6 つの「目指すまちの姿」及び
その取組みの方向性を示しました

市民の暮らし		市民の力・ 地域の力	活力ある都市		環境
① 子育て・ 子育てをみんな で支え、子ども たちの明るい 声がひびくまち	② みんなが 明るく、安心して、 いきいきと暮ら しているまち	③ みんなで 楽しみながら地 域づくりを進 めるまち	④ 働き、学 び、遊び みんなが活 気と魅力を感じ るまち	⑤ いつまで もみんなが住 み続けられる 安全で快適な まち	⑥ 人、自 然、地球 みんな環境を 大切にするま ち

「目指すまちの姿」の実現を支える

「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「目指すまちの姿」を実現していくための取組み姿勢を 2 つ決めました

- 1 市民主体のまちづくりの推進
- 2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

目指すまちの姿を具体化し、まちづくりの方向性を示す

基本計画

基本計画は基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現するための取り組みの方向性や市民が果たすことのできる役割、財政の見通し等を示します

基盤となる
考え方

健
幸
ま
ち
づ
く
り
の
さ
ら
な
る
推
進
に
向
け
て

分野別計画

政策(13)

「目指すまちの姿」を実現するための政策として、現状と課題を提示します。

施策(38)

政策を実現するための取り組みの方向性を示します。数値目標を設定し、毎年度達成状況を把握しながら、優先度などを検証し、取り組みを推進します。

また、市民が果たすことのできる役割を例示として示します

<重点課題1> 超高齢社会への挑戦

◆重点課題解決に向けた視点

- ①だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援
- ②介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実
- ③地域医療・介護体制を支える仕組みづくり
- ④高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実
- ⑤だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実
- ⑥だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

<重点課題2>

若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり

◆重点課題解決に向けた視点

- ①子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実
- ②市独自の子ども・子育て支援や教育の推進
- ③支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり
- ④子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上
- ⑤駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出
- ⑥多様な働き方を実現するための環境整備

<重点課題3>

市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり

◆重点課題解決に向けた視点

- ①地域活動を市が後押しするためのしくみづくり
- ②だれもが地域活動に参画できる環境整備
- ③「だれもが支え手」の地域づくり
- ④地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化
- ⑤多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進
- ⑥現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

計画を推進
するために

① 行財政運営手法の転換

② 都市基盤を含む公共施設等のマネジメント

③ 内部事務の改革

④ 「選んでもらえるまち」の実現に向けたシティセールスの推進

⑤ 総合計画の進行管理

分野別計画の目標達成により目指すまちの姿の実現に寄与

3 第五次多摩市総合計画第3期基本計画について

(1) 位置づけ

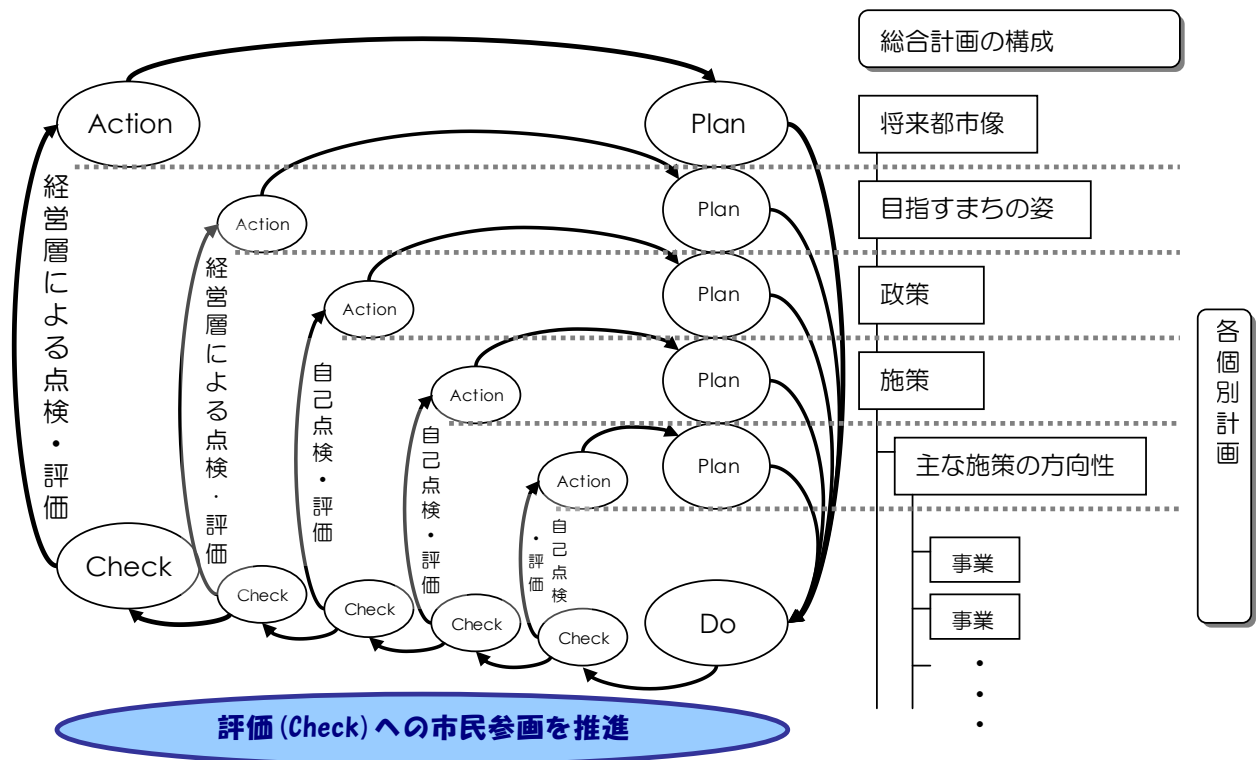
第3期基本計画は、各部門別・個別計画の上位計画として、それぞれの計画が目指すべき方向性や事業の体系等を示し、各計画間の整合性や連携を図るための指針となるものです。

(2) 計画期間

計画期間は、2019（平成31）年度から概ね10年間の計画としながら、計画の実効性を確保するため、また、4年ごとに選出される市長の公約も踏まえ、4年ごとに改定します。

(3) 進行管理について

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価したうえで、本計画の目標達成に向けた取り組みを推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。評価にあたっては、各個別計画の取り組みの成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。また、行政評価への市民参画により、市政への市民意見の反映を行うとともに、市民との行政情報の共有化を図っていきます。



(4) 「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動

国は、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの基本的な視点から、2014（平成26）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。その後、2018（平成30）年12月にも改訂を行い、U I J ターン等を促進するための政策パッケージの着実な実行や地方の魅力を高めるまちづくりの推進、そして次のステージにおける総合戦略の検討を進めているところです。

本市でも、2016（平成28）年2月に「多摩市人口ビジョン」および「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定し、「しごと・子育て・健幸で選ばれるまち・多摩！」の実現に向けて、シティセールス等の取り組みを強化してきました。第3期基本計画においても、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き総合戦略の視点に基づいた取り組みの推進を図ります。

(5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（平成42）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインディケータで構成されています。

わが国においては、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、2017（平成29）年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」とされ、自治体においても、SDGsの達成に向けた取組を通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことができ、地方創生の課題解決を一層促進することが可能となるとされています。

本市においても、SDGsの理念および17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくため、総合計画を推進することで、SDGsの達成を目指していくこととしています。



※SDGsの17の目標に対応する
政策の一覧表を作成予定

基本構想 (2011 (平成 23) 年度からの概ね 20 年間)

第1章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、多摩市のまちづくりを進める上で、最も基本となるものです。「多摩市自治基本条例 ※1」の前文では、多摩市の自治について以下のように宣言しています。

(多摩市自治基本条例 前文)

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、だれもがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

この自治基本条例前文の考え方、社会全体及び多摩市の現状と今後20年間で訪れるであろう環境変化等を踏まえ、以下のとおり基本理念を定め、まちづくりを推進していくとともに、広くその姿を発信していきます。

1 市民主権による新しい地域社会の創造

多摩市の主人公は私たち市民です。このことを私たち市民が自覚し、責任を持ち、互いに共有しながら、このまちをさらに住みよいまちにしていくため、地域のことをともに考え、主体的にまちづくりに取り組むことによって、市民主権による新しい地域社会を創造していきます。このために、市民、NPO、団体、事業者、大学そして行政など、多様な担い手が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担しながら、持てる力を発揮していくことで、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

2 豊かなまちを次代へ継承

太陽の光あふれ、みどり豊かなこの多摩市は、先人たちが築いてきたかけがえのないまちです。市民の一人ひとりが等しく尊重され、環境、平和、文化など、さまざまな市民の取り組みにより培われ、受け継がれてきた財産を次代へ引き継いでいくために、これまでに進めてきた市民主体のまちづくりをさらに広げ、みんなでこのまちを守り、育てていきます。

3 自立的な都市経営

少子・高齢化をはじめ環境問題や情報通信技術の高度化などの社会情勢の変化や、多方面で拡大し続けるグローバル化に的確に対応するとともに、経済的な自立も含めて、日本のみならず国際社会を意識した自立した都市経営を進め、将来の世代に渡って豊かに暮らすことができる、持続可能なまちづくりに努めます。

^{*1} 多摩市自治基本条例：まちの自治の最も基本的な理念および行動原則を定めた市の最高規範。市民を主体として条例づくりが行われ、平成16（2004）年8月に施行された。

第2章 将来都市像

多摩市ではこれまでに「太陽と緑に映える都市」（第一次～第三次）、「市民が主役のまち 多摩」（第四次）を将来都市像として掲げ、まちづくりを推進してきました。これらの都市像を踏まえた上で、さらに一歩進んで、ここに暮らす全ての市民が自然や生物と共生し、各々の個性を発揮するとともに、互いを尊重し支え合いながら、市民が主体となったまちづくりを進めていくために、第五次総合計画においては、将来都市像を次のように定めます。

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

「みんなが笑顔」は、安全で安心して快適に暮らすことができるまちの中で、全ての市民がいきいきと幸せに日々を過ごしている状態を表します。また、「いのちにぎわう」という言葉は、生物の多様性を表すとともに、多摩市で生活する子どもから高齢者、障がい者なども含めた全ての人々や動植物など全ての生命が、それぞれの輝きを放ち、互いに関わり合いながら共存すること、海外や日本全国から集った人々たちによる多文化の共生、拠点地区を中心とした活力にあふれたまちの賑わいなど、さまざまな意味を含んでいます。



第3章 目指すまちの姿

「目指すまちの姿」は、将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」が実現したときのまちの姿を表したものです。

「目指すまちの姿」の関係は並列のものではなく、それぞれが影響し合う関係にあり、取り巻く環境として、他の自治体や東京都、国、世界、地球があります。また、まちづくりの担い手も市民をはじめ、NPO、団体、事業者、大学や行政などさまざまな主体が協働・連携し、それぞれの役割を担いながら、目指すまちの姿の実現に向け取り組みます。「目指すまちの姿」が実現することにより、将来都市像も実現されます。

目指すまちの姿の関係概念図



●市民の暮らし

1 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

主な分野：子育て・子育て、学校教育

【取り組みの方向】

子どもたちが心身ともに伸びやかに人間性豊かに育っていくためには、地域ぐるみで子育て支援に取り組むことが重要です。喜びを持って子育てができるよう、社会全体で協力していく視点に立ち、子どもを尊重し、子どもの幸せを第一に考える環境づくりを推進します。また、次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けることができるよう、学校教育に取り組むとともに、学校・家庭・地域社会の連携による教育の充実にも努めます。



2 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

主な分野：健康、医療、福祉

【取り組みの方向】

市民のだれもが、生涯にわたっていきいきと暮らすため、日頃から自らの健康に関心を持ち、バランスのとれた生活習慣を身に付けるとともに、ライフステージ^{*1}に応じた保健・医療サービスを受けられるよう支援します。また、年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、共に生きていくことのできるユニバーサル社会の理念に基づき、市民が支え合い、明るく安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。



●市民の力・地域の力

3 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習、文化

【取り組みの方向】

地域に住み活動するだれもが思いやりと支え合いの心を持ち、平等で互いに尊重し合う地域社会の中で、親切で安全・安心なコミュニティを目指して、市民の主体的な活動が可能となるよう、地域活動への参加やネットワークづくり、活動の場の提供などの環境づくりを支援します。また、生きがいのある生活や自己実現のため、生涯学習の機会と場

を提供するとともに、その成果をまちづくりに生かせるような仕組みの構築に努めます。市民のコミュニティ意識の醸成のため、伝統的な地域文化の継承やグローバル化に対応した多文化共生のまちづくりとともに、新たな文化の創造と発信により、みんなで作る文化と交流のまちづくりを進めます。



^{*1} ライフステージ：人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる

●活力ある都市

4 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち

主な分野：産業振興、雇用、観光

【取り組みの方向】

産業は、多摩市で働き、暮らす人々の生活を支え、活気と魅力のあるまちを形成していく重要な役割を果たしています。多摩市を支える既存産業の振興に努めるとともに、明日を担う新規企業の創業支援や立地促進などを進め、就業・雇用機会を拡大することにより、まちの活性化を図ります。また、都市農業の育成や充実を含め、地域産業の振興のため、都や近隣自治体との連携を強化するとともに、事業者や大学との交流を推進します。

市民が集い、賑わう拠点地区の活性化に取り組むとともに、多摩市の自然や歴史的・文化的資源など魅力の再発見に努め、観光資源として内外に発信していきます。



5 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

主な分野：都市づくり、住宅、防災、交通

【取り組みの方向】

市民が安全で快適に暮らせるよう、環境や防災に配慮した都市基盤や都市機能の整備とともに、成熟した既存公共施設のあり方を検証し機能を更新するなど、ストックマネジメント^{*1}の推進に努めます。また、利用者に優しい公共交通の推進や利便性向上とともに、歩行者や環境に配慮した道路整備にも努めます。

だれもが快適でゆとりのある居住を実現できるよう、良好な住環境の形成を図り、子育て世代や高齢者など、多世代が生涯にわたり安心して住み続けられるまちづくりに取り組みます。



●環境

6 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち

主な分野：環境

【取り組みの方向】

環境は、私たち人類だけのものではなく、地球上のすべての生命にとってかけがえのないものです。次代に継承できる持続的発展が可能となるまちをつくるため、市民一人ひとりが環境への負荷を低減し、地球環境に優しい低炭素型社会（省資源・省エネルギーのライフスタイル）の構築を推進していきます。

また、住む人が愛着を感じ、訪れる人にも潤いとやすらぎを与える魅力ある都市環境の形成を目指して、多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出に努めるとともに、みどりと水のネットワークを形成し、環境に配慮したまちづくりを進めていきます。



^{*1} ストックマネジメント：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと

第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「市民主権」の多摩市の主人公は私たち市民です。私たちが自ら考え、行動し、連携し、支え合うことが、まちづくりを前に進めます。そして、市民と行政の適切な役割分担と連携によって、活力あふれる地域づくり、目指すまちの姿が実現するものです。「目指すまちの姿」の実現に向けては、次のことを基本姿勢とします。

1 市民主体のまちづくりの推進

多摩市のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。家庭内や地域での小さなことが私たちの生活する多摩市のまちづくりにつながっています。人任せにせず、自らできることは自ら行うことが重要です。

ひとりの力ではできないことでも、自治会など地域で活動する団体を中心とした多様な力を結集し、協働することによりできるものが多くあります。まちづくりは、市民のためのものです。市民主体でまちづくりを担い合い、支え合い、豊かな地域社会を築いていきます。そのために、市民主体のまちづくりを支える新たな自治の仕組みづくりにも取り組んでいきます。

2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

行政が担うべき基本的な業務やセーフティネット^{*1} はしっかりと維持しながらも、変化の激しい社会状況の中で、限られた資源で最大の効果を生み出し、行政サービスの質の向上をさらに進めることが求められています。人材や行政財産等の経営資源を有効に活用するとともに、新しい経営手法を積極的に活用していきます。また、時代のニーズや市を取り巻く状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織づくりと、新たな行政課題を解決していく創造力と行動力の豊かな職員の育成に取り組めます。

広域的な課題解決や対応を図る分野については、国や東京都、他の自治体などとの連携により、広域的な行政の展開を図ります。また、事業者や大学等との連携を推進していきます。

今後の財政状況は、人口減少・超高齢社会の進展などともなう税収の減少や福祉関係経費の増加、多摩市が抱える公共施設・都市基盤の更新などにより、厳しさがさらに増していきます。これらの大きな課題や社会・経済情勢の変化、地域主権の進行などに対応していきながら、将来の世代へ引き継いでいける財政構造をつくり、市民主体のまちづくりを支えていきます。

^{*1} セーフティネット：市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障する仕組みのこと

第3期基本計画（2019年度からの概ね10年間）

第1編 第3期基本計画策定にあたっての前提

1 計画策定の背景

(1) 背景

《社会動向》

①人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、2005（平成 17）年度に戦後初めて減少に転じ、その後一旦増加しましたが、再び減少となり本格的な人口減少社会に突入しています。少子化・高齢化の急速な進展と、それに伴う地域経済の縮小は、社会のさまざまな面に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。財政面では、増大する社会保障関連費が国家財政を圧迫しており、持続的な社会保障制度の確立及び財政の健全化が求められています。そのため、子育て支援の充実や働き方改革の推進、また高齢者の健康長寿社会や地域で支えあう社会の実現などが求められます。

②先行きを楽観視できない経済情勢

経済情勢については、戦後最長の景気回復が続いているとされていますが、2019（平成 31）年 10 月に実施予定の消費税率の引上げや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会終了後の社会動向など様々なりリスクが存在しており、景気の長期的な先行きは楽観視出来ない情勢が続くと考えられます。

また、景気回復や生産年齢人口の減少等を背景に、労働・雇用環境は改善が続いていますが、人手不足の深刻化という側面も強まりつつあります。また、人手不足を補う人材として、外国人労働者も増加傾向にあり、更なる外国人人材の受け入れに向けて制度改革が行われたところです。

③情報通信技術の進展がもたらす社会構造変革の可能性

ICT（情報通信技術）を用いた IoT（モノのインターネット）やビッグデータ、AI（人工知能）等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のソーシャルメディアの普及に伴い、社会構造全体が大きく変革していくことが予測されています。日本が抱える諸課題の解決に向けても、これらの新技術の貢献が期待されます。

④価値観・ライフスタイルの変化・多様化

ダイバーシティやソーシャルインクルージョンという言葉が社会的に注目を集め、国籍、人種、世代、ジェンダー、文化、宗教、身体的特徴など、多様性を認め尊重し合う社会を実現していくこととする機運が高まっています。

⑤社会資本の老朽化等への対応

高度経済成長期に集中的に整備された日本の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、今後人口が減少する一方で社会資本の維持・更新等費用がますます増大することが懸念されます。そのため、効率的・効果的な事業執行、戦略的なインフラマネジメントや都市構造の再編が求められています。その中で、公的負担を抑制しつつ、効果的に公共施設等の整備・運営を図る手法の一つとして、民間活力の活用（PPP/PFI）が広がりを見せています。

⑥社会・経済・環境の諸課題の解決に向けた統合的な取り組みの機運

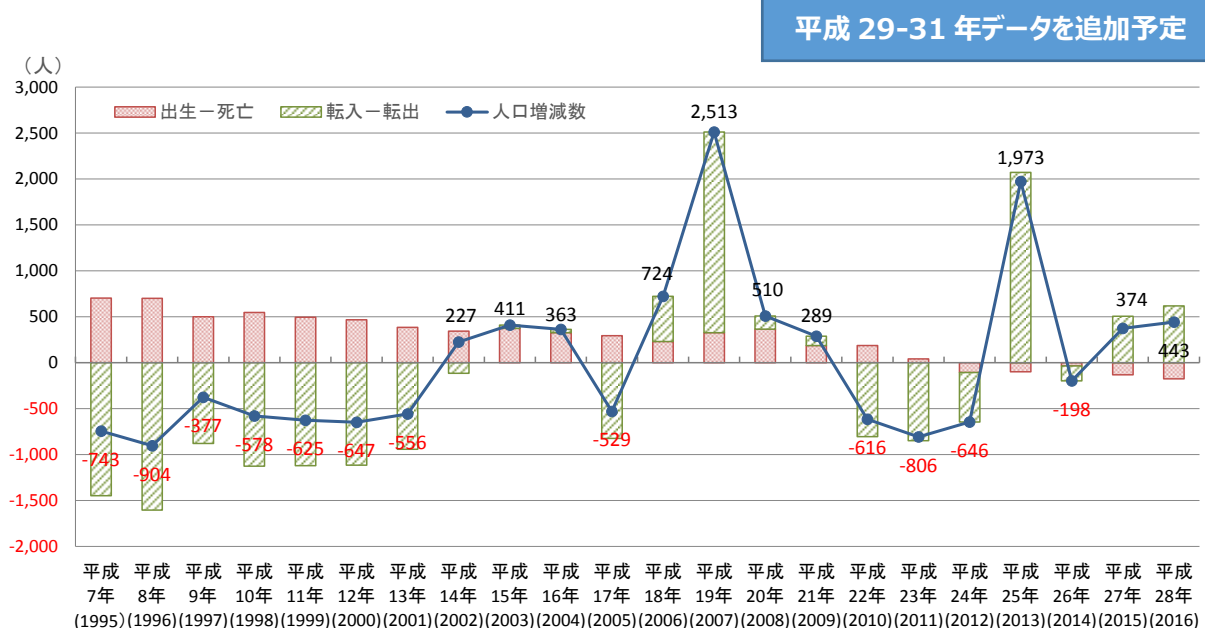
2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」および「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境の諸課題は相互に密接に関係しており、解決のためには、全てのステークホルダーがそれぞれの役割を明確化し、これらに統合的に取り組みを展開していくことが不可欠としています。

《多摩市の状況》

①人口動態・想定人口

●人口動態

本市は 1965（昭和 40）年代以降の多摩ニュータウン開発に伴い、都市基盤が急速に整備され人口も大幅に増加してきました。本市の過去 20 年間の人口動態を振り返ってみると、2001（平成 13）年までは社会減（転出超過）の影響により人口減で推移し、その後は増減を繰り返しています。自然動態（出生及び死亡）は出生数の減少と死亡数の増加により徐々に減少し、2012（平成 24）年にはマイナスになりました。また、社会動態（転入及び転出）については、2007（平成 19）・2013（平成 25）年付近は大規模集合住宅の竣工等に起因する社会増（転入超過）による人口増が顕著です。現在の人口構成を踏まえると、今後の傾向としては、大規模集合住宅の竣工等に起因する人口の流入がなければ、自然減・社会減から国と同様に人口減少に向かい、急速な高齢化が国を上回る水準で進行することが予測されます。



●想定人口^{※1}

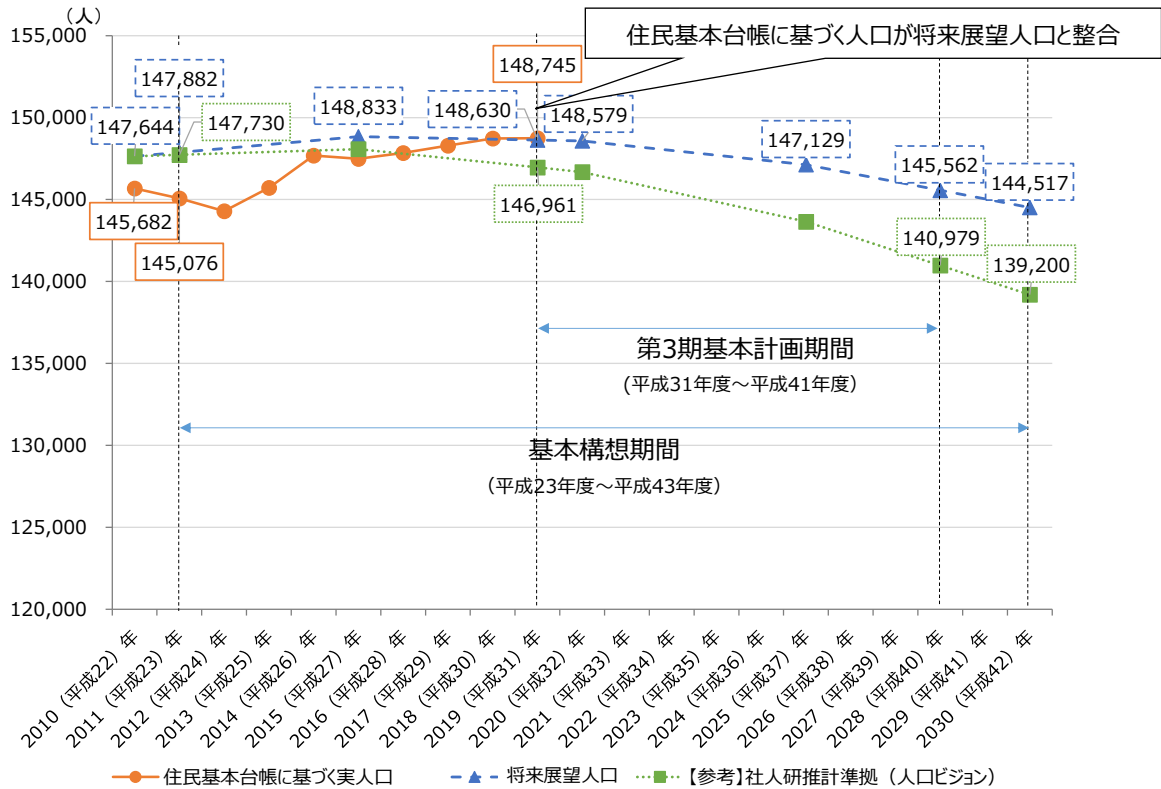
第3期基本計画期間中の「想定人口」としては、2016（平成 28）年に策定した「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において算出した「将来展望人口」を使用します。この「将来展望人口」は、2019（平成 31）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口とも概ね整合しています。

「将来展望人口」によると、総人口は、2019（平成 31）年の住民基本台帳に基づく人口 148,745 人から、2028（平成 40）年には 145,562 人となり、約 3,000 人の人口減となる見通しです。また、人口構成を見ると、2019（平成 31）年の高齢化率 28.7%が、2028（平成 40）年には 31.0%へと上昇する見通しです。一方、年少人口および生産年齢人口の構成比は低下する見通しとなっています。

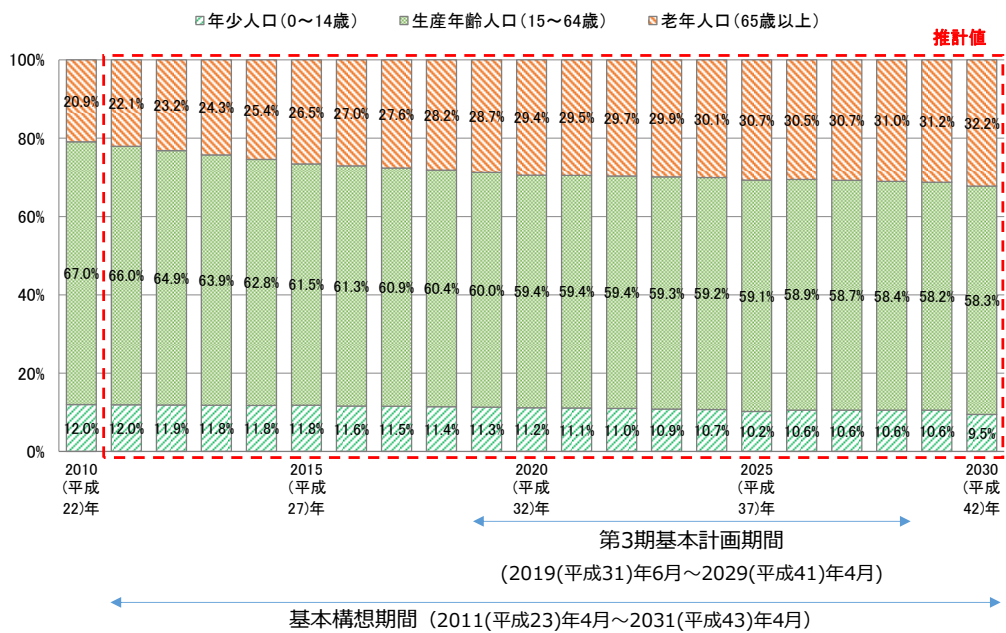
人口減少・高齢化の進展を踏まえ、今後のまちづくりを展望しつつ、本計画においては、年齢構成を意識し、まちの魅力をも高める取り組みを進めることにより、基本構想期間中の人口総数の推移を、横ばいないしは、微減に留めることを目指していきます。

※1 想定人口：本市における想定人口とは、今後行なっていく市の取り組みによる人口増を加味した、将来の目標人口のこと

基本構想及び第3期基本計画期間中の想定人口



基本構想及び第3期基本計画期間中の想定人口構成



※「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016（平成28）年）」における「将来展望人口」は、国立社会保障・人口問題研究所および内閣官房まち・ひと・しごと創生本部による2010（平成22）年国勢調査に基づいた推計結果をベースに5年ごとに人口を推計している。そのため、第3期基本計画期間中の想定人口の算出にあたっては、各年の「将来展望人口」を5年間の線形補間を行い推定した。

※基本構想及び第3期基本計画の計画期間中の「想定人口」の設定にあたっては、同一年度内の数値を用いた。

②公共施設

道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、公共サービスの拠点ともなる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と、優れた都市機能は本市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んでいます。本市の都市基盤や公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、多くの公共施設等が更新の時期を迎え、その更新費用も増加しており、財政運営上大きな負担となっています。

そこで市は、「多摩市公共施設等総合管理計画^{※1}」に基づき、道路、下水道などの都市基盤については個別に長寿命化修繕計画や更新計画を、建築物については、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」を 2018（平成 30）年 2 月に策定しています。また、2016（平成 28）年 11 月には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を更新し、市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理及び計画的な更新・統廃合・長寿命化等を進めています。第 3 期基本計画の計画期間は、パルテノン多摩の大規模改修や、多摩市立図書館本館の再整備など、大規模な公共施設の改修工事等に取り組んでいく時期となります。

③行財政改革

本市では、1986（昭和 61）年の「多摩市行政改革大綱」から、2013（平成 25）年には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、公共施設の総量縮減に取り組むとともに、2016（平成 28）年の「多摩市行財政刷新計画」まで、8 次にわたる行財政改革の取り組みを行っています。取り組みにあたっては、行財政改革を単に経費削減だけでなく、行政のあり方を改革するという観点からの取り組みと捉え、多摩市行政改革大綱の時点から市民と行政のあり方として、協働関係の確立、パートナーシップの形成を打ち出し、以来、その考え方を継承しつつ、時代に対応した形で市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

現在、第 8 次の行財政改革となる「多摩市行財政刷新計画」においては、「しくみの転換」、すなわち市民や民間企業、NPO 等のより多くの担い手にその力を発揮していただくことや、既存の手法とは異なる手法や新たな手法により事業展開を図ることで、市民サービスの向上や効率的な事業運営を行うことに重点を置いた改革を進め、持続可能な行財政運営に取り組んでいます。

これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを、将来にわたって良好に維持していくためには、これまで以上に厳しい意識をもって行財政改革に臨み、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※2}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

※1 **公共施設等総合管理計画**：全国共通の課題である公共施設等の老朽化に対応するため、国における「インフラ長寿命化基本計画」策定の動きと併せて、2014（平成 26）年 4 月に総務省より全国の自治体に対して策定が要請された

※2 **持続可能な財政構造**：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

④財政状況・財政の見通し

《財政状況》

本市は、多摩ニュータウン開発を契機として急速に発展を遂げ、人口の大幅な増加とともに財政規模も右肩上がりで拡大してきました。財政状況については、1987（昭和62）年度から連続して、財政力が強いとされる地方交付税の不交付団体^{※1}に位置づけられるとともに、積極的な行財政改革に継続して取り組むことで、財政の健全性を維持してきました。近年は、人口が横ばいから微減の状況が続いてきましたが、2013（平成25）年度には、大規模団地の住宅建替による新たな人口流入により転入者が転出者を大幅に上回り、税収面における好影響にもつながりました。また、2017（平成29）年度には都営住宅建設に伴う旧西愛宕小学校用地の売払収入等により歳入総額が増加しました。しかし、今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、長期的展望に立った観点で、健全かつ持続可能な財政運営をさらに進めていく必要があります。

歳入面では、市税は景気変動の影響や税制改正の影響を受け、増減を繰り返しています。大規模な集合住宅の建て替えや、新たな集合住宅の建設等による人口増加、また再開発・企業誘致等により市税の一部には明るい兆しが見られますが、今後も人口構成の変化などに伴う個人住民税収入の減少が見込まれるなど、市税の大幅な増加は期待できない状況です。消費税については、2019（平成31）年10月には税率の引き上げが予定されていますが、同時に実施される法人市民税率の引き下げや地方消費税交付金の生産基準の見直し等により、トータルでは大幅なマイナスとなることを見込まれます。その他にも、地方法人課税の見直しや、自動車関連税制の見直し等も予定されており、これらが市の財政に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

歳出面では、少子化・高齢化をはじめ、さまざまな社会経済状況を反映し、子育て支援や介護・医療関係経費、障がい者福祉経費、生活保護費など、社会保障関連経費が急増しており、前述の税収動向とあわせ、本市の財政運営を厳しくする大きな要因となっています。また、多摩ニュータウン開発の進捗にあわせて集中的に整備してきた都市基盤と公共施設の老朽化への対応を本格的に進めていく時期に入っており、今後大きな財源が必要になってきます。

加えて、不交付団体に位置づけられることで、国などから新たな業務がきても必要な財源が得られないことなど、地方交付税制度のマイナスの影響を受けている状況もあります。国の財政制度の問題ではありますが、不交付団体であるがゆえに財政状況が一層厳しくなっている面もあります。

情勢変化や制度改正の動きが激しい中にありますが、これらの動向を十分見極めながら、不断の歳出削減と新たな歳入の確保に努めるとともに、引き続き行財政改革を確実に進め、健全な財政運営を進めていきます。

《財政の見通し》

平成31年度中期財政見通しに合わせ更新予定

■2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの財政の見通し

「財政の見通し」は、第五次多摩市総合計画の第3期基本計画更新にあたり、2019（平成31）年度予算をベースに現行の税財政制度が続く前提で、今後4年間の見通しを推計したものです。本計画を推進していくためには、施策とその裏づけとなる財源が対となり、計画期間10年間の財政見通しを示すことが理想ですが、一方、今のように変化の激しい社会経済状況にあっては、10年間の数値自体がそれほどの意味を持たないものになっています。

特に、少子化・高齢化の進行を見据えて、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した社会保障と税の一体改革が進められており、毎年のように様々な社会保障制度の見直しや、税制改正が行われています。こうした動きが今後の地方財政に与える影響を見通していくことは非常に困難ではありますが、逆にこうした状況にあるからこそ、先行きの見通しを立てながら財政運営を考えるため、第2期に続き、第3期基本計画の計画期間に係る「財政の見通し」を作成しました。

※1 **不交付団体**：地方交付税不交付団体のこと。国が定める標準的な行政サービスを賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には地方交付税（普通交付税）が交付されないことから、一般的に不交付団体を指して財政力の強い団体とされる。2018（平成30）年度は、全国の市町村の1,718のうち、77団体のみ該当。

財政の見通しの概要（図表①の説明）

◆財政の見通し（2018（平成30）年3月現在）

推計の結果、2018（平成30）年度以降、2021（平成33）年度までの4年間の予算規模（一般会計）は約2,253億円となります。

◆歳入

市税は、個人市民税や固定資産税の増収を見込みますが、法人市民税について税制改正の影響等から減少を見込み、全体としては微減を見込みます。市債は、普通建設事業費に連動した所要額を見込みます。今後、パルテノン多摩や図書館の更新等、大規模な公共施設の整備・改修が予定されているため、起債額は増加の見込みです。国・都支出金は、歳出に連動した額を見込みます。その他の収入は、2018（平成30）年度分の基金繰入金を除く分について横ばいを見込みます。

◆歳出

人件費は、社会保障分やの事業量増加、新たな施策展開等のための人員体制の拡充のため、これまでのように大幅な減額が見込みにくい状況が生じてきています。また、公債費も市債の借入れや大規模公共施設の更新をむかえ起債が増加することから増加が見込まれます。また扶助費や繰入金、普通建設事業費は引き続き増加の見込みです。普通建設事業費は、現時点の想定で2018（平成30）年度からの4年間で約277.8億円を見込みます。なお、第3期基本計画の期間中に改修工事等が必要と考えられるその他の施設を加えた場合、金額が変動します。

※2019（平成31）年10月に消費税率10%への上げが予定されていますが、各歳出科目への詳細な反映が困難なことなどから、現行税率8%で試算の上、10%段階で想定される影響を別に試算するものとします。

※この見通しには、取り組みの方向性や実施時期、事業手法等の精査がさらに必要な普通建設事業費は数値に含めておりません。

図表① 2018（平成30）年度から2021（平成33）年度までの財政の見通し

項目	(単位:百万円)				4年間 合計
	30年度(2018)	31年度(2019)	32年度(2020)	33年度(2021)	
歳入					
市税	28,439	28,440	28,362	28,270	113,511
市債	710	2,825	3,159	4,467	11,161
国庫支出金	8,336	8,674	8,664	8,732	34,406
都支出金	7,288	7,184	7,273	7,370	29,115
繰入金(基金)	939	1,592	1,617	5,956	10,104
その他の収入	7,528	6,324	6,679	6,474	27,005
合計	53,240	55,039	55,754	61,269	225,302
歳出					
人件費	8,505	8,289	8,201	8,206	33,201
扶助費	15,336	15,678	15,957	16,172	63,143
公債費	2,027	1,952	2,036	2,078	8,093
物件費	10,043	10,265	9,969	9,935	40,212
補助費等	6,835	6,640	6,707	6,744	26,926
繰入金	5,048	5,387	5,683	5,843	21,961
その他	1,902	659	662	762	3,985
普通建設事業費	3,544	6,169	6,539	11,529	27,781
合計	53,240	55,039	55,754	61,269	225,302

(2) 第2期基本計画の評価

2011（平成 23）年度からスタートした第五次多摩市総合計画では、総合計画の施策体系に合わせた形で行政評価の仕組みを構築して実施しています。この評価は、総合計画に基づいて実施された行政活動が、市民に対してどのような成果をもたらし、住民満足度がどれだけ向上したのかという視点で毎年度施策の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けた改善・見直しを行うものです。

第2期の基本計画では、行政評価を活用し、P D C Aのマネジメントサイクルに則して各年度の達成状況を評価した上で、計画の目標達成に向けた取り組みを推進しました。また、2012（平成 24）年度からは、市民による外部評価の仕組みとして「行政評価市民フォーラム」を実施し、施策に関する進捗状況、課題、改善・改革の手段の観点から議論が行われています。

<第2期基本計画における「3つの取り組みの方向性」の実績>

第2期基本計画では、取り組みの方向性として、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「市民がデザインするまち・多摩の創造」、「発信！未来へつなぐまち・多摩」の3つの柱を定めて、各政策・施策の推進を図ってきました。

● 健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造

「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」では、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指した取り組みを推進してきました。平成 28（2016）年度には、健幸都市の実現に向けた市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」を市民、議会、行政が一体となって検討し制定しました。また、「健幸 Spot」の設置、「ライフウェルネス検定」の実施などの先進的な取り組みのほか、歩行促進事業や高齢者のフレイル(虚弱) 予防事業など、市民の健幸的な行動を後押しする取り組みを進めました。

● 市民がデザインするまち・多摩の創造

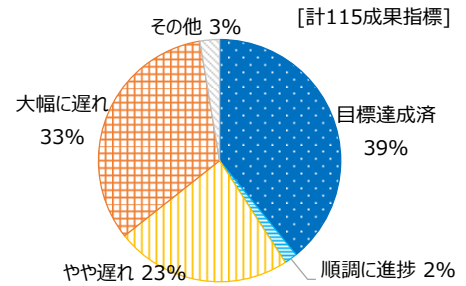
「市民がデザインするまち・多摩の創造」では、市民の主体的・自主的な想いをまちづくりに活かし、市民が力を合わせて地域課題の解決に取り組むまちを目指した取り組みを推進してきました。この間、「わがまち学習講座」などを通じ人材育成・発掘や大学・企業との連携による地域課題の解決に取り組んだほか、「多摩市若者会議」を設置するなど若者のまちづくりへの参画促進に取り組みました。また、2018（平成 30）年 2 月には市内で 9 館目となる和田・東寺方コミュニティセンターを開館するなど、地域のコミュニティ活動の拠点づくりを進めました。

● 発信！未来へつなぐまち・多摩

「発信！未来へつなぐまち・多摩」では、既存地域と多摩ニュータウン地域の二つの特性を併せ持つ本市の魅力をさらに高め、持続可能で未来につながるまちづくりを進めてきました。2016（平成 28）年度には「東京 2020 オリンピック・パラリンピック多摩市プロジェクト推進本部」を設置し、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成に取り組みました。多摩ニュータウン再生に向けては、「多摩市ニュータウン再生推進会議」を設置するとともに、「多摩ニュータウンリ・デザイン諏訪・永山まちづくり計画」を策定するなど地区別の取り組みも本格化してきています。また、企業誘致条例に基づき、8 の指定企業を誘致しました。さらに 2018（平成 30）年度には「多摩市シティセールス戦略」を策定し、多摩市のさまざまな魅力を効果的に広く発信していく取り組みをスタートしました。

○全体の目標達成状況

2017（平成 29）年度までの施策成果指標と数値目標を見てみると、指標として設定した 115 項目のうち、既に目標を達成している指標が約 39%、目標値に向かって順調に進捗している指標が約 2%、やや遅れている指標が約 23%、大幅に遅れている指標が約 33% で、全体の約 42%の施策が順調に推移していますが、目標値から乖離している指標は約 55%あります。

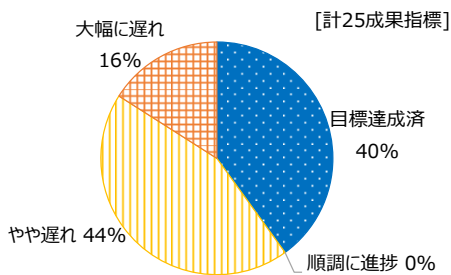


※その他：第 2 期基本計画期間中に事業の変更や指標の算出方法に変更のあった成果指標

○目指すまちの姿ごとの目標達成状況

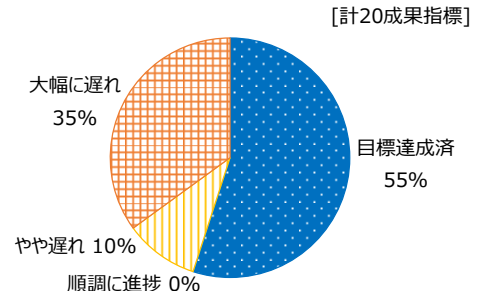
【目指すまちの姿 1】

子育て・子育てをみんなで支え、
子どもたちの明るい声がひびくまち



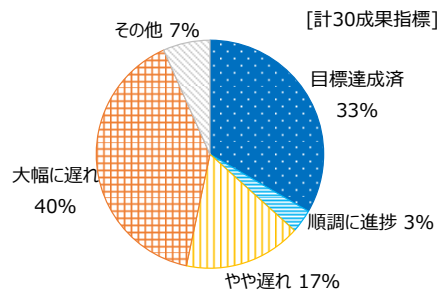
【目指すまちの姿 2】

みんなが明るく、安心して、
いきいきと暮らしているまち



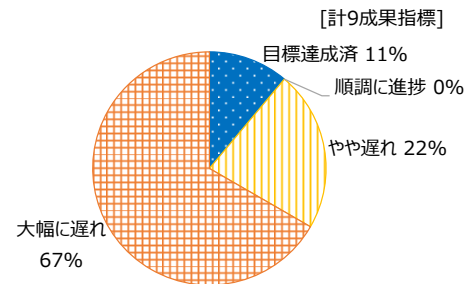
【目指すまちの姿 3】

みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



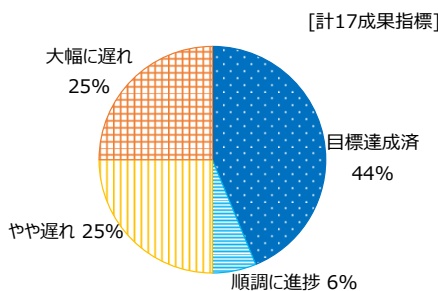
【目指すまちの姿 4】

働き、学び、遊び
みんなが活気と魅力を感じるまち



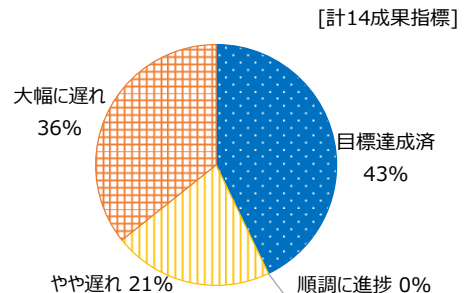
【目指すまちの姿 5】

いつまでもみんなが住み続けられる
安全で快適なまち



【目指すまちの姿 6】

人・自然・地球
みんなで環境を大切にするまち



(3) 今後の課題

本市の高齢化率は2015（平成27）年では26.5%となっており、ここ10年は都内26市でも類をみないスピードで人口構造が変化してきました。今後もさらに高齢化が進むと予想されており、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）に達する2025（平成37）年には、高齢化率は30%を超え、市民の3人に1人が高齢者になると見込まれます。誰もができるだけ長く健康で、いきがいをもって地域で暮らすことができるようにすることは、今後豊かな地域社会を育んでいくうえで最も重要な視点の一つになると考えられます。高齢化がさらに進むことを踏まえて、ライフステージを通じた健康づくり、医療・介護体制の構築、高齢者の居場所づくりや地域支援体制の構築などを着実に推進することが求められます。

一方で、本市の自然動態を見ると、2012（平成24）年以降は出生数が死亡数を下回る自然減の状況が続いており、合計特殊出生率も1.16（2016（平成28）年）と都内26市で最下位となるなど、少子化の進展が懸念されます。まちの活力を維持するためにも、若者・子育て世代の流入と定住促進に向けて、魅力的なまちづくりを進めることが急務となっています。保育所待機児童の解消など子育て・保育環境の充実や、魅力ある教育環境や生活環境の整備が課題となります。また、いじめや不登校、貧困問題、引きこもりなど、本市においても子ども・若者をめぐる様々な問題が顕在化しており、社会における適切なサポートが求められます。

さらに、住宅や都市基盤に目を向けると、1965（昭和40）年代に開発されたニュータウンでは、住民の高齢化や住宅の老朽化など、様々な課題を抱えています。ニュータウン再生に向けた取組が本格化する中、いかに地域の価値を高めて、まちの活性化につながる新たなまちづくりを具体化するかが重要な課題となっています。

社会の成熟化に伴い、市民の価値観は多様化し、地域課題は複雑化しています。行政だけでは支えきれないニーズは増加しており、市民が地域の課題解決に取り組んだり、市民や事業者と行政の協働をさらに進めることが、今後一層必要となります。また、地域における人のつながりの希薄化や、地域コミュニティの担い手不足などの問題は、今後さらに深刻になると見込まれます。高齢であっても、子育て中であっても、障害があっても、誰もが社会の一員として、自分に合った方法で地域の中で活躍できる仕組みや環境を整備していくことが重要となります。また、高齢化の更なる進展を見据えると、世代を超えて助け合い・支え合いができる地域づくりが必要となります。

高齢者の増加とそれを支える現役世代の減少は、社会保障費の増大と税収の減少という形で財政運営に重大な影響を及ぼします。まちの成長とともに、1965（昭和40）年代に集中整備された公共施設が、今後一斉に老朽化し更新時期を迎えると、維持管理費用や更新費用の財政負担が重くのしかかってくると考えられます。先を見通した持続可能な行財政運営がいっそう重要となります。

深刻化する地球環境問題への対応は、国、地方自治体、市民が一体となって継続的に取り組まなければならない重要な課題です。引き続き、個々のライフスタイルや事業活動を環境負荷の少ない持続可能なものへと転換していくことが求められると同時に、環境問題を社会・経済の諸課題との関連性において統合的に解決していく視点をもって取組を進めることが特に必要となっています。

2 健幸まちづくりのさらなる推進に向けて～重点課題・重点課題解決に向けた視点～

(1) 第3期基本計画における「健幸まちづくり」

《第2期基本計画における「健幸まちづくり」》

本市は、「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち（健幸都市（スマートウェルネスシティ））」を目指して、第2期基本計画において、3つの取り組みの方向性のうちの1つとして、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、健幸まちづくりを推進してきました。

この間、市民、議会、行政が一体となって、市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」を制定し、「多摩市健幸まちづくり基本方針」に基づいて、健幸的な生活の獲得支援、暮らしの安全・安心、世代の多様性を増やすことを目的に、様々な事業に取り組んできました。昨年も、『あなたの「生き方・老い方」応援本』を販売し、「ライフウェルネス検定」を実施するなど、先進的な試みに挑戦しており、今後も継続していく予定です。そうした効果もあり、コミュニティセンターや集会所を利用した介護予防教室や、「近トレ」と呼ばれる「近所 de 元気アップトレーニング」に参加する方が増えてきているなど、地域の中でも広がりを見せてきています。これらの取り組みは、本市の健康寿命を延ばし、介護認定率を低くしていることにもつながっています。

《第3期基本計画における「健幸まちづくり」》

今回の計画改定にあたっては、本市の置かれている状況や社会状況の変化を捉えながら、第2期基本計画で掲げていた「3つの取り組みの方向性」の考え方を継承する形で、「①超高齢社会への挑戦」、「②若い世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり」、「③市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を、今後本市が直面していく課題のうち、特に重点的に取り組む行政課題（テーマ）を「重点課題」として位置づけました。

これらの課題に対応していくことは、「多摩市健幸まちづくり基本方針」においても、「健幸まちづくりが目指す方向性・目標」として掲げており※、第3期基本計画においては、第2期基本計画で取り組みの方向性の1つとして位置づけていた健幸まちづくりを、計画の「基盤となる考え方」として位置づけ、市が直面している大きな課題を解決するためのツールとしても、活用していくこととしました。

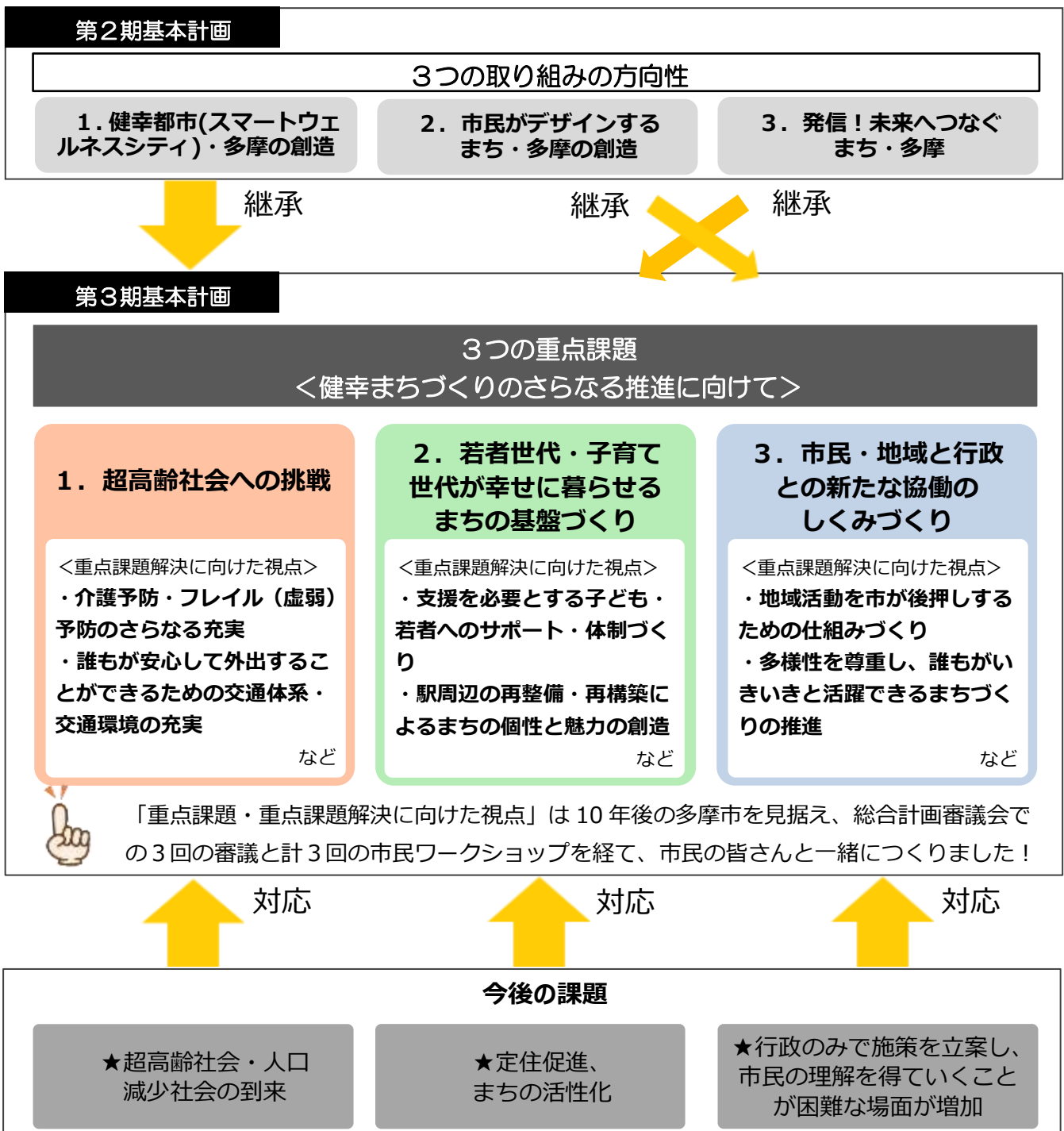
また、健幸まちづくりの取り組みは、第2期基本計画の4年間で大きな枠組みが構築され、市として進むべき方向性が明確になりました。しかし、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまち「健幸都市（スマートウェルネスシティ）多摩」の実現に向けては、健幸まちづくりの取り組みを継続し、さらに定着させていくことが非常に重要であることから、第3期基本計画では、これまでの取組みを発展させていくとともに、それぞれの個別施策を充実させ、各地域や一人ひとりの市民にとっての取組みに掘り下げていく、根付かせていくことを目標にしたいと考えています。生涯を通じた取組みである健幸まちづくりをさらに進め、市民がそれぞれの「幸せ」を実感できるようになることが、このまちに住んでいることに愛着と誇りを持つことができる「シビックプライド」にもつながると考えています。

このように、第3期基本計画での4年間では、「健幸まちづくりのさらなる推進に向けて」を計画全体の「基盤となる考え方」として掲げ、市の課題解決のための取り組みとして活用していくとともに、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の実現に向けて、これまでの取組みをさらに拡大させていきます。

※「多摩市健幸まちづくり基本方針」の中では、「健幸まちづくりが目指す方向性・目標」において、『健幸都市の実現に向けての課題として、「高齢者数や高齢者人口割合への備えていくこと」、健幸都市を維持していく課題として、「若い世代の流入及び定着の促進」があり、さらに、「多様な世代が交流し合い、いきいきと暮らすまち」となる必要がある』としている。

(2) 「重点課題」と「重点課題解決に向けた視点」

- ・第3期基本計画の「基盤となる考え方」である「健幸まちづくり」をさらに推進していくために、3つの重点課題には重点的に取り組んでいきます。
- ・「重点課題」は、18の全庁横断的な視点のもとで、各施策に反映させながら、取り組みを推進していきます。これら、18の視点は、各施策において、力点を置いて取り組むべき視点を示すものであり、「施策の成果指標」、「主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み」等に反映されます。あわせて、評価・予算との連動として、毎年の行政評価や新規レベルアップ事業の評価基準として使用していきます。



(3) 重点課題

<重点課題1 超高齢社会への挑戦>

本市は、「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち（健幸都市（スマートウェルネスシティ）」を目指して、第2期基本計画において、3つの取り組みの方向性のもとで、「**健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造**」を掲げ、健幸まちづくりの取り組みを推進してきました。

そうした効果もあり、老年人口の割合が増え、着実に超高齢化が進んでいる中においても、多摩市には元気な高齢者が非常に多くいらっしゃいます。このような方々にいつまでも元気でいていただき、音楽や運動、学びなどの趣味を広げていただくことや、介護が必要な方や子育て世代など、地域で支援を必要とする方の支え手になっていただき、生きる喜びを感じ、いつまでも現役として活躍できる場を充実していくことが、超高齢社会に対する本市ならではの対応策です。

そのため、第3期基本計画においても、「**健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造**」の視点を継承しながら、介護予防やフレイル予防をはじめとした健康づくりに、安心して暮らし続けられる住まいや身近な居場所づくり、さらには、思わず出かけたくなる 移動支援など、ソフト・ハード部門にまたがり、健幸を支える環境整備に取り組みます。あわせて、だれもが地域で安心した生活が送れるような生活支援体制づくり、地域の保健・医療・介護体制の充実にも取り組みます。

<重点課題の解決に向けた視点>

1-① だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援

⇒だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動を後押しすることができているか？

1-② 介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実

⇒高齢者が住みなれた地域で健康を維持しながら暮らしていける地域となっているか？

1-③ 地域医療・介護体制を支える仕組みづくり

⇒だれもが在宅でも安心した生活が送れるまちとなっているか？

1-④ 高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実

⇒高齢者の身近に居場所が存在し、地域においても支援体制が充実しているか？

1-⑤ だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実

⇒だれもが安心して快適に外出することができるまちとなっているか？

1-⑥ だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

⇒だれもが地域で安心して住み続けられるまちとなっているか？

※重点課題 1 の
6つの視点に対応する
各施策の取り組み
(今後4年間の重点的な取り組み)
をリスト化して記載

＜重点課題2 若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり＞

本市は、古くからの歴史を残し、成熟した既存地域と多摩ニュータウン開発によって新たに生まれたニュータウン地域とが融合した「なつかしさと新しさが共存するまち」です。

市域の約6割を占める多摩ニュータウンは、初期入居から50年を経過し、当時一斉に入居した子育て世代の高齢化や世代層の偏り、公共施設の更新時期をまもなく一斉に迎えることが差し迫った課題となっています。本市は、こうした機会を新たなまちづくりのチャンスとして捉え、第2期基本計画においては、3つの取り組みの方向性のもとで、「**発信！未来へつなぐまち・多摩**」を掲げ、ニュータウン再生の取り組みをはじめとして、企業誘致や創業支援、公共施設の更新、再生可能エネルギーの普及など、多摩市を元気にするさまざまな取り組みを市民の皆さんとともに進めることにより、「暮らし続けたい、暮らしてみたい多摩」を発信してきました。

他方、ソフト面でも、保育園・幼稚園、学童クラブの待機児童対策等の子育てしやすい環境づくりに加え、「日本一英語の話すことができる児童・生徒の育成」を目指して、グローバル化に対応した教育を進めるなど、若者世代・子育て世代に対して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

これらの取り組みをさらに前進させていくため、第3期基本計画においても、少子化による人口減少を抑制していくために、第2期基本計画で取り組んできた「**発信！未来へつなぐまち・多摩**」の視点を継承しながら、子育て環境の整備や教育環境の充実を図り、若者世代・子育て世代にとって魅力あるまちづくりをソフト・ハードの両面から進め、人口流入や定住促進を図っていきます。また、多摩市には、子育て・教育にとっての非常に恵まれた環境があり、行政・地域での様々な支援策・支援体制が充実していることを積極的に発信していくとともに、支援を必要とする子どもたち・若者たちへも目を向け、必要な支援体制を構築していきます。

＜重点課題の解決に向けた視点＞

2-① 子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実

⇒保育・教育環境の充実を通じて、子育てがしやすいまちとなっているか？

2-② 市独自の子ども・子育て支援や教育の推進

⇒子ども・子育て支援や教育の推進のため、魅力あるサービスが提供できているか？

2-③ 支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり

⇒支援を必要とする子ども・若者に切れ目のない支援体制が構築できているか？

2-④ 子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上

⇒子育て世代の流入や定住促進につながる豊かな都市基盤が確保されているか？

2-⑤ 駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出

⇒若者世代・子育て世代にとって個性的で魅力あるまちづくりができているか？

2-⑥ 多様な働き方を実現するための環境整備

⇒働く場と雇用環境の多様性が確保されているか？

※重点課題 2 の
6 つの視点に対応する
各施策の取り組み
(今後 4 年間の重点的な取り組み)
をリスト化して記載

<重点課題3 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり>

本市は、「多摩市自治基本条例」の前文で述べている「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわる」まちづくりを実現するため、第2期基本計画においては、3つの取り組みの方向性のもとで、「**市民がデザインするまち・多摩の創造**」を掲げ、「わがまち学習講座」などの市民主体のまちづくりに向けた人材の育成・養成や、大学・企業との連携の推進など市民の主体的な想いを活かしながら、力を合わせて地域課題の解決に取り組んできました。

しかし、依然として、行政課題が複雑化や市民の価値観が多様化を背景に行政だけでは支えきれない様々なニーズは増加し、市民の理解を得ていくことが困難な場面も増えています。他方、地域においても、コミュニティの希薄化や、公共的な活動を支える担い手不足などが、引き続き深刻な課題となっています。

また、これまで多摩市自治基本条例に基づき、市民との協働によるまちづくりを推進してきましたが、定年退職で現役をリタイアした後も引き続き就労を継続する方が増えているなど、社会のあり方が大きく変わってきている中で、地域での支え手をこの世代だけに求めることは難しくなってきています。

地域でのつながりがすべての人の健幸につながるともいわれています。そのため、第3期基本計画では、第2期基本計画で取り組んできた「**市民がデザインするまち・多摩の創造**」の視点を継承しながら、現役世代を含めた幅広い世代に、地域の支え手となり、行政に参画してもらえるような協働のしくみを構築することで、市民・地域と行政が連携し、大学や企業など様々な地域資源を活用しながら、地域が抱える課題解決を図っていくしくみをつくっていきます。

<重点課題の解決に向けた視点>

3-① 地域活動を市が後押しするためのしくみづくり

⇒多摩市の実情に合った地域の自治の仕組みが構築できているか？

3-② だれもが地域活動に参画できる環境整備

⇒働きながら、子育てをしながら、地域活動に参画できる地域・体制となっているか？

3-③ 「だれもが支え手」の地域づくり

⇒ひとりでも地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていける地域となっているか？

3-④ 地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化

⇒いざという時の共助につながる地域コミュニティが形成されているか？

3-⑤ 多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進

⇒性別や国籍、障がいの有無に関わらず、全ての人が尊重され、地域で活躍できるまちになっているか？

3-⑥ 現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

⇒現役世代の声を市政や地域に反映させることができているか？

※重点課題 3 の
6 つの視点に対応する
各施策の取り組み
(今後 4 年間の重点的な取り組み)
をリスト化して記載

第2編 分野別計画

1 分野別計画の見方

体系についての見方

●各章のタイトルは基本構想に掲げる6つの「目指すまちの姿」に一致します。「目指すまちの姿」を実現することにより、基本構想の「将来都市像」を実現していきます。

第1章 子育て・子育てをみんなで支え、 子どもたちの明るい声がひびくまち

A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり【子育て】

- A1-1 子どもの健やかな成長への支援
 - (1) 子どもの成長への支援
- A1-2 子育て家庭への支援
 - (1) 子育て家庭への支援
- A1-3 子育て・子育てを育む地域づくり
 - (1) 地域社会全体での子育て支援
- A1-4 子ども・若者に対する多角的な支援
 - (1) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

●「目指すまちの姿」を実現するための「政策」です。各章に1～4つの政策を掲げます。

A2 人と学びを未来につなぐまちづくり【教育】

- A2-1 確かな学力を育む教育の推進
 - (1) 新学習指導要領の全面実施に伴う教育課程の充実及び指導方法の工夫・改善
- A2-2 豊かな心を育む教育の推進
 - (1) 道徳教育や集団活動を通じた人権尊重の精神の涵養や人間関係形成力の育成
 - (2) いじめや不登校の未然防止と組織対応を重点とした取組の推進
- A2-3 健やかな体を育む教育の推進
 - (1) 健康の保持増進のための指導の充実
 - (2) 体力向上に向けた教育活動の充実
- A2-4 児童・生徒の学びを支える環境づくり
 - (1) 児童・生徒・学校への支援の推進
 - (2) 地域との連携の推進

●「政策」を実現するための「施策」です。政策ごとに2～5つの施策を掲げます。

●「施策」の「目指すまち姿の実現」に向けた今後10年間の「主な施策の方向性」です。施策ごとに1～4つを掲げます。

政策についての見方

政策A 1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

<現状と課題>

平成 27 年度から始まった……

- 「現状と課題」は、市のこれまでの取り組みや、政策を取り巻く環境についての「現状」、政策を実現するための主要な「課題」を記載します。

施策についての見方

● 施策の目的（何のためにやるか）と、目的が達成されたときの「まちの姿」を記載します。

施策
A1-1

子どもの健やかな成長への支援

1 施策のめざす姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために……

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	平成 29 年(2016 年)度	平成 34 年(2022 年)度	平成 40 年(2028 年)度
① ●●●●事業への参加者数	■■■人	■■■人	■■■人
② ●●●●達成率	■■%	■■%	■■%
③ ●●●●数	■■■	■■■	■■■

【出典：①・③ ●●●●課 ② ●●●●調査】

● 「施策の目指す姿」の実現に向けた取り組みを行うことにより得られる成果を数値で表すことにより、毎年度の達成状況を分かりやすく表します。

● また、目標値を設定し、事業の重点化・縮減や優先順位などを検討する上での判断材料とすることで、施策の目指す姿の達成に向けた進行管理を行います。

● なお、現状値は、原則として、2016（平成29）年度の数値を用います。

●政策の「現状と課題」を踏まえ、「課題解決」=「施策の目指す姿の実現」に向けた今後 10 年間の主な施策の方向性を記入します。※括弧数字で記入

3 主な施策の方向性と今後 4 年間の重点的な取り組み

(1) ●●●●への支援

- ① ■■■■■■推進（視点1-①、視点2-①）
 - 未就学児の.....
 -
- ② ■■■■■■活動の支援
 - 様々な.....

(2) ●●●●の充実

- ① ■■■■■■参加の充実
 - 子どもたちの.....
- ② ■■■■■■の早期支援
 - だれもが.....

4 施策の実現に向けて市民は...

- 子どもを.....
- 家庭では.....
- 様々な.....
- 事業者は.....

5 関連する主な計画

- ◆多摩市子ども・子育て支援事業計画

●今後 10 年間の主な施策の方向性を踏まえた取り組みのうち、「今後 4 年間の重点的な取り組み」を記入します。※丸数字で記入

●どの「重点課題解決に向けた視点」に対応するのかがわかるように、「視点1-①」のように、対応する「重点課題解決に向けた視点」の番号を記載しています。

※番号は P29～33 参照

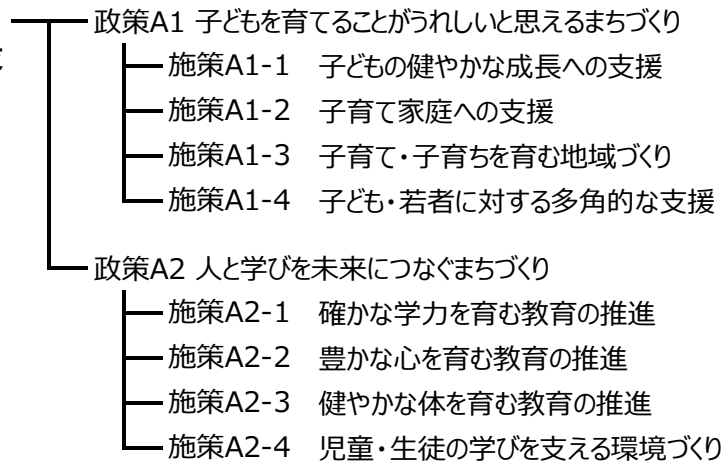
施策の実現に向けた市民の取り組みを例示として示します。ここでいう「市民」は、個人としての市民だけではなく、「家庭」、「地域」、「事業者」など多摩市自治基本条例上に定義されている幅広い意味での市民を指します。

記載にあたっては、市民アンケートや市民ワークショップから出された意見、現在既に行われている取り組みなどから、代表的な取り組みを抜粋しています。

2 基本計画の目標体系

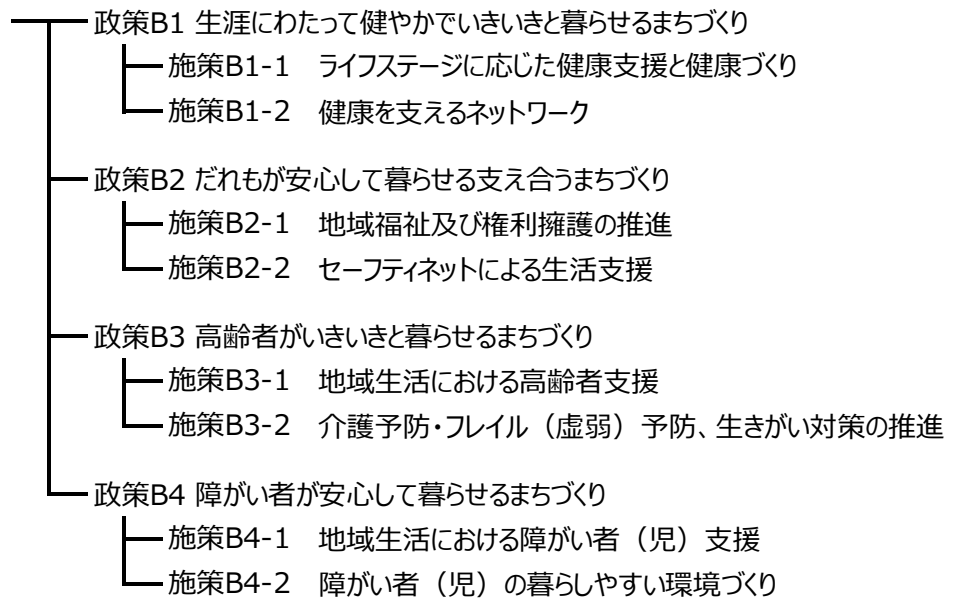
【目指すまちの姿1】

子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち



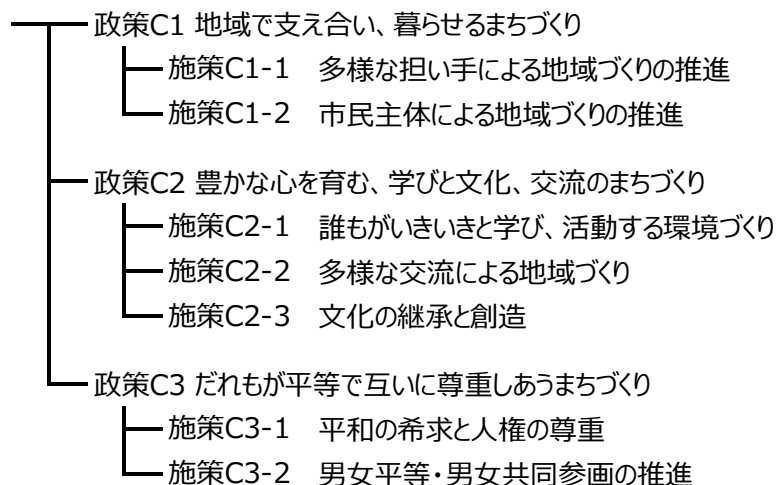
【目指すまちの姿2】

みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち



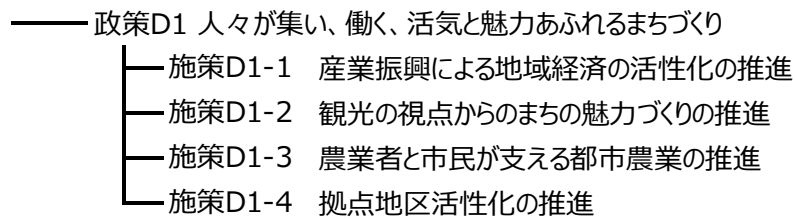
【目指すまちの姿3】

みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



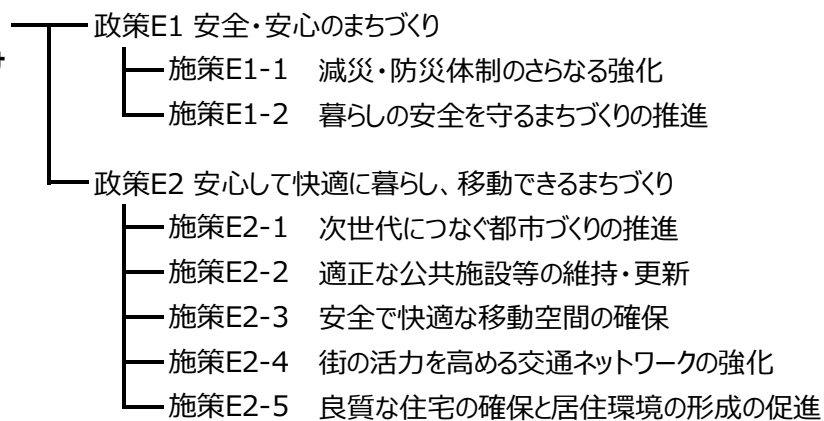
【目指すまちの姿4】

**働き、学び、遊び みんなが
活気と魅力を感じるまち**



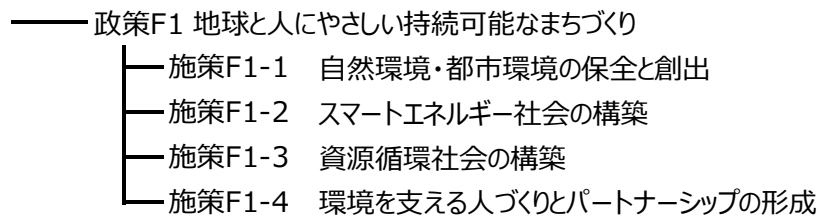
【目指すまちの姿5】

**いつまでもみんなが住み続け
られる安全で快適なまち**



【目指すまちの姿6】

**人・自然・地球 みんなで環
境を大切にすまち**



第 1 章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち



政策A 1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

〈現状と課題〉

2015（平成 27）年度から始まった第 2 期基本計画と同時に「多摩市子ども・子育て支援事業計画（多摩市子ども・子育て・わくわくプラン）」が始まりました。それは「子ども・子育て支援新制度」の始まりでもあり、市町村が自らニーズを把握し実施主体となることでより地域の特色を反映したものとなりました。

乳幼児のための保育施策では 2015（平成 27 年）度から 2018（平成 30）年度までの 4 年間で、364 人の定員拡大を図るとともに、新制度幼稚園移行、幼稚園全園での預かり保育の実施など様々な子育て支援施策を展開してきましたが、子どもの出生数は減少傾向にありながら待機児童数は減少せず、保育に対するニーズが高まっていることが伺えます。また、保育士を確保することも待機児童対策にとって重要な課題となっています。

学童クラブはこの 4 年間で 289 人の定員増を図りつつ、障がい児のみ 5・6 年生の受け入れを始めたものの、待機児童数は着実に減少し、小学校への移設も順調に進んでいます。

女性の就業率は 71.6%^{※1} と 10 年前より 10%も上昇し、これからも女性の社会進出への力強い後押しがこれからも求められています。引き続き保育（学童を含む）需要については社会の動向を注視しつつ、速やかな対応が必要となります。

子育て・若者を取り巻く環境は、女性の社会進出のみならずライフスタイルの変化、人生の価値観、世帯の収入等様々な要因が複雑に絡み合い、彼らの将来を左右します。将来を担う子ども・若者のための施策は、義務教育就学児医療費の実質無料化、児童虐待対応、若者対策、子どもの貧困対策、児童館の役割、地域子育て支援拠点の充実等様々な分野に及びます。課題はそれぞれの個別施策が、切れない目のない支援として市民を支え、子育てしやすいまちづくりとして評価されることです。

平成 32 年度からの次期子ども・子育て支援事業計画はそれらを見据えることが求められます。総合計画第 3 期基本計画と歩調を合わせ、地域特性を的確に捉え、従来の方針を見据えつつ、柔軟な対応も視野に入れながら場合によっては根本的に施策を変更して推進することの検討も必要になるかもしれません。

これからは、将来を担う子ども・若者が地域の中で生き生きと暮らせる社会の実現にむけて、各機関と連携しながら、子ども・若者に対する様々な課題に正面から立ち向かい、迅速で的確な対応が求められています。

※1 71.6%：国勢調査結果 25 歳～44 歳の女性に就業率

1 施策のめざす姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①児童館の登録児童数	60.1%	68.0%	75.0%
②青少協地区委員会活動への青少年参加者数	20,481 人	20,800 人	22,000 人
③夏休みボランティア体験者数	339 人	※調整中	

【出典：①・②児童青少年課 ③多摩市社会福祉協議会】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 子どもの成長への支援

① 子どもと親子の居場所づくりの推進（視点2-①、視点2-③）

- 児童館等では、未就学児の親子が交流する地域子育て拠点事業とともに、小学生の放課後の居場所として、様々な行事等の展開や、中高生のニーズを反映させた魅力ある取り組みを行います

② 青少協地区委員会活動の支援

- 地域における青少年健全育成の主体である地区委員会の活動について、従来からの各種情報提供や各団体間の意見交換の場の設定とともに、新たな時代の変化に適応した地区委員会活動の支援を行います

③ 体験・社会参加の充実

- 子どもたちの社会体験として、夏休みボランティア体験を実施など、子どもたちの社会体験や異世代交流を図ります

④ 児童虐待の防止と早期発見・早期支援（視点2-③）

- だれもが、子どもを一人の人として尊重し、子どもの成長を支援します。また、子どもの人権を守るために、関係機関と連携し児童虐待防止・早期発見を図り、市民への啓発を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 子どもを一人の人として尊重します
- 家庭では、子どもの地域行事への参加を勧めます
- 様々な地域行事を実施し、子どもの居場所をつくります
- 高校生、大学生は遊びのリーダー役を担います
- 事業者は、子どもの健全な育成環境に配慮した事業活動を行います

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

1 施策のめざす姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、子どもの最善の利益に配慮した多様な働き方やライフスタイルが尊重され、子育ての喜びが感じられるよう、多様なサービス基盤のもとに社会的な支援が展開されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①子ども・子育て支援法に基づく指導検査の実施	0.0%	60.0%	100.0%
②子育てひろば事業（地域子育て支援拠点）への利用者数	94,005 人	115,000 人	115,000 人
③認可保育所の待機率（0 - 2 才児）	5.9%	0.0%	0.0%
④学童クラブの待機児童数	80 人	0 人	0 人

【出典：①子ども・子育て支援法に基づく指導検査 ②子育て総合センター ③子育て支援課 ④児童青少年課】

※①は「実施施設数/施設数」で算出 ③は「（待機児童数 - 空き定員）/利用児童数 + 待機児童数」で算出

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 子育て家庭への支援

① 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化（視点2-①）

- 待機児童解消に向けて、様々な保育形態を組み合わせ保育定員の確保や、保育士の人材確保を図り、市民の社会での活躍の機会等の支援を進めます。また、児童推計などにより需要の把握に努め、学校敷地外にある学童クラブを計画的に敷地内へ移設します
- 子ども・子育て支援制度に基づく多様なサービスを提供していきます

② 持続可能な魅力ある保育サービスの提供（視点2-①）

- 保育の量的充足の対策と並行して、保育士のキャリアアップや処遇改善に継続して取り組み、魅力ある保育サービスを提供します

③ ひとり親家庭への支援

- 家庭の経済状態等に子どもの将来が左右されることの無いよう、経済的支援を行うとともに、子どもの学習機会の確保を支援します

④ 児童虐待の防止と早期発見・早期支援

- 子育て家庭の育児負担の軽減や地域での孤立化を防ぐために、在宅サービス、相談・情報提供を受ける機会の充実を図ります

⑤ 地域子育て支援拠点の地域支援機能の強化

- 地域の身近な拠点として、妊娠期から関係機関と連携して、子育てに関する相談支援を行い、子ども家庭の居場所となるよう機能を強化します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭では各種制度等の情報収集と活用に努めます
- 乳幼児健診や予防接種などを通じて、適切に子どもの発育・発達や感染症予防に関わり、食育等子どもの健康づくりに積極的に取り組みます
- 地域のひろば事業に足を運び、友達や仲間づくりをします
- 事業者は子育てしやすい就業の仕組みをつくります

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

1 施策のめざす姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域みんなが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民相互の支え合いが展開されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①ファミリー・サポート・センターの利用・提供 会員数	1,305 人	1,500 人	1,800 人
②子どもの安全を見守る地域の大人の数 (延人数)	5,200 人	5,500 人	6,000 人
③放課後子ども教室への参加児童数	33,791 人	35,000 人	38,000 人

【出典：①子育て総合センター ②児童青少年課・防災安全課 ③児童青少年課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地域づくりの推進

① 地域コミュニティによる子育て支援の充実（視点2-①）

- 市民相互援助活動であるファミリー・サポート・センター^{※1}事業の拡大を図るため、新たな提供会員の担い手を増やす手法を検討します。また、地区委員会をはじめとする、様々な地域の団体等と児童館の連携強化を図り、地域で顔の見える関係づくりを推進します

② 地域における見守り活動の充実（視点2-①）

- 多摩市青少年問題協議会^{※2}の提言に基づき、子どもの見守りについて、地域・学校・行政が提言の方向性に沿った施策を展開します。
- 「こども110番」活動について、引き続き、関係機関からの情報提供・情報共有の推進を図りながら、避難所協力者の開拓等を進め、活動の充実に向けた支援を行います

③ 持続可能な放課後子ども教室活動（視点2-①）

- 子どもたちの多様な体験の場である放課後子ども教室の運営について、地域の担い手の固定化・高齢化が進行し不足するなか、新たな担い手の確保を目指します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 子育て子育てがしやすい地域環境にするため地域活動に参加し、ネットワークをつくります
- 子育てした経験を子育て支援に活かします
- 事業者は、地域の子育て支援活動に協力します
- 地域では、子どもたちの見守り活動をします

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

※1 **ファミリー・サポート・センター**：「子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）」と「子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）」が会員になり、子育てに奮闘しているお父さん、お母さんを地域で支え合う子育て支援の会員組織のこと

※2 **多摩市青少年問題協議会**：子どもたちが健やかに成長することができるよう、関係機関・団体相互の連絡調整を図りながら、青少年を取り巻く諸課題について検討・審議を行う市長の附属機関

1 施策のめざす姿

子どもや若者が地域の中で支えられるなかで、自己を確立し、社会との関わりを自覚しながら健やかに成長し、多様な他者と協働しながら社会を担っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①若者のひきこもり相談件数（延件数）	5 件	43 件	43 件
②他支援機関につながった割合 （他機関につながった数/相談延件数）	0%	15.0%	20.0%

【出典：①・②児童青少年課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

① 世代に応じたひきこもり支援の推進（視点2-③）

- ひきこもりに関する啓発を進めるとともに、相談事業の実施により適切な支援機関等につなぎ、若者の自立に向けた支援を行います。また、不登校とひきこもりの関連にも注目し教育委員会とも連携を図ります
- 子ども・若者の健やかな成長のためには、あらゆる分野でそれぞれの役割を果たすとともに、連携して取り組みが必要とされます。各関係機関や団体の連携を図り、切れ目の無い子ども・若者の育成に取り組みます

② 地域の中での支援ネットワークづくり（視点2-③、視点3-③）

- 地域のなかで相談できる体制づくり、居場所づくりに取り組みます

③ 子ども・若者を支援する仕組みづくり（視点2-③）

- 「子ども・若者に関する施策検討懇談会^{※1}」からの意見を受けて、子ども・若者の自立に向けた支援のための仕組みづくりに取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 助けを求めている子どもに気づいてあげることができるように、日頃からのコミュニケーションを心掛けます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

※1 子ども・若者に関する施策検討懇談会：市として子ども・若者の健やかな育成や円滑な社会生活の営みを支援するため、現状の課題やそのための施策や手法などについて有識者や実務者に意見を伺う懇談会

政策 A 2 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

〈現状と課題〉

少子化、高齢化、国際化、情報化が進み、また、環境教育や食育の重要性が高まるなど、子どもたちや教育を取り巻く環境は急激に変化しています。このような中で、未来を担う子どもたちが、健康で幸せな生活を送るために、地球的な視野で身近な暮らしを整え、地域づくりに参加して多様な人々と協働するなど、「持続可能な社会の担い手」として行動することが強く期待されています。そのため、時代の変化に柔軟に対応しつつ、学校・家庭・地域の教育力を高めながら、子どもたちの健やかな成長と「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成が求められています。

多摩市の子どもたちの学力は現在、全国平均を上回っており、概ね良好な状況にありますが、上位者と下位者の二極化傾向が見受けられることから、基礎学力の向上と学習習慣の確立に一層、取り組む必要があります。体力面では全国平均を下回る種目があり、今後の体力向上が課題です。東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、適時適切にスポーツに取り組む機運醸成と体力向上を進めていく必要があります。さらに、いじめの早期発見・早期対応、不登校の子どもたちへの適切な対応、対象者が年々増加する特別支援教育など児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実、また、多様化・複雑化する教育相談の需要に応える体制整備などが必要です。

一方、子どもたちの教育を支える環境整備の充実も重要です。学校施設に関しては、ニュータウン開発に伴い同時期に開校した学校が多いことから、老朽化の状況と今後の児童・生徒数の動向なども踏まえつつ、計画的に改修や改築を行っていく必要があります。児童・生徒の健康増進や安全確保、また、教員の働き方改革と資質向上に向けた取り組みも急務です。

さらに、これら多くの課題に対応するためにも、これまで以上に地域ぐるみで子どもたちを支え、育む仕組みづくりが必要です。現在の学校地域支援本部の取り組みを発展させ、地域や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進め、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを行う必要があります。

1 施策のめざす姿

児童・生徒の確かな学力を育むために、自ら主体的に学び、考え、行動する力をもち、個性と創造力豊かな人を育成する教育が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①全国学力・学習状況調査（算数・数学）における「知識」に関する問題の平均正答率	69.0%	全国平均 +3 ポイント	全国平均 +4 ポイント
	(全国平均 66.0% +3 ポイント)		
・小5	80.0%	全国平均 ±0 ポイント	全国平均 +2 ポイント
・中2	(全国平均 81.0% -1 ポイント)		

【出典：①全国学力・学習状況調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 新学習指導要領の全面実施に伴う教育課程の充実及び指導方法の工夫・改善

① 多様な学習機会の提供

- 児童・生徒の基礎学力の向上、及び学習習慣の確立のために、地域未来塾^{※1}による補習等の学習支援を保護者・地域の協力の下に実施します

② 持続発展教育・ESD^{※2}の推進（視点2-②）

- 主体的・対話的で深い学びを促進するために、持続発展教育・ESDを通じた教科等横断的な学習を推進し、SDGsを意識した教育活動を展開します。また、学校図書館及び市立図書館の連携を更に深め、学校図書館の図書や新聞などを活用し、探究的な学習の充実を図ります

③ 英語教育の推進（視点2-②）

- グローバル人材の育成の観点から、児童・生徒の英語力、及び教員の英語指導力を向上するために、市内企業と連携したオンライン英会話、英語4技能検定、また、小学校教員対象の研修を充実させます

④ 情報教育の推進

- 児童・生徒の学習の基盤となる情報活用能力や基礎的・基本的な知識・技能を育成するために、タブレットを活用したプログラミング教育や繰り返し学習を推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、子どもが学校で力を十分に発揮できるように、基本的な生活習慣の確立に努めます
- 家庭は、学校の方針を理解し、保護者のできることについては積極的に協力します
- 地域、大学、NPO および事業者等は、農業体験や外国人との交流など、子どもの体験学習の機会を提供します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市子どもの読書活動推進計画

※1 **地域未来塾**：児童・生徒の基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指し、地域の方・大学生・元教員に「学習支援員」として協力してもらいながら、授業以外の時間に校内で補習授業を行う取り組みのこと

※2 **持続発展教育・ESD**：持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育のこと、特に2つの視点が重要。1つは人格の発達や人間性の育成、もう1つは人・社会・自然というさまざまな他者との関係性を認識するとともに関わりとつながりを尊重する人材の育成を目指す

1 施策のめざす姿

児童・生徒の豊かな心を育むために、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人を育成する教育が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①全国学力・学習状況調査（質問紙調査）における「いじめはいけない」と回答した割合			
・小5	80.0%	100%	100%
・中2	68.5%	100%	100%
②小・中学校の不登校出現率			
・小学校	0.41%	0.35%	0.30%
・中学校	4.68%	3.85%	3.25%
③不登校児童・生徒のうち、学校の教員以外の支援がある児童・生徒の割合			
・小学校	48.3%	100%	100%
・中学校	34.3%	100%	100%

【出典：①全国学力・学習状況調査 ②・③児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 道徳教育や集団活動を通じた人権尊重の精神の涵養や人間関係形成力の育成

① 道徳性・社会性の育成を重視した教育の充実

- 自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳科の授業の質的な改善を図ります。
- 児童・生徒の人間関係を築く力を養うための自主的・実践的な自然体験活動等を充実させます

(2) いじめや不登校の未然防止と組織対応を重点とした取組の推進

① 未然防止や早期発見・早期対応に向けた確実な取り組みの推進

- 新たないじめや不登校を生まないために、小中学校間の引継ぎを確実にを行うとともに、未然防止に向けた情報・行動連携を推進します。また、「いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校における組織的な対応の充実を図ります

② 保護者、関係機関等との連携の推進（視点2-③）

- 不登校の解消のために、保護者をはじめ、教育センターや子育て総合センター、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、適切なアセスメント及び支援を検討するとともに、適応教室や遠隔教育等による不登校児童・生徒への学習支援を推進・充実します
- インターネット・SNS相談について、専門性が高い実施方法へ見直しを行うとともに、スクールソーシャルワーカー^{※1}や教育相談機能等を活用し、関係機関との連携の下に若者・ひきこもり対策につながる体制を構築します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域は、親が子育てに喜びと充実感を得られるように、親と子がともに学び合い育ち合うことができる機会づくりに努めます
- 市民による野外活動や文化教育的な活動を通じて、子育てを見守り支え合うことができるようにします
- 地域や大学、NPO、事業者等は子どもたちに知識・技能・人間関係・社会性等を育むため、体験活動等の機会を提供するとともに、地域全体で子どもたちの健全育成を推進します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市子どもの読書活動推進計画

※1 スクールソーシャルワーカー：社会福祉等の専門知識や技術と、学校、家庭、関係機関等とのネットワークを活かして、問題を抱える児童・生徒に支援する者。平成20（2008）年度から配置

1 施策のめざす姿

児童・生徒の健やかな体を育むために、健康で安全な生活習慣を重んじる人を育成する教育が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均値			
・小5	男：55.3% 女：55.5%	男：56.5% 女：56.5%	男：58.0% 女：58.0%
・中2	男：41.8% 女：51.8%	男：44.0% 女：53.0%	男：47.0% 女：56.0%
②全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合			
・小5	男：69.2% 女：58.8%	男：72.0% 女：62.0%	男：75.0% 女：65.0%
・中2	男：60.5% 女：50.9%	男：62.0% 女：52.0%	男：65.0% 女：55.0%

【出典：①・②全国体力・運動能力、運動習慣等調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 健康の保持増進のための指導の充実

① 健康教育の充実

- 児童・生徒の健康の保持増進のため、各種の健康診断を適切に実施していくとともに、健康に対する意識の啓発を図ります。また、性教育・がん教育など、新たに学習指導要領に示された課題に対する指導を充実させます

② 食育の推進

- 食習慣をはじめとした望ましい生活習慣の形成のために、栄養教諭や栄養士と連携した食育を推進します

③ アレルギー疾患対応に向けた体制の充実

- アレルギー疾患に迅速かつ的確に対応するため、学校、保護者、給食センターの連携・協力の体制をさらに充実します

(2) 体力向上に向けた教育活動の充実

① 体力向上に向けた取り組みの推進・充実（視点2-②）

- スーパーアクティブスクール^{※1}の研究成果を活用した指導を充実するとともに、各校の課題に応じた取り組みを推進します。
- オリンピック・パラリンピック教育の実践を生かし、運動への関心を高める取り組みを充実します

② 持続可能な部活動の環境整備

- 部活動の在り方に関して、学校・生徒・保護者での共通認識を図り、持続可能な部活動運営を促進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、食事・運動・睡眠・休養等の調和のとれた生活習慣を身につけるよう子どもを育てます
- 家庭は、子どもの生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達に努めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市食育推進計画

※1 スーパーアクティブスクール：オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ児童・生徒の育成を目指して、東京都により、特に体力向上に先進的に取り組む中学校。多摩市からは聖ヶ丘中学校が対象となっている

1 施策のめざす姿

児童・生徒の学びを支える環境づくりのために、学校施設等の整備・改善や、一人ひとりの状況に応じた支援の充実とともに、学校・家庭・地域の相互理解と連携・協働による多様な活動が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①市立小中学校の全トイレの洋式化率	51.2%	70.0%	80.0%
②市内小中学校における地域学校協働本部への移行校数			
・小学校	0校	全校	全校
・中学校	0校	全校	全校
③市内小中学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置校数			
・小学校	0校	全校	全校
・中学校	0校	全校	全校

【出典：①東京都・トイレの洋式化状況調査 ②・③多摩市教育委員会調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 児童・生徒・学校への支援の推進

① 学校施設・設備等の老朽化対応（視点2-①）

- 国の交付金や東京都の補助金の確保を見据えた計画的な施設改修と、老朽化した学校備品の入れ替えを推進します

② ICT機器の活用推進及び計画的な更新

- 児童生徒へ分かりやすい授業を提供して「確かな学力」の育成を目指すとともに、教員の校務事務の負担を軽減するため、ICT機器の活用推進と計画的な更新を行います

③ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実（視点2-③）

- 多摩市特別支援教育推進計画に基づき、保護者・市民の特別支援教育^{※1}の理解・啓発を進め、学校の合理的配慮を推進し、一人ひとりが自分に自信をもって学校生活を送れるように支援を行います
- 外国語を母語とする児童・生徒に対して、日本の学校生活に適応し、学力を高められるよう、個々の実態に応じた日本語指導の支援を行います

④ 就学支援の実施

- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者等に対して、就学のための必要な援助を行います

(2) 地域との連携の推進

① 学校と地域の連携・協働の推進（視点2-①、視点3-③）

- 学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって子どもたちを育むために、全小中学校で学校運営連絡協議会を学校運営協議会^{※2}へ、学校支援地域本部を地域学校協働本部^{※3}へ段階的に移行し、学校運営改善の仕組みを整えるとともに、地域のつながりを広げ、持続可能な仕組みを構築します

② 安心して登下校できる環境づくり（視点1-⑤）

- 保護者や地域による登下校時の見守り活動に対する支援や、関係機関との連携による防災・防犯への取り組みを充実させます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 家庭は、子どもたちの育成が地域全体で担われていることを理解し、地域活動に積極的に参加します
- 地域の人たちが教師役になる等、子どもたちにさまざまな経験や知恵等を伝えることにより、将来を担う子どもたちを育てます
- 地域、大学、NPO および事業者等は、児童・生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術などを積極的に提供します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市教育振興プラン
- ◆ 多摩市特別支援教育推進計画
- ◆ 多摩市ストックマネジメント計画

※1 特別支援教育：児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切に指導を行い、児童・生徒の生きる力を育成するための教育のこと

※2 学校運営協議会：地域学校協働活動推進員が主体となり、地域住民、団体等による緩やかなネットワークを構築する協議会。学校の支援活動を通じた気づきの共有、活動の改善・充実に向けた意見交換等を行う。

※3 地域学校協働本部：学校と地域の連携・協働を推進を目的として、学校運営に関して協議する機関。学校運営の基本方針について承認等を行う。

第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療】	B1-1	ライフステージに応じた健康支援と健康づくり
	(1)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
	(2)	科学的根拠に基づいたがん検診の実施及び受診率向上の取り組み
	(3)	健康づくり活動のさらなる充実
	(4)	受動喫煙防止対策の強化
	B1-2	健康を支えるネットワーク
	(1)	保健医療体制の充実
(2)	予防接種の推進	
(3)	医療保険制度の適正な運営	
B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり【地域福祉】	B2-1	地域福祉及び権利擁護の推進
	(1)	地域福祉の推進
	(2)	権利擁護の推進
	B2-2	セーフティネットによる生活支援
	(1)	生活困窮者の包括的な相談支援の充実
(2)	犯罪被害者等支援の推進	
B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり【高齢者支援】	B3-1	地域生活における高齢者支援
	(1)	地域包括ケアシステムの深化・推進と高齢者の生活を支えるサービスの充実
	(2)	介護保険制度の健全な運営
	B3-2	介護予防・フレイル（虚弱）予防、生きがい対策の推進
	(1)	フレイル（虚弱）予防の充実
(2)	高齢者の生きがいづくりの推進	
B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり【障がい者支援】	B4-1	地域生活における障がい者（児）支援
	(1)	相談支援体制の充実
	(2)	サービス体制、活動の場の充実
	(3)	障がい者（児）への支援の充実
	B4-2	障がい者（児）の暮らしやすい環境づくり
	(1)	保健・医療・教育・雇用等の関係機関との連携強化
	(2)	障害への理解・差別解消の促進
(3)	地域における相互支援体制の構築	

政策 B 1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

＜現状と課題＞

少子化・高齢化、人口減少が進んでも、だれもが身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送るためには、「健康」で「幸せ」を実感できる「健幸都市・多摩市」に実現に向けて、行政、市民、事業者等が連携し様々な取り組みを進めることが重要です。

また、超高齢社会の進展に伴う多様な医療ニーズに対応し、だれもが引き続き安全・安心して暮らせる地域を作っていくためには、保健医療介護体制をさらに充実させ、地域において包括的なケアを推進する取り組みが必要です。

健康づくりに無関心な層や、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層にも届くような情報発信、関心はあるが実際の行動に至っていない層を後押しするきっかけづくりなど、市民の生涯にわたっての健康保持、増進を図ることが求められています。このため、将来の健康課題や地域の特性を踏まえ、関係機関と連携しながら健康づくりの活動を推進することが必要です。

現在の疾病構造は、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が中心となっています。このため、日々の健康づくり活動や生活習慣改善などの予防的な活動以外にも、早期発見、早期治療へ結びつけるための各種検診事業、市民の健康データを活かした重症化予防事業など市の実情に合わせた具体的な取り組みが必要です。

一方、安全・安心のためには、普段から、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進するとともに、不測の事態に対応可能な救急医療体制や感染症対策、災害医療体制の充実についても関係機関、周辺自治体と連携ししっかりと取り組んでいく必要があります。

また、安心して子どもを生み育てることができ、健やかな成長を促がすためには、妊娠期から出産、子育て期にかけてのきめ細やかで切れ目ない支援が必要であり、子育て関係機関とも連携しながら様々な取組みを充実させる必要があります。さらに乳幼児期からの生活習慣は成長期に大きく影響することから、食育活動などを通じ、妊娠期、幼少期からの家族の健康管理、望ましい生活習慣の定着への取組みを充実させる必要があります。

なお、国民皆保険の基礎として医療制度上、重要な役割を果たしている国民健康保険制度は、財政上の構造的な課題を抱えており、決算補填等を目的とし毎年 10 億円を超える法定外一般会計繰入を行っている状況が続いています。多摩市では、財政の健全化を図るとともに、保険者機能を強化し国民健康保険の安定的な運営を目指すため、「第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定しており、今後、指針に示す「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の 3 項目を推進し、保険者機能の強化を図っていく必要があります。

1 施策のめざす姿

豊かでいきいきとした毎を送るため、ライフステージにあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①自分が「とても健康」「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	76.6%	77.0%	78.0%
②健康のために実践していることがある市民の割合	62.1%	64.0%	66.0%
③受動喫煙により健康影響を受けるもののうち心臓病・脳卒中へ影響を与えると知っている市民の割合【※現在調整中】	46.6% (心臓病)	50.0% (心臓病)	60.0% (心臓病)
	44.5% (脳卒中)	50.0% (心臓病)	60.0% (心臓病)
④妊婦面接実施率	57.5%	65.0%	80.0%

【出典：①・②・③多摩市政世論調査 ④健康推進課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

① 包括的な支援体制の構築（視点2-①、視点2-②）

- 子育て世代包括支援センター事業を実施し、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて包括的な支援体制を構築します。
- 既存の子育て関係課及び関係施設との役割分担と有機的な連携の仕組みを整理し、ハイリスクアプローチ^{※1}に加え、ポピュレーションアプローチ^{※2}の充実・強化を目指します

② 関係機関との連携強化

- 発達課題のある乳幼児及びその家族について、就学後を見据えて、必要な支援・相談を受けることができるよう健康センター、発達支援室、保育園・幼稚園等の地域の関係機関との連携体制を強化します

(2) 科学的根拠に基づいたがん検診の実施及び受診率向上の取り組み

① 質の高いがん検診実施体制の充実

- がん検診受診率・要精検者の精密検査受診率が向上するような取組みの工夫や、制度管理の整備、自己負担額や国指針以外の検診の実施方法等も含め、より質の高いがん検診が実施できる体制を充実させます

(3) 健康づくり活動のさらなる充実

① 健康づくり活動と食育の推進（視点1-①）

- 健康づくりに無関心な層や、関心があっても実際の行動に踏み出せていない層にも届くような情報発信や、関心はあるが実際の行動に至っていない層を後押しするきっかけづくり、市民が生涯にわたって健康の保持増進を図る健康づくり活動を推進します
- 食育推進計画に基づきライフステージごとの施策を充実させます

(4) 受動喫煙防止対策の強化

① (仮称) 多摩市受動喫煙防止条例施行に伴う取り組み

- 受動喫煙防止についての普及啓発、対策を実施し、特に子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人を受動喫煙から守れるまちづくりを目指します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 食に対して関心を持ち、バランスのとれた食生活を心がけます
- 自分の健康は自分で守るということを意識し、生活習慣を見直してライフステージに応じた健診を定期的に受診します
- 健康的な生活を送るため、ウォーキングなどに自主的に取り組みます
- 各種乳幼児健診や相談事業を積極的に利用し、子どもが健やかに育つように努めます
- 医療機関は医療情報を適切に提供するとともに、適切な医療を市民が安心して受けられるよう努めます
- 事業者は自主的な健康づくりの応援に取り組みます
- 健康に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康な生活を続けるための生活習慣を実践します

5 関連する主な計画

◆多摩市食育推進計画 ◆多摩市子ども・子育て支援事業計画 ◆多摩市健幸まちづくり基本方針

- ※1 ハイリスクアプローチ：対象者を限定せずに地域住民全体に働きかけることで、地域全体の健康度が阻害される危険性を低減する取り組み
- ※2 ポピュレーションアプローチ：要介護認定者など健康が阻害される可能性が高い住民を対象に絞り込んで対応する取り組み

1 施策のめざす姿

安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①国民健康保険特定健康診査実施率	47.5%	58.0%	60.0%
②かかりつけ医師を持つ市民の割合	54.4%	58.0%	60.0%
③第 2 期麻しん風しんワクチン定期予防接種率	93.4%	94.0%	95.0%

【出典：①保険年金課 ②多摩市政世論調査 ③健康推進課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 保健医療体制の充実

① 多摩市版地域医療構想策定事業の取り組み（視点1-③、視点1-④）

- 将来的な医療、介護ニーズを踏まえ、多摩市における地域包括ケアシステム^{※1}の推進のため、誰もが在宅で安心した生活が送れるよう医療・在宅療養環境の整備に努めます

② 救急医療体制の充実（視点1-③）

- 初期救急^{※2}を担う市と二次救急^{※3}・三次救急^{※4}を担う東京都とともに消防署、医療機関等と連携し、救急医療体制の充実に努めます

③ かかりつけ医・歯科医の啓発（視点1-③）

- 地域に密着し、健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介するなどの役割を持つ、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの啓発を行います

(2) 予防接種の推進

① 定期予防接種の機会確保に向けた取り組み

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防し、個人の発病及び重症化の予防のために、医療機関の協力のもと、定期予防接種の接種機会を安定的に確保し、円滑に実施します。また、定期予防接種の実施状況の把握に努め、接種の種類や時期等をわかりやすく情報提供を行い、乳幼児健診等の機会を捉え、予防接種を勧奨します

(3) 医療保険制度の適正な運営

① 国民健康保険制度の健全な運営

- 「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に基づき、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の取り組みを推進し、保険者機能の強化を図ることで、国民健康保険制度の安定的な運営を目指します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医を持ちます
- 感染・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます
- 医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供します
- 地域の診療所・歯科診療所は病院との円滑な連携に取り組んでいきます
- 病気の治療や介護サービスを受けるには、一定の費用がかかることを理解します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域福祉計画
- ◆ 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ◆ 多摩市障がい者基本計画
- ◆ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画
- ◆ 多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画

※1 **地域包括ケアシステム**：重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※2 **初期救急**：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）

※3 **二次救急**：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）

※4 **三次救急**：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）

政策 B 2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

<現状と課題>

本市では、だれにでも安全で快適な地域生活環境のまちづくりを推進してきました。しかし、少子高齢化や核家族化、さらに高齢者単身世帯の増加もあり、家族間や隣近所とのつながりの希薄化など、支え合いの基盤が弱まってきています。また、介護不安、虐待、生活困窮など、福祉に対する課題やニーズも多様化複雑化し、複合的な支援が必要となる対応の難しいケースが多くなってきました。

この様な中、我が国では毎年約 2 万人が自ら命を絶っており、「生きることの包括的な支援」としての様々な取り組みの推進・充実や高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために権利擁護の推進等も求められている社会課題です。

本市においては、平成 27 年度より生活困窮者自立支援事業が実施され、その相談件数が年々増加しています。平成 30 年に生活困窮者自立支援法が改正され、自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務化、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施や関係機関間の情報共有を行う会議体の設置等が位置づけられました。このため、複雑かつ多様化している生活困窮者の抱える課題に対応するため、就労、家計、住まい等様々な面から自立に向けた支援を早期かつ機関間で連携しながら包括的に提供できる支援体制の充実が必要となっています。

また、犯罪被害者等の多くは、住み慣れた地域で安心して生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民の理解を深めることが課題です。

一方で地域の支え合いの重要な担い手である自治会等の組織がない地域や、民生委員・児童委員の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉のネットワークづくりが重要です。だれもが住み慣れた地域で自分らしく生活するための横断的相談・支え合いの仕組み(多摩市版地域包括ケアシステム)の構築を引き続き進め、「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

1 施策のめざす姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支えあっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	18.5%	22.2%	26.6%
②地域活動や行事、またはボランティア活動に「現在参加している」「これまでに参加したことがある」と回答した市民の割合	71.1%	75.0%	80.0%
③民生委員・児童委員の欠員地区ゼロを目指し、地域からの候補者選考経て東京都に推薦を行う人数	94 人	103 人	112 人
④多摩市内における自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	18.9 人	14.2 人	11.3 人

【出典：①・②多摩市政世論調査 ③福祉総務課 ④警察庁自殺統計】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地域福祉の推進

① 多摩市社会福祉協議会との連携と支援（視点3-③）

- 多摩市社会福祉協議会との連携・支援、地域福祉コーディネーター^{※1}の普及により、地域での市民による支え合いの仕組みである地域福祉推進委員会の取り組みを推進します

② 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進（視点3-③）

- 地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、多摩ボランティア・市民活動支援センターの機能充実に向けた支援を行います

③ 民生委員・児童委員活動の充実（視点3-③）

- 地域での地域福祉の一つの核となるよう、民生委員・児童委員の欠員地域の解消を図るとともに、担い手を確保するための方法について検討を進めます

④ 自殺予防への取り組み（視点3-③）

- 誰も自殺に追い込まれることのない多摩市の実現を目指し、「生きることの包括的な支援」として、地域の見守り活動による危険要因の発見、地域の関係団体との情報共有、関係機関との連携など地域におけるネットワークの強化を進めます

(2) 権利擁護の推進

① 成年後見センター^{※2}及び権利擁護センター^{※3}の機能強化（視点3-③）

- 「成年後見制度利用促進計画」を策定し、判断能力が十分でない高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために法人後見を担う組織を充実させます。また、判断能力が低下した高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために、地域福祉権利擁護事業を推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 「共助の心」を育み地域に広げます
- 地域の話し合いの中で、自ら福祉的課題を見つけ、その解決に向けた取り組みを検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します
- 事業者は地域福祉に関する地域の取り組みに積極的に参加・協力します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域福祉計画
- ◆ 地域福祉活動計画（多摩市社会福祉協議会）

※1 地域福祉コーディネーター：児童から高齢者、障がい者など様々な相談対応や専門機関・サービスへつなぎ、居場所や見守りの仕組みづくり等地域課題の解決に向けた取り組みを行う社会福祉協議会の職員

※2 成年後見センター：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送る上で必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う機関

※3 権利擁護センター：福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行う期間

1 施策のめざす姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇となったときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①生活困窮者自立支援制度の利用による就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	46.0%	75.0%	75.0%
②生活保護世帯の子どもの大学等進学率	30.0%		
③犯罪被害者等相談窓口を「知っている」「聞いたことがある」市民の割合	16.7% (平成 27 年度調査)	18.0%	20.0%

【出典：①・②生活福祉課 ②多摩市政世論調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 生活困窮者の包括的な相談支援の充実

① 生活困窮者を自立相談支援機関に早期に繋げる仕組みづくり

- 「きづく」と「つなぐ」多摩市版地域包括ケア^{※1}の仕組みを活用し、関係者から生活困窮者を早期に自立相談支援機関につなげるためのネットワークを強化します

② 「早期」・「予防」の視点に立った自立支援の強化（視点1-②）

- 被保護者の就労支援の強化及び就労に課題がある被保護者への就労準備支援事業等により労働部門と福祉部門の連携を強化し、多様な就労形態による支援を行います。
- 生活保護受給者の生活習慣病の予防に取り組むとともに、引きこもり状態にある方の早期支援を行います

③ 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化（視点2-②、視点2-③）

- 生活困窮世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業の強化を図り、特に生活保護世帯の子どもの大学進学への支援を強化するとともに、生活習慣をはじめとした環境の向上や親の養育支援についても取り組みます

(2) 犯罪被害者等支援の推進

① 犯罪被害者等支援の強化

- 犯罪被害者やその家族が、住みなれた地域で被害後の心身の状況にあった支援を受けられるよう、犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発や相談窓口の周知に努めます。また、関係機関との連携に加え、庁内の横断的な連携を強化します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- セーフティネットの施策・制度について理解を深めます
- 福祉事業者等は、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につながるよう努めます
- 犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます
- 事業者は犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備に努めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域福祉計画

※1 地域包括ケア（システム）：重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

政策 B 3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

<現状と課題>

本市の平成30(2018)年1月1日現在の高齢化率は27.7%と市民の約4人に1人が65歳以上となっています。団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)になる平成37(2025)年には、高齢化率は30%を超えるとともに、後期高齢者の割合も20%を超えることが予想されるなど、超高齢社会のさらなる進展が見込まれています。このような状況に対応するため、本市では、誰もが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように「多摩市版地域包括ケアシステム」を進め、「健幸都市」を目指しています。

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めるには、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で支え、見守るネットワークの構築の取り組みが必要です。高齢者本人の選択を尊重し、家族はその選択をしっかり受け止め、たとえ介護が必要な状態となっても本人の生活の質を尊重することが重要です。このため、自治会・管理組合・老人クラブや商店街の方々などによるコミュニティへの参加を促すとともに、支える側、支えられる側という画一的な関係だけでなく地域のあらゆる市民が役割を持ち、お互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の構築が求められています。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するためには、「地域包括ケアシステム※1」の中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の強化とともに、ボランティアやNPO、民間企業など多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが求められています。安心して最期を迎えるための医療と介護サービスの連携や、人生の最終段階における選択とプロセスの検討も重要であり、課題でもあります。

一方、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が自ら取り組めるような施策として、介護予防リーダー※2や介護予防ボランティアポイント制度等を活用した市民主体の介護予防の取り組みを拡充していくことが必要です。また、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター事業の充実、生きがいづくりの支援などのほか、シルバー人材センターなど高齢者の就労を通じた地域貢献や生きがいづくりが重要です。

介護保険制度については、3年ごとに改定する多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、在宅サービスや施設サービスなどの介護サービス基盤をバランスよく整備し、高齢者の状態に応じて必要とされるサービスが切れ目なく提供できるよう、介護保険料とのバランスを精査しながら、適切なサービスを検討しています。

1 施策のめざす姿

超高齢社会においても、自助・共助の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていくため、さまざまな担い手と連携して支援しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①地域包括支援センターの周知度	40.5%	59.0%	60.0%
②認知症サポーター養成講座受講者数	11,870 人	13,000 人	15,000 人

【出典：①多摩市政世論調査 ②高齢支援課】

3 主な施策の方向性と今後 4 年間の重点的な取り組み

(1) 地域包括ケアシステム^{※1}の深化・推進と高齢者の生活を支えるサービスの充実

① 地域包括支援センター^{※2}の組織及び機能の強化（視点 3 - ③）

- 団塊の世代が 75 歳以上（後期高齢者）となる 2025 年に向けて、地域包括ケアシステムの中心となる役割を担う地域包括支援センターの相談機能を強化し、総合的なケアマネジメントの推進を図ります
- 地域ケア会議^{※3}を活用し、高齢者が抱える個別の課題から地域全体の課題の解決につながる仕組みや取組を各分野の関係機関と連携しながら検討していきます

② 認知症対策の推進

- 認知症に対する理解の促進と認知症高齢者を緩やかに見守る地域づくりとともに、家族会など介護する家族への支援の充実を図ります

③ 高齢者が暮らしやすい地域づくり（視点1-④）

- 老人クラブ、自治会、管理組合などの市民組織を支援し、地域のでサロン・ラウンジ活動^{※4}を展開するなど、多様な交流・活動を通じて、増加傾向にある一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者を緩やかに見守る地域づくりを進めます
- 生活支援コーディネーター^{※5}を中心としながら「まるっと協議体^{※6}」等で、地域における課題の検討や支え合いや生活支援サービス及び人材育成等について情報共有や連携を行うことで、高齢者が暮らしやすい地域づくりを醸成します

④ 在宅医療・介護連携の推進

- 高齢者やその家族が自宅での在宅療養を選択できるように、在宅医療・介護連携推進協議会を通じて、在宅医療と介護の連携を推進します

(2) 介護保険制度の健全な運営

① 制度の健全な運営とサービスの提供

- 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を適正に運営します
- 市民一人ひとりが状態に応じた適切な介護保険サービスを受けられるよう、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護保険サービスの実現、介護人材の定着・確保と介護給付適性化などの推進に取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域の自治会や管理組合が中心となって、見守り・支え合いについて話し合います
- 認知症サポーター^{※7}養成講座を受講します
- 市民や地域の商店街では、認知症高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らしていけるよう支援します
- 様々な活動に積極的に参加し、世代間交流を図ります
- 介護が必要となっても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます
- 介護サービス事業者は、利用者の自立に向けた生活を積極的に支援します

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- ※1 **地域包括ケアシステム**：重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム
- ※2 **地域包括支援センター**：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている
- ※3 **地域ケア会議**：地域包括ケアシステムの実現に向けたひとつの手法であり、高齢者の抱える問題、地域で不足しているサービスなど、地域の課題を把握し、行政や各分野の関係機関がともに改善策を考える会議体
- ※4 **サロン・ラウンジ活動**：多摩市社会福祉協議会の行う取り組みの一つ。だれもが楽しく気軽に参加できる地域の活動の場
- ※5 **生活支援コーディネーター**：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者
- ※6 **まるっと協議体**：社会福祉法人・NPO・民間企業・自治連合会・民生委員・老人クラブ等の代表から構成され、地域の課題、支え合い、生活支援サービスなどについて検討している
- ※7 **認知症サポーター**：認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のこと。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただける方を養成する

1 施策のめざす姿

自分らしく豊かに暮らすために、様々な介護予防・フレイル（虚弱）予防、生きがい対策に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①介護予防に資する住民運営の通いの場（概ね週 1 回以上定例開催）団体数	61 団体	100 団体	120 団体
②シルバー人材センター登録会員数達成率	92.0%	65 歳以上人口の 2.3%	65 歳以上人口の 2.3%

【出典：①介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査 ②高齢支援課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) フレイル（虚弱）※¹ 予防の充実

① TAMA フレイル予防プロジェクトの定着（視点1-②、視点1-③）

- 老化のサインを早くに気づき、介護が必要な状態となることを予防する「フレイル（虚弱）予防」の取り組みを、地域の住民、大学、地域包括支援センター※²などとの連携のもとで、さらに充実させていきます

② 介護予防事業の充実（視点1-②、視点1-③）

- 高齢者が要介護状態に進行しないよう、早期に介護予防が必要な高齢者の把握に努め、介護予防事業を展開します

③ 介護予防活動による地域づくりの推進（視点1-②、視点1-③）

- 介護予防リーダー※³養成や、介護ボランティアポイント制度※⁴を活用し、社会参加・社会貢献をしながら、市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりを進めます

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

① 高齢者の就労支援の推進（視点1-④、視点3-③）

- シルバー人材センターへの支援などを通じて元気な高齢者が豊富な経験や能力を活かし、地域で活躍する人材の育成などを行いながら、高齢者の生きがいづくりにつながる取り組みを進めます

② 社会参加・交流の促進（視点1-④）

- 時代のニーズにあわせて、老人福祉センターなど的高齢者施設のほか、公民館、コミュニティ施設などで行われる各種講座の充実を図り、学習する機会の提供とあわせて、多様な交流を促進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- TAMA フレイル予防事業に参加し、自分にあった地域活動に参加します
- 要介護状態に進行しないよう、介護予防事業に積極的に参加します
- 知識や経験を活かし、地域の担い手として活動します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

※1 **フレイル（虚弱）**：加齢により心身が弱ってきた状態。初期の段階ならば筋力トレーニングなどにより、一定の機能回復が可能とされている

※2 **地域包括支援センター**：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている

※3 **介護予防リーダー**：自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を主体的に行うボランティア

※4 **介護ボランティアポイント制度**（にゃんともTAMAるボランティアポイント）：高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域で貢献できるような取り組みをすすめることを目的としている

政策 B 4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

<現状と課題>

本市では「多摩市障がい者基本計画」、「多摩市障害福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちを目指し、総合的な取り組みを行ってきましたが、今後も国の障害福祉施策の動向に注視し、その対応等を図る必要があります。

また、平成 26（2014）年 1 月に国連の「障害者の権利に関する条約」の締結や、平成 28（2016）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されましたが、その主旨が十分に理解されていません。地域共生社会の実現のためにも、障がいのある方への差別の解消の取り組みをさらに進めることが求められています。

発達障害やその疑いのある児童の早期発見・早期支援の体制のさらなる整備充実を図るため、平成 28（2016）年度には、発達支援室と教育センターの常勤職員を兼務とし、今まで以上に福祉と教育が連携できる体制を構築しました。発達支援の必要な児（者）は、現在も増加し続けており、発達障害に関する理解促進、相談支援体制の充実、障がい児の活動の場の確保など、今後も関係機関と協力し、より一層の体制整備が必要です。

障がい者の就労に関しては、障がい者の法定雇用率が引き上げられたことに伴い、障がい者の雇用機会は拡大してきたものの、離職率は高いという課題があります。企業就労に向けた支援として、市役所における障がい者のチャレンジ雇用※2 事業や障がい者就労支援センターによる、就労面と生活面を一体的に支援する、就労及び職場定着支援が、引き続き重要となっています。

障がい者に対するサービス体制は充実してきましたが、福祉事業者に対する処遇は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った処遇の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題があります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の対応、医療依存度の高い障がい児・者に対する支援体制の構築が課題となっています。障がい者支援の制度の狭間に対する支援体制の整備も引き続き求められており、国における法・制度改革に併せて体制を整備する必要があります。

1 施策のめざす姿

障がい者および障がい児が安心して地域で自立した生活を送るために、障害の個々の状況に応じた適切な相談・支援が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
① 障がい者（児）への相談支援件数	※調整中		
② 子育て支援			
③ 障がい者就業			
④ 障がい者			

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援の充実（視点3-5）

- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズの多様化、障害の重度化・高齢化にも対応した相談支援を充実します

② 支援人材の育成（視点3-5）

- 行政と関係機関・事業者が協力し、ライフステージに応じて必要な支援が行うことができるよう情報共有、研修の実施もあわせて人材の育成を進めます

(2) サービス体制、活動の場の充実

① サービス体制の充実（視点3-5）

- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害の重度化・高齢化にも対応したサービス体制を充実します

② 多様なニーズに対応した活動の場の確保・拡大（視点3-5）

- 多様なニーズに対応できるよう、障がい児の放課後活動の場、障がい者の日中活動の場および親亡き後の生活の場の確保・拡大を国、東京都、事業者等の関係機関と協力して進めます

(3) 障がい者（児）への支援の充実

① 就労への支援（視点3-5）

- 就労による社会参画や生きがいづくりなど、福祉施設から一般就労への移行支援もあわせて、障がい者の暮らしの基盤となる就労支援を充実します

② 制度の狭間にある障害への対応（視点3-5）

- 国の制度改革の方針を見据えながら、多様化するニーズへの対応を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 関係団体や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成、サービス体制の充実に取り組みます
- 関係団体や事業者は、今まで制度の狭間にあった障害への支援を進めるため、相談や支援の現場体制の整備を進めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市障がい者基本計画
- ◆ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画

1 施策のめざす姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実を目指すとともに、障がい者の生涯を通じ必要な支援が、関係機関との連携により、円滑に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値 2017(平成 29)年度	目標値 2022(平成 34)年度	目標値 2028 (平成 40)年度
① 各障害者福祉施設等における健康・医療の実施状況	※調整中		
② 障がい者の生活の質の向上			
③ 障がい者の就業率の向上			

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 保健・医療・教育・雇用等の関係機関との連携強化

① 関係機関との連携・協議等を通じた障がい者支援の推進（視点3-⑤）

- 行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化することで、ライフステージに応じた必要な支援が、円滑に行うことができる体制を充実します
- 新たに対応が求められている、医療的ケア児に対する支援体制の構築、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談や緊急時の受入れ等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について、関係機関との連携のもと、必要とされる体制を整備します

(2) 障害への理解・差別解消の促進

① 障害への理解促進（視点3-⑤）

- 発達障害など、まだ理解があまり進んでいない 障害に対する合理的配慮の必要性も含め、「障がい者理解・差別解消のための講演会・出前講座」、「ハンドブック配布」、「ひとときの和^{※1}」、「障がい者美術作品展・スポーツ大会」等の取り組みを引き続き行い、理解促進を図ります

② (仮称) 障がい者差別解消条例の制定に向けた市民参画（視点3-⑤）

- 検討委員会やワークショップ等の開催により、当事者、市民、民間事業者等から広く意見を伺い、障害理解の促進を図りながら、(仮称) 障がい者差別解消条例の制定を行います

(3) 地域における相互支援体制の構築

① 日常の見守り・支援体制づくり（視点3-③）

- 行政だけでなく、事業者や市民のボランティア、近隣住民により、災害時の支援にも繋がられるよう、障がい者に対する日常の見守り・支援の体制づくりを進めます

② 地域における相互支援体制の構築（視点3-③）

- 障がい者が周囲の市民の協力を求めやすくなる「多摩市ヘルプカード^{※2}」の普及・啓発を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 関係団体や事業者は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます
- 市民や事業者は、障害があっても差別されない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます
- 市民や事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支え合う仕組みの構築への主体的な参加に努めます

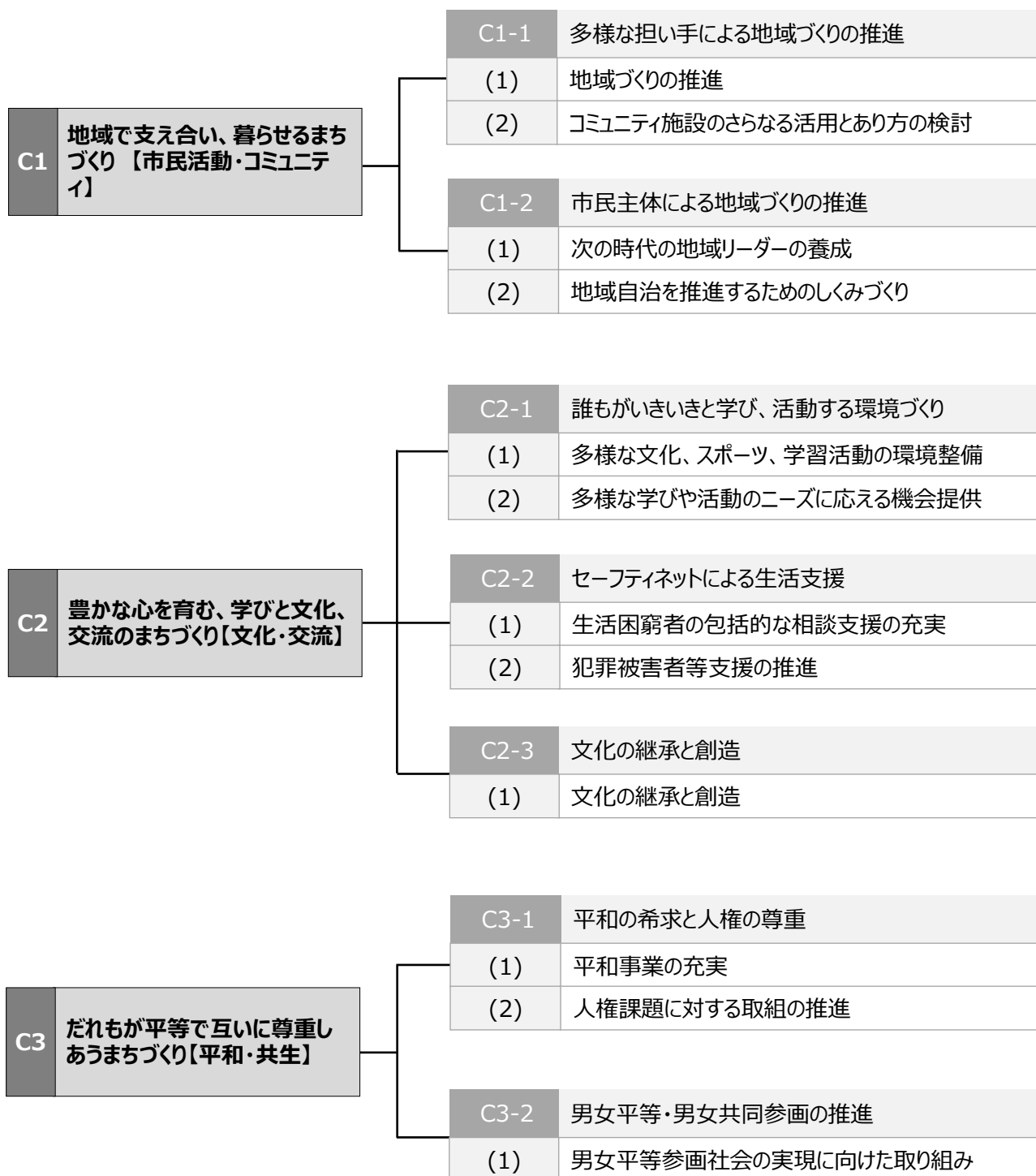
5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市障がい者基本計画
- ◆ 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画

※1 **ひとときの和**：障がい者と子どもたち、保護者、教職員が体験交流を図り、障がい者の理解を深め、福祉に対する心を育て、共に取り合って生きていく理念のもと、市が実施する事業

※2 **多摩市ヘルプカード**：「障がいのある、手助けを必要とする人」と「手助けをする人」をつなぐカード。障がいや疾病のある人が普段から身につけておき、いざというときに、自分の情報や手助けをしてもらいたいことを周囲の人に伝えるために使う

第3章 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



政策 C 1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

〈現状と課題〉

地域の中での人間関係の結びつきが希薄になりつつある中で、だれもが思いやりと支え合いの心を持ち、より豊かに安心して暮らしやすい地域をつくっていくためには、これまで以上に地域コミュニティの醸成を図っていくとともに、それぞれの地域の課題を市民と行政、市民同士が共有し、多様な担い手が連携、協働しながら地域づくりを推進していく仕組みを作っていくことが求められています。また、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災以後も、地震や集中豪雨による自然災害が多く発生しており、隣人や地域との関係、地域のきずなの重要性がより一層増しています。

各コミュニティセンター運営協議会や自治会・住宅管理組合等では、地域づくりの核として様々な活動・事業に主体的に取り組んでいますが、役員の高齢化や担い手不足などの課題・問題を抱えています。また、コミュニティセンターについては、地域コミュニティの拠点施設として今後のあり方や社会状況の変化、ニーズに柔軟に対応した管理運営等の検討も必要になっています。

市内では、地域の資源である大学や N P O 法人、市民団体等により様々な分野で活発な取り組みが行われています。これまで以上に、誰もが地域活動や行政に関心を持ち関わる機会を創出するとともに、地域づくりを支える重要な担い手となる人材の養成に努めていく必要があります。また、市民と行政、市民同士が地域の課題を共有し、その課題解決に向けて協議する場や支援する仕組みを構築することで、地域自治を推進していくことが求められています。

1 施策のめざす姿

支え合いを通じた安心して暮らせる地域社会を形成するため、市民が自らの住む地域を自らの手で住み易くする取り組みを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①自治会・町会・管理組合の加入世帯数	39,215 世帯	39,397 世帯	39,631 世帯
②「多様な担い手が協働し、人々がつながりを持って互いに支え合えるまち」であるかの設問に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	13.5%	15.0%	18.0%
③コミュニティルームの利用者数	315,997 人	317,576 人	319,163 人

【出典：①・③コミュニティ・生活課 ②多摩市政世論調査】

※①は市に設立届を提出している団体の加入世帯数とする。なお、管理組合については、共有財産の維持管理という目的だけではなく、自治会・町会とともに自治の発展に寄与していただく必要があるため、目標値に含めている



からきだ菖蒲館



自治連合会総会

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地域づくりの推進

① 地域の支え合い活動への支援（視点3-③）

- 自治会・管理組合、NPO、市民団体の活動やコミュニティセンター・公民館における活動等、多様な担い手による地域の支え合い活動を支援します。また、自治会・町会への加入促進や未組織地区の解消に取り組みます

② 大学や企業等と連携した地域づくりの推進（視点3-①、視点3-③）

- 地域担当職員^{※1}を配置することにより、行政、地域と大学や企業等との連携・協力関係を構築するためのしくみづくりを進めます

(2) コミュニティ施設のさらなる活用とあり方の検討

① コミュニティ施設等の活用と整備

- コミュニティセンター・地域複合館の大規模改修については、今後の地域における拠点のあり方、必要な機能などについて、地域と話し合いながら進めていきます。また、地域における健康づくりの活動や超高齢社会を支える地域資源として、集会所の更なる活用の検討を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 自治活動など、地域づくり、まちづくりに積極的に参加します
- 主体的にまちづくり活動を行います
- 事業者や大学等も地域の一員として、まちづくり活動に積極的に関わります
- 講座等で習得した知識・技能を地域の中で活かします

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市生涯学習推進計画

※1 地域担当職員：地域と行政とのパイプ役として、地域の取組みに対して、行政側としての相談相手となり、地域に入って情報を収集し、課題解決を支援する職員。地域担当職員には、地域が担うべき業務と行政が担うべき業務を切り分ける役割、縦割りになっている市の組織を横断的につなぐ役割、地域がもっている様々な資源を引き出して、つないでいく役割などが求められる

1 施策のめざす姿

それぞれの地域がもつ課題を解決していくために、市民と行政、市民同士が目標を共有し、連携しながら、協働による地域づくりを進めています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①地域活動につながる人材の発掘・養成に向けた講座事業数、受講者数	3 事業	3 事業 (文化・市民協働課 1) (公民館 2)	3 事業 (文化・市民協働課 1) (公民館 2)
	491 人	200 人 (わがまち学習講座) 100 人 (地域課題講座) 200 人 (ベルブゼミ)	200 人 (わがまち学習講座) 100 人 (地域課題講座) 200 人 (ベルブゼミ)
②「仕事や地域活動を通して、自分の力を発見・発揮できる機会があるまち」であるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	11.9%	15.0%	18.0%
③ (仮) 地域懇談会・(仮) 地域委員会の設置エリア数	0 エリア	4 エリア	10 エリア

【出典：①文化・市民協働課、公民館事業合算 ②多摩市政世論調査 ③企画課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 次の時代の地域リーダーの養成

① 現役世代の地域参加・行政への参画の促進（視点3-②、視点3-⑥）

- 仕事や子育てをしながら、地域の活動に参加したり、行政に参画できるしくみをつくることで、次の時代に地域で活躍できる人材の養成を行います

② 地域をコーディネートできる人材の養成（視点3-③、視点3-⑥）

- 地域の資源である大学、NPO、市民団体等と連携しながら、地域コミュニティをコーディネートできる人材の養成を行います

(2) 地域自治を推進するためのしくみづくり

① 地域懇談会・地域委員会の設置（視点3-②、視点3-③、視点3-⑥）

- 地域の課題を地域で共有化するために、「（仮称）地域懇談会」を開催し、その中で出た課題の解決方法を協議するために、「（仮称）地域委員会」を順次設置していきます

② 地域担当職員^{※1}の配置（視点3-①）

- 地域の取組みに対して、行政側の窓口となって相談を受け、地域に入って情報を収集し、地域の課題解決を支援していくことを目的に、地域担当職員を配置します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- まちづくりに対する関心を持ち、できることから活動をはじめます
- 事業者はそれぞれの特色を活かし、まちづくりの人材の発掘・養成に協力します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市生涯学習推進計画

※1 地域担当職員：地域と行政とのパイプ役として、地域の取組みに対して、行政側としての相談相手となり、地域に入って情報を収集し、課題解決を支援する職員。地域担当職員には、地域が担うべき業務と行政が担うべき業務を切り分ける役割、縦割りになっている市の組織を横断的につなぐ役割、地域がもっている様々な資源を引き出して、つないでいく役割などが求められる

政策 C 2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

<現状と課題>

だれもがこころ豊かに、健康でいきいきと地域で暮らしていくためには、多様な文化・スポーツ、学習活動等を通して自己実現や地域づくりにつなげていくことが必要です。2021（平成 33）年度からの第 4 次生涯学習推進計画の策定にあたっては、学習機会の充実、情報提供、文化・スポーツ活動等を通じ、生きがいづくりや健康増進と合わせ、市民の社会参加を支援し、地域課題の解決につながる人材の養成や地域づくりを見据えた計画としていく必要があります。また、2020（平成 32）年には東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催され、多摩市も都内最長の自転車競技ロードレースコース（11.8 K m）の舞台となります。この機会を未来の多摩市のまちづくりにしっかりと生かしていく必要があります。

文化・スポーツの分野においては、現在、市民文化・芸術活動の拠点であるパルテノン多摩の大規模改修工事やスポーツ推進計画の策定に取り組んでいるところですが、文化・スポーツの捉え方や取り巻く環境は大きく変化しており、文化団体連合や多摩市体育協会、施設の指定管理者、教育委員会、近隣大学・企業等と連携を図りながら、全市域で「多摩市の文化・スポーツ」についての理解を広め、老若男女、障がいのあるなしを問わず、体力づくり・健康づくり、文化活動への参加を促進していくとともに、これまで以上に文化・スポーツ活動を通じた社会参加、地域づくりへの貢献が求められています。

社会はグローバル化、人口減少、労働力不足など様々な背景のもとで変化しています。こうした社会の変化に対応したまちづくりを進めていくためには、世代や地域、国籍等を超えた多様な交流・連携が求められており、友好都市及び近隣市との交流、異世代が参加・活動できるような取り組みとともに、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

さらに、まちの歴史と文化の継承、多様な文化芸術活動の機会の提供や支援などを通して、「ふるさと多摩」への愛着と誇り（シビックプライド）を醸成し、豊かな地域社会づくりと新たな地域文化の創出に取り組んでいく必要があります。

1 施策のめざす姿

こころ豊かな暮らしを送るために、市民は、整備された環境のもとで、文化・スポーツ、学習活動を気軽に楽しんでいきます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①市民文化祭の参加団体数・参加者数	37 団体	37 団体	38 団体
	2,062 人	2,100 人	2,500 人
②週 1 回以上スポーツをした人の割合 (体操やウォーキング等を含む)	53.0%	66.0%	70.0%
③市民 1 人当たりの個人貸出冊数	11.2 冊	11.2 冊	11.2 冊

【出典：①文化・市民協働課 ②多摩市政世論調査 ③多摩市の図書館(図書館事業報告)】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 多様な文化、スポーツ、学習活動の環境整備

① 多様な活動を支える環境整備

- 市民一人ひとりの課題解決、多様な学びを支援するため、豊富な資料・情報を揃えた、図書館ネットワーク全体を支える図書館本館を整備し、図書館サービスの充実を図ります
- 市民が文化、スポーツ活動を継続できるよう、旧北貝取小学校跡地施設の整備等、関連施設の環境整備を進めます
- 市内の図書館をはじめ、パルテノン多摩、地域の大学及び市民団体等と連携し、市民のだれもが学びの情報や資料を取得できる環境を広げます

② 市民活動を支えるための体制整備

- 体育協会、文化団体連合との連携体制を強化し、文化、スポーツ交流活動の輪を広げます
- 民間企業のカヤノウハウを活用し、市内全域が元気になるような文化、スポーツによるまちづくりを推進します

(2) 多様な学びや活動のニーズに応える機会提供

① 文化、スポーツ、学習活動の振興と機会提供

- 市民が文化、スポーツ、学習活動に参加しやすくするために、情報提供や講座等を通じて学びの場を提供します。また、市民が身近に文化、スポーツ、学習活動と接することができるよう、企業等との連携を推進します
- 幅広い世代が気軽に参加・活動できるイベントの実施や、公民館等で行う学級・講座等、社会教育事業等の充実を図ります
- 第4次多摩市生涯学推進計画を策定し、誰もが様々な学びを通して自己を磨き、学んだ成果を社会の中で活かしていくことができる社会の実現を目指します

② スポーツ活動を通じた健康増進と生きがいづくり（視点1-①）

- スポーツ活動を通じた健康増進や生きがいづくりを推進していくため、スポーツ推進委員と情報共有し、地域でのスポーツ活動を支援していきます。また、多摩市独自の「スポーツ推進計画」を策定し、これを着実に実施していくため、関係する団体と連携してスポーツ施策を進めます

③ 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの機運醸成とレガシー^{※1}の創出

- 世界レベルの祭典を楽しむ土壌づくりやスポーツを実践する機運の醸成と未来に引き継ぐレガシーの実現に取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 生涯を通じて文化・スポーツ活動を楽しみます
- 様々な活動団体等が、市民向けの講座を開講します
- 事業者は活動の場の提供に協力します
- 市内で行われるスポーツ大会などに積極的に観戦に行き、スポーツを楽しむ機運を醸成します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市生涯学習推進計画
- ◆ 多摩市読書活動振興計画
- ◆ 多摩市子どもの読書活動推進計画
- ◆ 多摩市立図書館本館再整備基本計画
- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針

※1 レガシー：オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと

1 施策のめざす姿

豊かなこころを育み、いきいきとしたコミュニティを醸成していくために、世代や地域、国境等を超えて、お互いを認め尊重し合いながら、多様な交流・連携が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①友好都市富士見町との交流・共同事業数、参加者数	3 事業	3 事業	3 事業
	92 人	120 人	120 人
②国際交流活動に「参加している」、「参加していた」、市民の割合	4.8%	6.0%	7.0%
③コミュニティセンターを中心とした地域内の交流事業の実施数及び参加者数	23 事業	25 事業	27 事業
	32,689 人	33,015 人	33,346 人
④コミュニティセンターを中心とした世代間交流事業の実施数、参加者数	16 事業	17 事業	19 事業
	6,965 人	7,034 人	7,104 人

【出典：①多摩市政世論調査 ②コミュニティ・生活課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 多様な交流によるコミュニティの醸成

① 多文化共生^{※1}の取り組みの推進（視点3-⑤）

- 多文化共生社会の実現を目指し、多摩市国際交流センター^{※2}と連携して、日本語教室の開催や生活情報誌の発行、生活相談の実施等の外国人生活支援事業や、在住外国人・来訪者への外国語サイン（標示、案内板）の整備に取り組むとともに、国際交流・国際理解事業、外国人生活支援事業等に対する支援をはじめ、企業や大学等の多様な主体による市民レベルの国際交流を推進します

② 地域内交流、世代間交流の推進

- コミュニティセンター等の事業や、自治会・町会・管理組合、地域の団体などの主体的な事業を支援し、地域内での世代間のふれあいをさらに推進します

③ 地域間の連携・交流の推進

- 文化・スポーツの交流事業などを通して近隣市との広域連携や交流をさらに進めるとともに、市民の自発的な交流を支援します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 世代や国籍等を問わず互いを理解し、様々な交流をします
- 友好都市長野県富士見町ほか、他市との交流を深めるために、文化・スポーツ活動等を行います

※1 **多文化共生**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

※2 **多摩市国際交流センター**：非営利の国際交流団体。市民ボランティアが中心となって、外国人のための日本語教室、生活情報誌の発行、生活相談等の外国人支援事業のほか、市民の国際理解推進のために、市民と外国人の交流事業などを行う

1 施策のめざす姿

「ふるさと多摩」への愛着を持って豊かな地域社会づくりを進めるために、まちの歴史と文化を継承するとともに新たな地域文化の創出に向け、多様な市民活動が活発に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①教育委員会の文化財所管施設の来館者及び各種事業の参加者数	67,416 人	68,000 人	69,000 人
②多摩市文化振興財団が行う市民協働事業とアウトリーチ事業の参加者数	※調整中		

【出典：①教育振興課 ②文化施策担当】

3 主な施策の方向性と今後 4 年間の重点的な取り組み

(1) 文化の継承と創造

① 文化・歴史の継承と発展

- 旧北貝取小学校跡地施設を中心に、旧多摩聖蹟記念館、古民家等を活用し、多摩の文化、歴史に関する各種事業を通じて情報を発信します
- 学校教育と連携し、文化財資料等を活用することにより、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民に伝統文化・地域の歴史に触れる機会を創出し、「ふるさと多摩」の意識を醸成します

② 新しい文化の創造と発信（視点 2 - ⑤）

- 市民が様々な形で文化・芸術に触れる環境を整えることにより、生きがいや社会参加、ひいては地域の活性化に寄与するように、市民と協働して文化・芸術の振興に取り組みます
- 未来への投資として行う文化事業、教育の経験を通して、市民である全ての若い世代が、多摩市に故郷としての愛着を持つことが、幸せに暮らせるまちの基盤づくりにつながります
- 平成 21 年度に策定した「多摩市における文化芸術振興方針」を見直し、多摩市における文化の位置づけを市民と共有し、協働による文化活動を推進するための条例化を目指します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域の文化、歴史を知り、次世代に伝える活動に積極的に参加します
- 積極的に文化・芸術に触れ、自ら創造活動することで、幸福を感じられる生活を心がけます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市立複合文化施設等大規模改修工事基本計画
- ◆ 旧北貝取小学校跡地施設整備基本計画

政策C3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり

<現状と課題>

本市では、さまざまな世代、立場の方が個人や団体あるいは地域といった中で性別や国籍を超えて、多様な活動を行っています。その基盤には世界平和、人権尊重、男女平等参画といった基本的な理念があり、これらの理念の実現に向けて市民とともに取り組みを進め、より深く浸透させていく必要があります。

世界の恒久平和に向けて、「多摩市非核平和都市宣言（2011（平成23）年11月）」を行い、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に語り継ぐため、平和啓発事業を展開していますが、戦争を知らない世代がほとんどを占める今日においては、地域との連携や若い世代の参画などの事業展開を図り、次世代への継承に努めていくことが求められています。

また、人権はだれでも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では、障がいがあるから、高齢だから、同和地区出身者だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。子どもの虐待や、HIV感染・エイズやハンセン病等に対する誤った認識、偏見などもあります。このため、人権教育や人権啓発を通して、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に取り組んでいくことが求められています。

男女平等・男女共同参画の推進に向けては、多様な性を認め合う社会へと変化しつつありますが、依然として偏見や差別も存在しており、これまで以上にその解消に向けた取り組みを市・市民・事業者等が連携しながら進めていく必要があります。「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（2014（平成26）年1月施行）に規定する「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の改定にあたっては、女性の視点を大切にしまちづくりや女性に対するDV等のあらゆる暴力の根絶、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を尊重し相互理解が進む社会の醸成などの視点を中心に、市・市民・事業者等が連携して検討を進めていくことが必要です。

1 施策のめざす姿

こころ豊かにいきいきと暮らせるまちであるために、市民一人ひとりが世界の恒久平和の実現に向けて努めるとともに、人権の尊さを深く認識し、差別をなくす土壌がつけられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①地域や学校等と連携して実施した平和事業の回数	1 回	6 回	9 回
②「市民や平和に暮らせる（差別や人権侵害がない）まち」であるかの設問に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合	36.8%	40.0%	45.0%

【出典：①平和・人権課 ②多摩市政世論調査】

3 主な施策の方向性と今後 4 年間の重点的な取り組み

(1) 平和事業の充実

① 平和意識の普及・啓発の推進

- 平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会への参加を通じて、想いを共有する全国の自治体と連携し、平和への意識の浸透を図ります
- 「平和展」や多様な事業連携等により、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えます。特に、次世代への継承に向けて、地域との連携や若い世代の参画などの事業展開を図ります

(2) 人権課題に対する取組の推進

① 人権教育・啓発の推進（視点 3 - ⑤）

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、人権擁護委員や法務局等、関係機関との連携を図りながら、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、全ての人々の人権が尊重されるよう、講演会、展示会、広報等による啓発活動を展開します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 平和に対する認識を深めます
- 人権を尊重することの重要性を正しく認識します

1 施策のめざす姿

男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野において男女がともに参画して活動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①男女の地位の平等感について「平等」「女性の方が優遇」「女性の方が非常に優遇」と回答した市民の割合の合計	31.2%	40.0%	50.0%

【出典：①多摩市政世論調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 男女平等参画社会の実現に向けた取り組み

① 女性の視点を大切にしまちづくりの推進

- 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」及び「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づく取り組みを推進します。行動計画については社会状況の変化などを踏まえ、平成33年度に向け改定を行います。また、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを進めます

② 男女平等・男女共同参画に向けた啓発事業の展開と支援

- 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の理念に基づき、TAMA女性センターを拠点に市民向け講座等の開催による啓発を進めるとともに、小中学生を対象に条例の内容を周知するなど、普及啓発を展開します

③ SOGI^{※1}に関する取り組みの推進（視点3-⑤）

- 性的指向・性自認を理由とする差別・偏見を解消するため、当事者に寄り添う姿勢を示し、直面している困難の解消に向けた具体的な取組を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

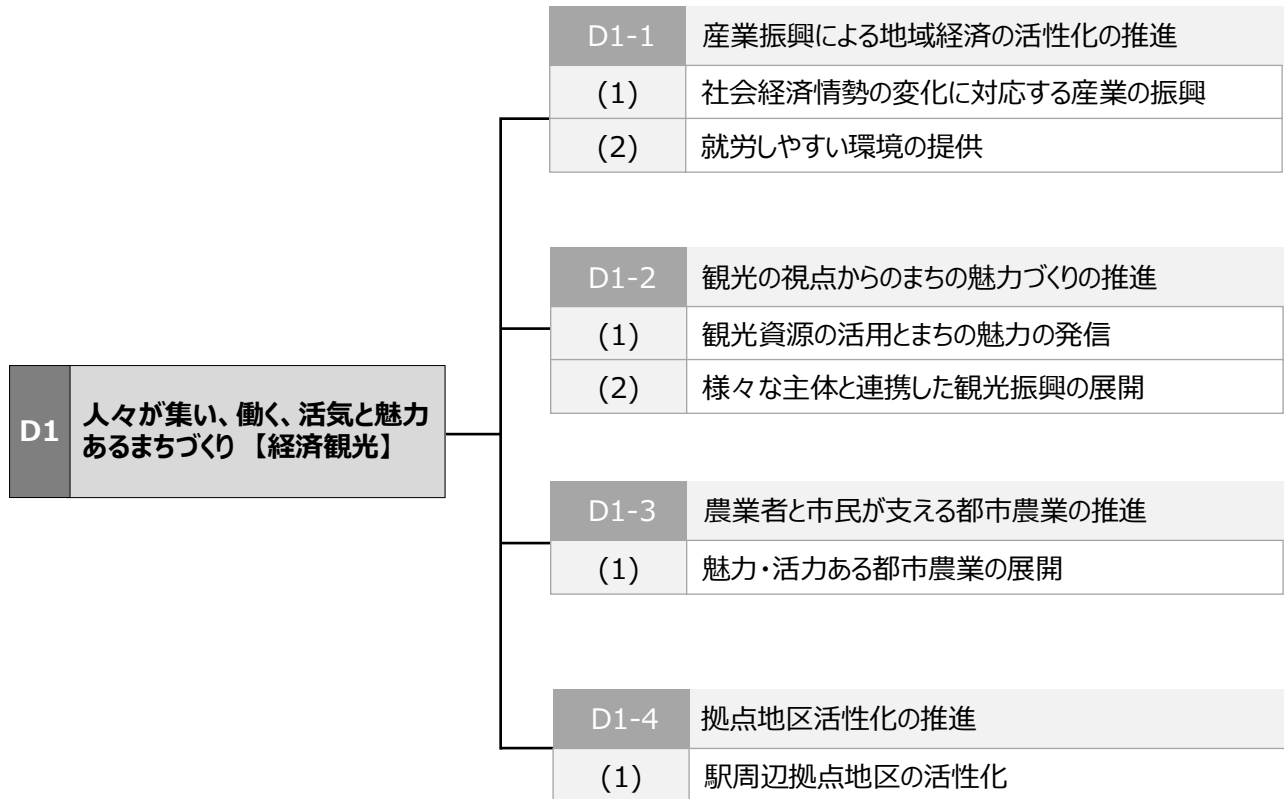
- 市民は、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めます
- 事業者は、従業員がワーク・ライフ・バランスを実現できるような職場環境づくりに努めるとともに、女性の参画促進に努めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市女と男がともに生きる行動計画

※1 SOGI：Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった言葉。「性的指向と性自認」などと訳される。

第4章 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち



政策D 1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり

＜現状と課題＞

本市は、住宅だけにとどまらず、働き、学び、遊ぶという観点で、商業・業務・文化などの機能を兼ね備えた多機能複合型都市を目指してきました。

この20年間で地域経済を取り巻く環境は、少子化・高齢化の進行、規制緩和、経済のグローバル化等により大きく変化しています。特に商業については、規制緩和による大規模店舗の増加やインターネットショッピングの利用拡大など住民の消費行動の急激な変化の影響を受けています。また、駅周辺の地区も他地域の都市との競争が激しくなっており、これらの影響を受け、商業者にとって厳しい経営環境が続いています。一方で、ニュータウン区域の業務用地には、多くの企業の立地が進み、税収面や地域の活性化に貢献しています。

今後、さらなる税収の確保や雇用機会を創出し、地域経済の活性化を進めて行くためには、市内の企業の地力を伸ばすとともに、更なる企業の誘致や新しいビジネスの創出、優良企業が市外に流出しないための新たな取組みが課題となっています。

また、まちの活力を維持していくためには、定住人口や交流人口を増やしていくことが重要です。地域にある資源を活かし、観光の視点からのまちの魅力づくりを進めながら、これらの情報を広く内外に向けて発信することで、市民の本市への誇りや愛着を高めるとともに、来街者や本市に住みたいと思う人を増やしていくことが課題です。あわせて、まちの活力を生み出すためには、市民、市民団体、大学およびNPOなど多様な観光の取組みに対しての担い手を育てるとともに、様々な主体が連携、協働することにより、自らの手でまちの魅力を高めていく気運を醸成させることも一層重要となっています。

市内の農家戸数及び農地は、都市化の進展とともに、2015（平成27）年時点には、農家数83戸、農地面積約42haにまで減少が続いています。この厳しい状況下においても、最近では地産地消や食育の観点から農業への関心の高まりが見られるとともに、農地が持つ多面的な機能も見直されており、都市農業に対する理解が進んでいます。また、国においても都市農業振興基本法の制定や都市農業振興基本計画の策定、生産緑地法の改正などにより、都市農業・農地の位置づけが「都市にあるべきもの」と転換されました。

今後も都市農業が生き残るためには農業経営の安定化と高齢化している農家の次世代の担い手の育成を図ることが課題です。また、農とのふれあいの機会の提供や食育などの取り組みを通じて市民の農業への理解をさらに進めることも必要です。

そして、これら様々な取り組みをつなぎ合わせる仕組みを構築することで、さらなるまちの魅力や活気を生むことが重要です。

1 施策のめざす姿

市民の豊かな暮らしに貢献する活力あるまちをつくるために、多くの企業が立地し、市民・大学などと企業との連携・協働による取り組みにより、新たなビジネスが育つなど、企業活動が活発になり、市内で雇用も創出されています。また、商店街では個性的な店舗が出店し、人々が行きかう交流の拠点となっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①市認定ビジネス支援施設利用者数	0 人	224 人	280 人
②多摩市勤労者市民共済会会員数	1,731 人	1,815 人	1,965 人
③市内企業・事業所ホームページ紹介数 (累計)	9 社	120 社	240 社

【出典：①・②・③経済観光課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 社会経済情勢の変化に対応する産業の振興

① 中小企業等への支援

- 中小企業等が持続的に発展するためには、技術力等の底上げが必要であることから、事業主・従業員のスキルアップのための支援に取り組みます。また、小規模事業者の経営基盤安定のため、経営相談・経営指導など、多摩商工会議所と連携して取り組みます
- 従業員の定着や人材確保のためには、中小企業の福利厚生が重要な要素となっており、多摩市勤労者市民共済会と連携し、勤労者福祉の充実に取り組みます

② 商店街振興の推進

- 商店街の活性化に向けた取り組みや他団体との連携した取り組みなどを支援し、商店街への誘客を図り、また、新たな活性化に向けた検討を進めます

③ 新たな仕組みによる産業振興の推進（視点2-⑥）

- 創業支援事業を実施し、産学官連携を軸に民間との連携を進め、創業者が事業を継続できる取り組みを実施します。また、サテライトオフィスなどビジネス支援施設と連携し、協力関係を持つことで、創業者やフリーランスに働きやすい環境の提供や柔軟な働き方のサポートなど、職住近接のまちづくりを進めます
- 空きテナントや空き店舗について、有効活用や創業者とのマッチングの仕組みを検討します

④ 国・都の制度を活用した企業支援（視点2-⑥）

- 地域未来投資促進法や生産性向上特別措置法などの国・都の制度を有効的に活用し、税制優遇などにより、企業が設備投資等をしやすい環境整備に取り組みます

⑤ 企業誘致の推進（視点2-⑥）

- 事業用定期借地の期限が到達する土地やニュータウン再生により創出される可能性のある用地などの動向を注視しつつ、地域未来投資促進法に基づく「多摩市基本計画」も活用し、企業誘致を推進します

(2) 就労しやすい環境の提供

① 就労支援の推進（視点2-⑥）

- 国・東京都と連携して、就労支援セミナーや就職説明会などの充実に取り組むとともに、ハローワークと連携し、永山ワークプラザ^{※1}の運営により、就職しやすい環境を提供します。また、市内企業の人手不足や人材確保における課題の把握に努め、様々な要因で就労に結びつかない方を支援していくための環境整備を検討していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市内の店舗で買い物するなどにより、地域経済の活性化に寄与するよう努めます
- 事業者は雇用機会の創出に努めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市商業活性化計画

※1 永山ワークプラザ：「職業相談・紹介」専門のハローワーク府中の出先機関で、都内及び近県のハローワークに申し込まれた求人情報の検索などができる

1 施策のめざす姿

市内外から多くの人を訪れ、にぎわいが創出されるまちづくりを進めるために、市民と事業者が協働して、地域にある資源や個性を活かした街の魅力づくりを実践し発信するなど、さまざまな活動が活発に行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①口ケ撮影受入件数	147 件	150 件	150 件
②イベント来場者数（聖蹟桜ヶ丘 3 イベント・多摩センター 5 イベント）	3,126,504 人	3,159,500 人	3,159,500 人

【出典：①・②経済観光課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 観光資源の活用とまちの魅力の発信

① 観光資源の活用した取り組み

- 日本一長い遊歩道やよこやまの道、桜などの観光資源を活用し、市内に回遊性を生み出して誘客を進めます

② 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした取り組み

- 東京2020オリンピック・パラリンピックなどを契機として今後も増加することが予想される訪日外国人観光客に対応するため、都の指針に基づいた案内サインの整備などを行っていきます。また、近隣自治体などと連携し、本市も会場となるロードレース競技のレガシー^{※1}を活用した取り組みも進めます

③ まちの魅力を発信

- フィルムコミッション^{※2}事業を市民団体と協働して実施し、新たな口ケ受け入れ場所の確保の調整をするとともに、まちの魅力を高めるため、近隣自治体とも連携して、これまで蓄積してきた撮影資源を観光資源として活用・発信します
- 公式ホームページや広報、その他様々な媒体の活用、また、キャラクターを活用した市内外でのプロモーションなどにより、まちの魅力を発信していきます

(2) 様々な主体と連携した観光振興の展開

① 担い手づくりの推進

- (仮称)多摩市観光まちづくり交流協議会^{※3}を設立し(平成31年3月設立予定)、企業や団体等と本市の魅力向上、来街者増加などに向け情報交換を行うとともに、連携した取り組みを行います

② 広域的な観光振興の展開

- 観光振興の取り組みをより大きく展開するため、近隣自治体と連携した観光事業を行い、広域的に本市の魅力を発信していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- わが街への愛着心を高め、街の魅力を再発見、発掘するよう努めます。また、魅力あるまちづくりのためのイベントには積極的に参加します
- まちをきれいにする美化活動を行うなど「おもてなし」の心を持って来街者を迎えます
- 事業者は魅力あるまちづくりに協力します

5 関連する主な計画

- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針
- ◆ 多摩市公共サインガイドライン

※1 **レガシー**：オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと

※2 **フィルムコミッション**：映画などの撮影場所や撮影支援をする機関のこと

※3 **(仮称)多摩市観光まちづくり交流協議会**：経済効果を伴う多摩市の観光振興や定住促進に寄与することを目的に、多摩市の魅力向上、来街者の増加などについて協議し、連携した取り組みを行う協議会

1 施策のめざす姿

市民の農業への理解を広げ、安定した農業経営と新たな担い手が確保されるために、地産地消や食育に関して様々な活動が展開されるとともに、市民が多様な形で「農」に触れあい、魅力と活力ある農業により市内の農地が保全されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①認定農業者戸数	4 戸	8 戸	11 戸
②援農ボランティア人数	8 人	24 人	36 人
③農業イベント（家族体験農業、農業ウォッチングラリー、アグリアグリイベント）の参加者数	160 人	160 人	160 人

【出典：①・②・③経済観光課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 魅力・活力ある都市農業の展開

① 農業経営の充実と安定化

- 農家の収益向上のため、収益性の高い農産物導入や市内で地場野菜を購入しやすくする環境を整備します。経営意欲のある農業者が認定農業者^{※1}となるよう啓発や支援に取り組みます

② 担い手の育成

- 担い手となる農業者の減少に歯止めをかけるため、若手後継者が農業の道に進むための動機付けへの取り組みや、援農ボランティア^{※2}制度の確立など、農業者を支える仕組み作りを行います

③ 農地の保全と活用

- 農地の減少が進む中、生産緑地法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律など、農地に関する新しい制度の周知活動と活用に取り組めます。農地保全を目的とした、生産緑地での家庭菜園事業や市民農園の民間参入を視野に入れた取り組みを検討します
- 農地の多面的機能の活用として、農福連携や災害時の農地活用などの検討も行います

④ 市民とともに支えあう都市農業

- 農業者と市民がともに支え合う都市農業のために、市民の都市農業に対する理解と協力関係が築かれるよう、取り組みを推進します
- 農家による職場体験の受入や食育授業への協力といった学校教育との連携が、持続的に行われるよう、仕組みの構築を検討します
- 地場野菜の学校給食への供給や、農のイベントなどの実施、インターネット等により情報発信を強化など、多摩市農業のPRに取り組みます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 農の体験を通じて都市農業への理解を深めます
- 地産地消を進めるため、農業者は新鮮で安全・安心な農産物を供給し、市民は積極的に購入します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市都市農業振興プラン (※正式決定は3月予定)

※1 認定農業者(制度)：農業者が経営発展を図るために立てた農業経営改善計画を市が認定し、支援する制度

※2 援農ボランティア：後継者不足や高齢化に悩む農家の担い手支援策として、農業に携わる上で必要な知識と技術を身に付け、農作業の手助けができる人材の育成を目的として、平成27年度より「援農ボランティア講習会」を実施している。講習の内容は、座学での講義、ボランティア受入農家の畑での農場実習、協力農家での技術講習などがあり、講習受講修了者は、農作業を支援する「援農ボランティア」として活動していただいている。

1 施策のめざす姿

鉄道や路線バス等が結節し多くの人が乗降する駅の周辺は、都市基盤が整備され様々な都市機能が集積し、特色あるイベント等が開催され、日常的に活気と賑わいに満ち溢れた拠点地区となっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
① 聖蹟桜ヶ丘駅乗降客数 (1日あたり)	64,142 人	65,000 人	65,000 人
② 多摩センター駅乗降客数 (1日あたり)	174,395 人	175,000 人	175,000 人
③ 永山駅乗降客数 (1日あたり)	77,636 人	78,000 人	78,000 人

【出典：①・②・③京王電鉄、小田急電鉄、多摩都市モノレール】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 駅周辺拠点地区の活性化

① 聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進（視点2-④、視点2-⑤）

- せいせきみらいフェスティバルなど市民等が主体となって実施するイベントへの協力及び支援をします。また、アニメやキャラクターを活用した取り組みを進め、賑わいを創出します
- 駅周辺の基盤施設等の整備を進めるとともに、市民、事業者、関係機関等と協力しながら、地区計画や街づくり条例による土地利用の増進や景観形成、多摩川へのアクセス改善などに努め、利便性と自然環境とが調和した、魅力的で賑わいのある地区の形成を推進します

② 多摩センター駅周辺地区の活性化の推進（視点2-④、視点2-⑤）

- 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画に基づく案内サインの整備やペDESTリアンデッキの改良等を進め、安全で快適な空間整備を進めます。また、オープンカフェやハローキティにあえる街など立地企業や団体等と連携、協働した取り組みを進め、街のイメージを定着させることで日常的な誘客を図ります
- 多摩センターイルミネーションやハロウィン in 多摩センターなどの市民や立地企業等で取り組む四季折々のイベントが持続的に行われるよう支援するとともに、広幅員のペDESTリアンデッキなどの公共空間を活用した新たな取り組みについて検討し、多摩センター地区の活性化を推進します
- 立地企業が持つミュージアムやプラネタリウムなどの資源を活用した観光ルートを検討します
- パルテノン多摩の大規模改修、図書館本館の再整備及び多摩中央公園の改修を行い、多摩センター地区の活性化を推進します

③ 永山駅周辺地区の活性化の推進（視点2-④、視点2-⑤）

- 多摩ニュータウンの初期開発地区として、商業施設や業務施設、医療施設や文化・交流施設等の立地が進み、市内の中核拠点として発展してきた永山駅周辺地区については、「多摩市ニュータウン再生方針」及び「諏訪・永山まちづくり計画」等に基づき、市民ワークショップにて作成した「永山駅周辺再構築ビジョン」を踏まえて、永山駅周辺地区の再構築に向けた検討を進めます

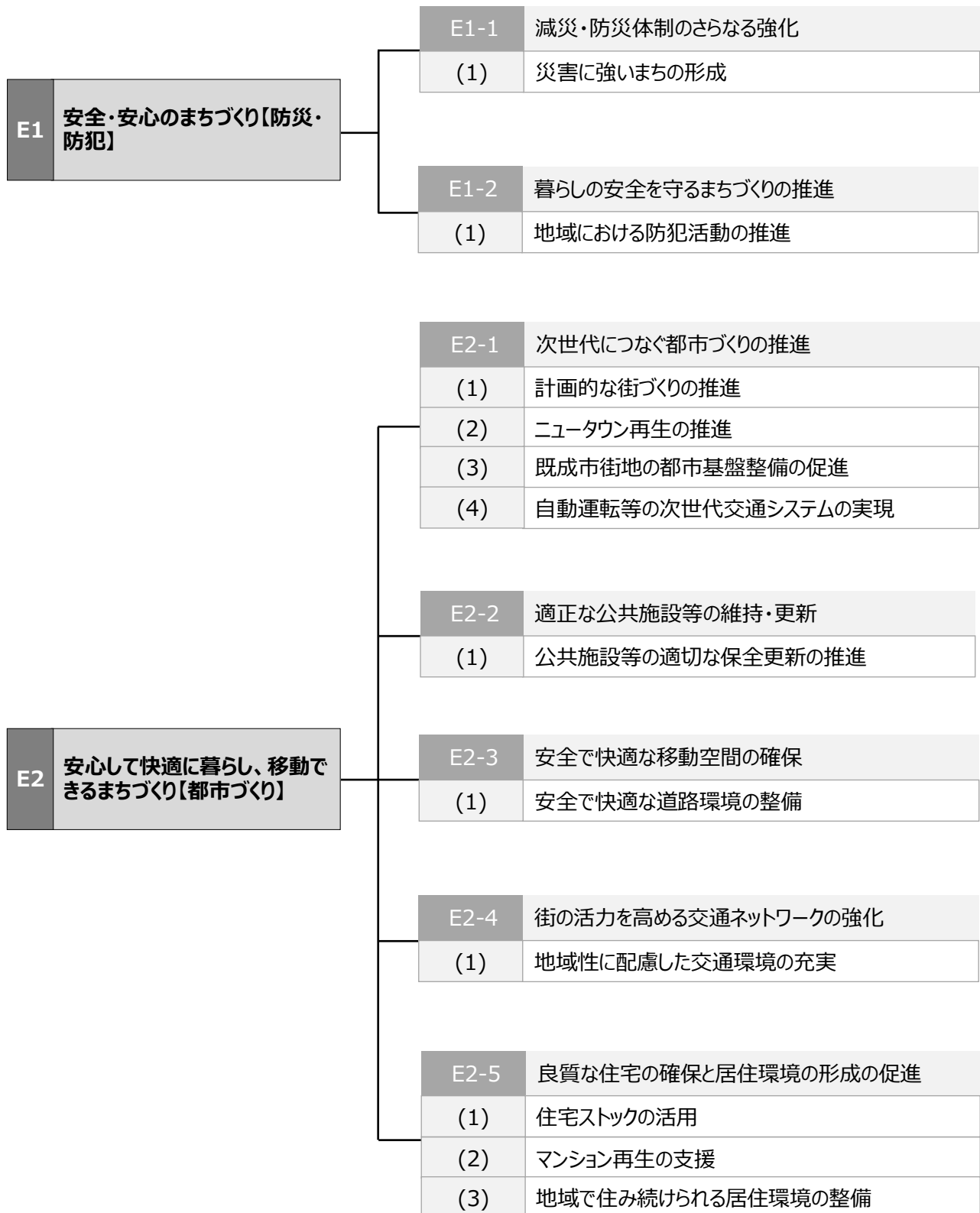
4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 事業者は駅周辺の活性化に努めます
- 事業者や大学等と連携し、市民自らが駅周辺地区の活性化につながる催し等を企画・運営します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画
- ◆ 多摩市公共サインガイドライン
- ◆ 多摩市ニュータウン再生方針
- ◆ 諏訪・永山まちづくり計画

第5章 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち



政策 E 1 安全・安心のまちづくり

<現状と課題>

東日本大震災以降、多摩市地域防災計画の見直しを行い、避難所用資器材や非常用食糧などの備蓄を行ってきた。また、防災対策には地域のつながりが不可欠であることから、合同訓練への補助等、自主防災組織の活動を支援してきました。

しかしながら、近年、地震・風水害・土砂災害など、日本各地で災害が頻発しているとともに、各地で発生する災害対応から、早期の避難対策やブラックアウトへの対応など、災害対策に関する新しい課題が浮上しております。地震や大規模な自然災害に対して、組織的に対応し災害の未然防止や、拡大の防止、被害の軽減を行い、市民生活の安全・安心を確保していきます。

また、引き続き地域防災力の向上に努めるとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動や自主防災組織による共助の取組を支援し、地域防災力の強化を図り、災害による被害を最小限に抑えます。

地域防災力の要である消防団は、これまで資器材の充実や器具置場の建替え等を行い、消防力の充実強化を図ってきました。一方、消防団員の担い手確保は重要な問題であり、消防団の活動をPRするため、多摩市消防団出初式を多摩中央公園で行うとともに、女性消防団員の増加を図るなどあらゆる手段を講じて消防団員確保に努めています。今後も、消防団員の確保に向け継続的に啓発活動等を行うとともに、喇叭隊やOB団員の機能別団員制度の確立をおこなうなど、新たなる消防団員の確保も行っていきます

多摩市での犯罪件数は、平成11年をピークに年々減少傾向にあり、平成29年には、1,000件を下回り、日常生活における防犯活動の効果が実感できる件数となっております。一方、特殊詐欺の被害件数及び額は年々増加していることから、特に被害を受けている高齢者を対象の主体に、警察関係機関と連携し啓発活動を進めます。

1 施策のめざす姿

市民一人ひとりが「自助」「共助」「公助」の役割について理解し、日頃から顔の見える関係作りをおこない、大規模災害時には、消防団と連携を図りながら、地域の力により被害を最小限に抑えることができるような地域を目指します

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①自主防災組織の組織数	177 組織	192 組織	210 組織
②防災連絡協議会の数	0 組織	4 組織	8 組織
③消防団員の定員充足率	99.0%	89.0%	90.0%

【出典：①・②・③防災安全課】

※③は、平成 30、31 年度において、女性消防団員等の定員を増加するため、定員数が増加することから、一時的に充足率の低下が発生する。

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 災害に強いまちの形成

① 市民の防災意識の向上と自主防災組織^{※1}の活性化（視点3-④）

- 市民一人一人が自ら行う防災活動への支援や、地域防災力の要である自主防災組織の活動を充実させ、今後、小中学校校区を一つのエリアと想定した「防災連絡協議会」の設立を実施し、地域防災力の強化を図り「共助」の力を高めることで、災害等に強いまちづくりを目指します

② 住宅の耐震化の促進

- 1981（昭和56）年5月31日以前の旧耐震基準の住宅の耐震化を促進します。また、特定緊急輸送道路沿道建築物^{※2}等については、早期に耐震化が実現するよう東京都と連携して取組みを進めます

③ 消防団の充実

- 消防車両の更新や資機材の計画的な配備により消防力の確保を進めるほか、消防団員の装備品の充実や若者層の取り込みや機能別団員制度の創設など、魅力ある消防団づくりを進めます

④ 自然災害への対策

- 地震をはじめとする大規模自然災害に対して、市民の生命財産の確保、被害の拡大防止、災害対応に従事する職員の安全確保を図りながら、地域防災計画に基づく総合的な防災対策を推進し、災害発生時の迅速かつ円滑な応急対策活動の実施を目指します
- 大きな被害をもたらす風水害に対し、河川管理者と連携し、迅速かつ広域的な対応が図れるよう水防拠点整備を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 建築物の耐震化、家具転倒防止器具の設置等の予防措置、食糧等の備蓄、防災訓練への参加などに努めます
- 自治会等は災害時要援護者への支援を行い、地域で支え合います
- 事業者は災害の予防に努めるとともに、災害時における様ざまな支援に積極的に努めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市地域防災計画
- ◆ 多摩市耐震改修促進計画
- ◆ 多摩市国民保護計画
- ◆ 多摩市災害時要援護者避難支援計画

※1 **自主防災組織**：災害が発生した際に、地域の皆さんがお互いに協力し合い、初期消火や負傷者の救出救護・避難などを行うために自治会・管理組合などが母体となり、結成している組織。防災訓練や防災活動を行い、積極的な蓄えをしている

※2 **特定緊急輸送道路沿道建築物**：、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の規定により、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路のこと

1 施策のめざす姿

安全で安心して暮らすために、一人ひとりが高い意識を持ち、市内各地で自主的な防犯活動などを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①消費者啓発のための講座実施回数	29 回	45 回	45 回
②犯罪発生件数 (暦年)	993 件	980 件	960 件
③特殊詐欺被害件数 (暦年)	31 件	30 件	28 件

【出典：①コミュニティ・生活課 ②・③防災安全課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地域における防犯活動の推進

① 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援（視点3-④）

- 防犯行事への市民参加を促し、一人ひとりの防犯意識の向上を図ります
- 共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実します

② 自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進（視点3-④）

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神のもと、多摩稲城防犯協会を中心とした自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進します
- 警察と協働して、犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを目指します

③ 防犯に向けた市民協働の取り組み

- 公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所を地域住民と一緒に選定し、必要に応じて枝の剪定を行うなど、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進します
- 子ども110番連絡協議会などとの連携を図り、子どもたちの安全を確保するとともに、保護者や地域による登下校時の子ども見守り体制づくりを支援します

④ 消費者相談の推進

- 消費生活問題の多種多様な事例に対応するため、様々な関係団体と連携を図り、多摩市消費生活センター^{※1}において、必要な情報提供や相談窓口での対応など、消費者相談のより一層の充実を図ります
- 高齢者や若者、障がい者など被害にあいやすい方も含めて、消費者被害の未然防止を図るため、出前講座を行います

⑤ 「空き家」対策の推進

- 「空き家を出さない」・「空き家を有効活用する」ことを含め、特定空家^{※2}への取組を行い、総合的・計画的な対策を進めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域での挨拶運動や見回り活動など安全、安心なまちづくりを行います

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

※1 多摩市消費生活センター：商品やサービスの購入、契約などをはじめとする消費生活全般の相談を相談員が受け、アドバイスなどを行う消費者の相談室

※2 特定空家：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと

政策 E 2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

<現状と課題>

多摩市は、高水準の公共施設整備率を誇っていますが、公共建築物及び社会基盤施設共に老朽化が進んでおり、特にニュータウン地域では、短期間に公共施設が整備されたことから、その対応には多額の費用を要します。そこで、公共施設を今後も安全かつ適切に使用していくためには、計画的で効率的な維持更新が必要となります。

さらに、多摩市でも少子高齢化の進行と人口減少が見込まれます。ニュータウンの再活性化と持続化の実現に向けて、まちの発展をさらに続けていくため、再生への道筋を示す多摩市ニュータウン再生方針を策定しました。今後は再生方針に基づき、ニュータウン再生の具体化に向けて、都市構造の転換等を進めていく必要があります。

一方、聖蹟桜ヶ丘駅周辺をはじめとする既成市街地においても、賑わいと落ち着きが調和した、秩序ある街づくりを進め、次世代につなげる都市づくりに向けての取り組みが必要です。

また、いつまでもだれもが安心して住み続けられる「まちづくり」に向けては、良質な住環境と円滑な移動環境の確保も重要です。

だれもが一人ひとりのライフステージにあった住居を選択できるような住替えシステムの構築や良質な住宅ストックの確保と共に、交通不便地域の解消やまちの賑いに不可欠である広域交通網の整備も必要です。

1 施策のめざす姿

次世代交通システムの検討やニュータウン再生など、未来を見据えた、計画的で、持続可能な街づくりが進められています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①多摩市都市計画マスタープランの見直し	—	見直し検討	見直し完了

【出典：①都市計画課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 計画的な街づくりの推進

① 都市計画に関する基本的な方針の推進（視点2-④、視点2-⑤）

- 都市計画に関する基本的な方針等をまとめた「多摩市都市計画マスタープラン」の見直しを行い、中長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進します

② 地域特性に応じた街づくりの推進（視点2-④、視点2-⑤）

- 地域の特性に応じた街づくりのルールを市民が主体的に立案・共有するために、「多摩市街づくり条例」に基づく「地域街づくり計画」の策定や地区計画の活用を促進します

(2) ニュータウン再生の推進

① 多摩ニュータウン再生の推進（視点1-⑥、視点2-④、視点2-⑤）

- 「多摩市ニュータウン再生方針」及び「諏訪・永山まちづくり計画」等に基づき、ニュータウン区域の将来都市構造の検討を含め、多摩市ニュータウン再生推進会議における議論などを踏まえて、再生への機運を醸成しながら多摩ニュータウン再生を推進します

(3) 既成市街地の都市基盤整備の促進

① 面的整備の促進（視点2-④、視点2-⑤）

- 市民や事業者、その他関係機関と協力して、既成市街地で土地利用の増進を実現する面的な都市基盤整備を促進します

(4) 自動運転等の次世代交通システムの実現

① 次世代交通システムの導入に向けた検討

- 自動運転、グリーンスローモビリティ^{※1}などの新しいモビリティや、AI^{※2}やIoT^{※3}などを活用した新システムなどの次世代交通システムについて、今後の街づくりを踏まえ、実現に向けての検討を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 次世代の市民にも住みよいまちづくりを実現するため、まちづくりやニュータウンの再生に関するワークショップ等に積極的に参加します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市都市計画マスタープラン
- ◆ 多摩市ニュータウン再生方針
- ◆ 諏訪・永山まちづくり計画

※1 **グリーンスローモビリティ**：電動で、時速20km未満で公道を走る、4人乗り以上のモビリティのこと。「CO2排出量が少ない」、「小型なので狭い道でも走行可能」、「速度制限があるので安全」等の特徴がある。

※2 **AI**：人工知能のこと

※3 **IoT**：Internet of Thingsの略でモノのインターネットと訳され、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと

1 施策のめざす姿

将来にわたり都市機能を維持するために、公共建築物や都市基盤施設がより少ないライフサイクルコストで適切かつ効率的に管理・保全されています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①定期点検で機能が良好に保全されていると評価された橋梁の割合	54.0%	70.0%	80.0%
②多摩市公園施設長寿命化計画に基づく公園更新地区数	—	5 地区	19 地区

【出典：①道路交通課 ②公園緑地課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 公共施設等の適切な保全更新の推進

① 「ストックマネジメント計画」の推進（視点2-④）

- 公共建築物を再編整理した上で、その適切な保全と長寿命化を推進するため、劣化状況に応じた修繕や大規模改修を計画的に行います

② 道路・橋りょう等施設の維持・更新（視点2-④）

- 道路舗装の更新計画を策定し、計画的な維持・補修を行い、更新コストの削減や平準化を図ります。また、カーブミラーなどの道路附属物についても計画的な維持・補修に努めます
- 健幸まちづくりの推進に向けて、誰もが安心して快適に移動できる道路空間の充実を図るため、遊歩道を市固有の資源として、適切に維持・更新していきます。諏訪・永山地区では、住宅市街地総合整備事業を活用して遊歩道の再整備を行います
- 道路の橋りょうは、安全性を確保しつつ、新たな観光資源としての活用も踏まえ、定期点検を行いながら計画的かつ確実に補修を行っていきます。また、「多摩市橋りょう長寿命化修繕計画」の見直しに着手し、耐震補強を進めていきます

③ 「公園施設長寿命化計画」の推進（視点2-④）

- 市内208ヶ所ある公園緑地は、開園から30年以上経過したものが、約65%を占めており、公園施設の老朽化対策が課題です。このため、多摩市公園施設長寿命化計画の公園更新計画に基づき、特色ある公園づくりに向けた改修を進めていきます

④ 下水道施設の維持管理及び改築・更新（視点2-④）

- 昭和40年代以降、短期間に集中して整備された管路について、今後、老朽化施設の更新に膨大な費用が発生することが見込まれるため、多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画により計画的に維持管理、更新、修繕工事を行います

⑤ 生活環境施設^{※1}の維持

- 南多摩斎場、南多摩都市霊園^{※2}の管理体制の維持に努めます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 市民団体等によるアダプトの取り組みなど道路や公園、水路の維持保全の活動に協力します
- 東京都道路整備保全公社で運営している東京ブリッジサポーター制度^{※3}を利用して、橋梁等の日々の見守りを行います

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市ストックマネジメント計画
- ◆ 多摩市公共施設等総合管理計画
- ◆ 多摩市都市計画マスタープラン
- ◆ 多摩市橋梁長寿命化修繕計画
- ◆ 多摩市街路樹よくなるプラン
- ◆ 多摩市道路整備計画
- ◆ 多摩市公園施設長寿命化計画
- ◆ 多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画（※正式決定は3月予定）

※1 生活環境施設：ごみ処理場、火葬場、墓園など、快適な生活環境を保持するための施設

※2 南多摩斎場、南多摩都市霊園：南多摩斎場は八王子市・町田市・日野市・稲城市・多摩市の5市で管理・運営している公共火葬場。南多摩都市霊園は八王子市が設置・管理し、町田市・稲城市・多摩市が区画を借上げている

※3 東京ブリッジサポーター制度：（公財）東京都道路整備保全公社が実施している民間ボランティア制度。同公社の講習会を受講したサポーターに、日常生活の中で橋の異常等を発見してもらい、事故を未然に防ぐ仕組み

1 施策のめざす姿

それぞれの地域がもつ課題を解決していくために、市民と行政、市民同士が目標を共有し、連携しながら、協働による地域づくりを進めています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①ユニバーサルデザインブロック設置路線延長割合	42.0%	55.0%	75.0%
②街路灯の LED 化率	89.0%	96.0%	100%
③出前交通安全教室実施状況	2,162 人	平成 29 年度の 2.5%増	平成 29 年度の 5.0%増

【出典：①・②・③道路交通課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 安全で快適な道路環境の整備

① 人にやさしい道づくりの推進（視点1-①、視点1-⑤）

- 多摩市道路整備計画に基づき、誰もが安全で安心して移動できるよう、歩道等の段差解消や駅周辺地区での視覚障害者誘導ブロックの設置などバリアフリー化を進めます
- 健幸まちづくりの取り組みとして、道路上でのベンチの設置や更新を行います。重要整備路線の拡幅・歩道整備については、沿道の方々の協力を得ながら事業に取り組んでいきます
- 道路の防災性・快適性の向上のため、「無電柱化推進計画」を策定し、国や東京都からの技術的・財政的支援を受けながら、無電柱化事業に取り組んでいきます

② 道路交通環境の充実（視点1-⑤、視点2-④）

- 多摩市街路樹よくなるプラン改定版に基づき、道路の安全な通行に支障となっている街路樹について、剪定や計画的な伐採により改善を行います。また、大径木化や老木化した街路樹（高木）の植替えを試行的に取り組めます
- LED化した街路灯を包括管理委託により維持管理します。また、耐用年数を迎えているナトリウム灯を計画的にLED灯に取替え、更なる維持管理費用や温室効果ガスの削減を行います

③ 自転車利用環境の充実（視点1-⑤）

- 多摩市自転車ネットワーク計画に基づき、歩行者や自転車の安全性向上に加えて、健幸まちづくりの取り組みと連携した、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めます

(2) 全ての世代への交通安全教育の推進

① 未就学児・児童・生徒への交通安全教育の推進（視点1-⑤）

- 交通事故防止のため、交通安全指導員による出張型交通安全教室及び小学校1年生・2年生、園児、児童を対象とした交通公園での授業を実施します。また、高額賠償事例も社会問題化している自転車事故については、小学校1年生等を対象とした交通安全教室、中学生を対象としたスケアードストレイト^{※1}等で意識向上を図ります

② 大人を対象とした交通安全教室の実施（視点1-⑤）

- 高齢者や成人を対象とした交通安全教室を確立し、交通ルールを遵守することの重要性を呼びかけます

③ 関係機関と連携した啓発活動の推進（視点1-⑤）

- 警察、多摩稲城交通安全協会と連携した街頭啓発活動では自転車保険加入やヘルメット着用などの啓発内容も含めて実施します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 歩行者や自転車、バイク、自動車などそれぞれの交通ルールを守ります
- 各種交通安全教室、運転者講習会などに参加します
- 交通安全運動などに地域で協力します
- 事業者は社会貢献の一環として、様々な交通安全対策事業に協力します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市都市計画マスタープラン
- ◆ 多摩市交通マスタープラン
- ◆ 多摩市道路整備計画
- ◆ 多摩市交通安全計画
- ◆ 多摩市街路樹よくなるプラン

※1 スケアードストレイト：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある

1 施策のめざす姿

だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①「交通の便」の感想について、「良い」「どちらかといえば良い」と回答した市民の割合	70.9%	80.0%	90.0%

【出典：①多摩市政世論調査】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地域性に配慮した交通環境の充実

① まちづくりを支える公共交通網の再構築（視点1-⑤）

- 「多摩市交通マスタープラン」に基づき、多摩市の交通の在り方を福祉分野と連携しながら検討し、具体的な取り組みを進めるため、公共交通再編実施計画等の策定に取り組みます。また、策定された計画に基づく地域密着型交通の有効性を検証するための実証実験を実施するほか、自動運転技術の活用に関する実証実験、環境に優しいグリーンスローモビリティなどの、次世代交通システムの検証などを行います

② 広域交通網の整備促進

- 人の往来や利便性の向上により、地域の魅力向上や地域経済の活性化を図るため、多摩都市モノレールの延伸や小田急多摩線の充実について、関係市と連携しながら促進します

③ 駐車・駐輪対策の推進

- 放置自転車対策を進め、駅前等の安全且つ円滑な移動を確保するための取組や、駐輪場の施設更新・改修に併せて、利用し易い施設整備を進めます
- 違法駐車の更なる削減に向けて、多摩稲城交通安全協会、駐車問題懇談会などの関係団体および警察と連携して啓発に努めます

④ 広域幹線道路網の整備

- 交通渋滞を解消し、安全性や防災性の向上とともに、多摩ニュータウン再生にも寄与し、周辺都市と結ぶ広域幹線道路としての南多摩尾根幹線道路の整備を促進します
- 既に着手している関戸橋の架け替え工事については、東京都と協議を進め、早期の整備を図ります

⑤ 交通のバリアフリー化の推進（視点1-⑤）

- 移動の安全性と快適性を高めるために、駅などの交通結節点周辺を中心に、バリアフリー化を推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 移動には公共交通機関を積極的に利用します
- 地域は地域交通のあり方について、行政、事業者とともに考えていきます
- 事業者は行政と連携し快適に移動できるまちづくりに努めます
- 駐車、駐輪のルールを守ります
- 事業者は社会貢献の一環として、さまざまな交通安全対策事業に協力します

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市交通マスタープラン
- ◆ 多摩市交通安全計画

1 施策のめざす姿

良質な住宅が確保されるとともに、多様な世帯が安心して住み続けられる居住環境が整えられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①住宅アドバイザー派遣制度利用数 (年間)	8 管理組合	15 管理組合	15 管理組合
	12 回	20 回	20 回
②優良建築物等整備事業利用数 (累計)	—	4 回	10 回
③臨居・近居促進事業の利用数 (累計)	—	120 世帯	120 世帯

【出典：①・②・③都市計画課（住宅担当）】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 住宅ストックの活用

① 既存住宅の維持・改善（視点1-⑥）

- 良好な住宅ストックを維持・改善するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、高齢者の低層階への住替えを促進します

② マンション居住の情報提供・支援

- 市民が安心して集合分譲住宅で暮らし続けられるよう、専門家や管理組合と連携して、大規模改修や建替え事業など再生に向けた情報提供・支援を推進します
- 高経年マンションが増えていくことから、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため東京都と連携して取組みを進めます

③ 空き家・空き室対策の推進

- 多摩市空家等実態調査及び2018（平成30）年に国が実施した住宅・土地統計調査の結果を踏まえ、今後、空き家等が増加していくことを念頭に、発生予防、適切な管理、利活用の促進など必要となる取組みについて検討します

(2) マンション再生の支援

① マンション管理組合の合意形成の支援

- 東京都の「建替え・改修アドバイザー」を利用した際の費用助成や「マンション再生まちづくり計画」に基づき、推進地区に指定された諏訪・永山地区の旧耐震基準で建設された分譲団地の再生に向けた合意形成の支援を行うことで団地再生を促進します

② 優良建築物等整備事業の推進

- マンションの建替えに対する補助に加え、マンションの価値・魅力を高めるために実施する既存ストックを活用した省エネ改修、バリアフリー改修等に対する支援を行います

(3) 地域で住み続けられる居住環境の整備

① 住替え・居住支援協議会^{※1}の運営（視点1-⑥）

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び多摩市ニュータウン再生方針に基づく地域における多様な世代の居住継続の実現等について、福祉部門との連携を強め、住替え・居住支援協議会で協議し、取組みを進めます

② 隣居・近居の促進（視点2-④）

- 子育て世帯の転入・定住促進及び住替え支援のために、市外から親世帯の近くに転居してくる子育て世帯に対する支援を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

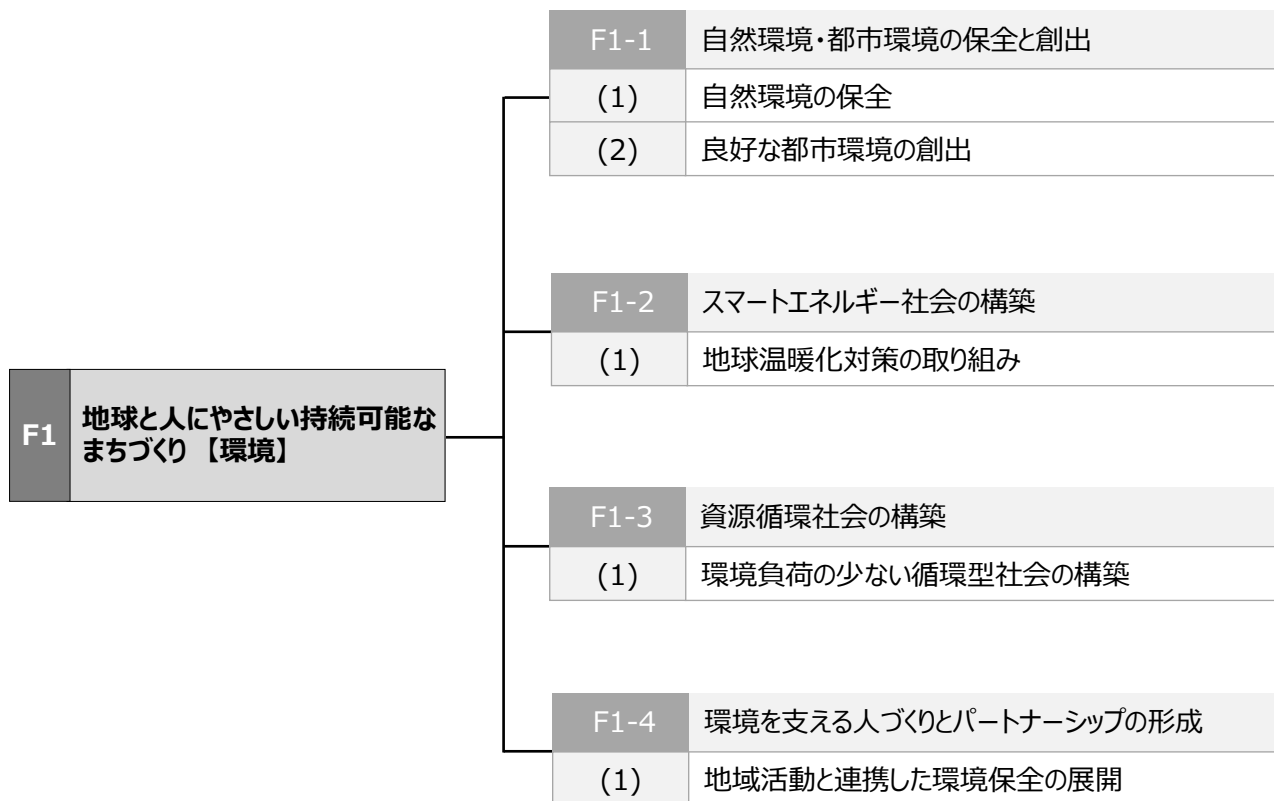
- 自分の住む地域の街づくりには、自ら取り組みます
- 良好な住環境をつくるため、地域の中でさまざまな交流を深めます
- 市民は協働の街づくりを推進するため、権利者相互の立場を尊重し自らその解決に努めます
- 開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、協働の担い手として紛争の予防及び解決に努めます
- 事業者は良好な住環境の保全等、市の街づくり施策に協力します

5 関連する主な計画

◆多摩市都市計画マスタープラン ◆多摩市住宅マスタープラン

※1 住替え・居住支援協議会：居住の安定及び円滑な住替えを支援し、市民の福祉の向上及び住み続けたい住まい・住環境の実現のための協議会

第6章 人、自然、地球 みんなで環境を大切にすまち



政策 F 1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

<現状と課題>

今日の環境問題は、「生物多様性の確保」、「大量生産・大量消費・大量廃棄による廃棄物問題」、「地球温暖化と気候変動」など、日々の暮らしに身近なものから地球規模のものまで様々であることから、大所高所の視点に立った、多面的な考察を踏まえた取組みが求められています。

これまでは、環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会をみんなでもとに創り継承していくことを基本理念として、その時々々の社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化に応じた、取組みを展開してきましたが、これらの取組み以上に、地球規模での環境の危機に対しても対応が求められています。

「パリ協定」が発効し、や国連持続可能な開発目標(SDGs)においても優先課題の一つとして、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」が挙げられていることから、低炭素化の実現やより一層の循環共生型社会への取組みを積極的に取組んでいかなければなりません。

このことから、「自然環境・都市環境の保全と創出」するために、市民との関わりによる公園緑地の改善や育成管理の体制づくりを進めるとともに生物多様性の確保にも努め、様々な主体が連携し合い、まちの環境美化の活動を拡げていきます。

「スマートエネルギー社会の構築」を進めるために、再生可能エネルギーの普及と省エネルギー化の促進を図ってまいります。さらに、環境に配慮した多摩市版クールシェアの取組みを継続してまいります。

「循環型社会の構築」では、4 R の推進、特にごみの発生抑制とともにみどりを含むより広い資源循環を図ります。「もったいない」から始まった食品ロス対策や、海洋ごみで問題となっているマイクロプラスチック対策につながる使い捨てプラスチック削減を進めてまいります。

また、環境保全のための取組みは、行政のみならず市民、事業者など、多摩市に関わる全ての人・ものが理解・協力し合わなければ実現が図られない問題であり、このための「環境を支える人づくりとパートナーシップの形成」として、環境保全活動の推進を図り、担い手となる人材の育成確保とともに、積極的で有効的な情報の発信を行ってまいります。

まちの成熟とともに、豊かなみどりも大きく成長し、市の特徴の一つである「みどり」が目指すあり方は、量を誇るばかりではなく、「みどり」の持つ多様な機能が十分に発揮され、市民の方々にも「愛でるみどり」から「関わるみどり」として転換し、未来につながる「みどりの質の向上」を展開していかなければなりません。

1 施策のめざす姿

すべての生き物にとって大切な自然環境が保全されるとともに、良好な都市環境を創出するために、水と緑が豊かなこのまちをみんなで守り育てています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①みどり率	46.9% (平成 26 年度)	現状維持	現状維持
②河川の BOD (生物化学的酸素要求量) 値	1.1mg/ℓ	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下

【出典：①・②環境政策課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 自然環境の保全

① 緑地、里山など既存樹林、水環境の保全（視点2-④）

- みどりの基本計画の守るべきみどりの骨格を基本方針とし、民有樹林地を含めたまとまりやつながりのあるみどりの保全育成に取り組みます
- 都市における貴重な水環境を保全するため、水辺の楽校^{※1}の活動や自然観察会などを通じて、水の持つ多様性を啓発するとともに、河川環境の維持改善に努め、湧水や水路を保全します
- 道路の舗装に雨水が浸透する構造を用いるとともに、雨水の排除については、地下水の涵養を図りながら河川への流出抑制に努めます

② 生物多様性の保全（視点2-④）

- 「多摩しみどりのルネッサンス」への取り組みや、今後改定を予定している「多摩しみどりと環境基本計画」の中で、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進します

(2) 良好な都市環境の創出

① 市民協働による持続可能なみどりの構築（視点2-④）

- 「多摩しみどりのルネッサンス」への取り組みとして、「愛でるみどり」から「関わるみどり」へ転換していく運動を市民協働で進め、市民の関わりによる公園緑地の改善や育成管理の体制づくりなどを一体的に進めます

② まちの環境美化の推進（視点2-④）

- まちの環境美化条例の浸透を図るとともに、市民、自治会、管理組合及び事業者などが主体となり、まちの環境美化の取り組みを市内全域に拡げていきます

③ 健康に暮らせる生活環境の確保（視点2-④）

- 良好な生活環境を保全するため、大気環境・河川水質の調査のほか、事業所等に対する啓発、指導を実施します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 身近な公園緑地や街路樹の維持・管理（アダプト^{※2}）に参加します
- 生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全などの緑化に努めます
- 事業者は事業地内の緑化に努めます
- 開発事業者は、樹林の保全および公園の設置に協力します
- 喫煙マナーの遵守、地域での清掃活動など、まちの環境美化に取り組みます
- 事業者は屋外広告物などについては周辺の状況に配慮します
- 生活排水や事業活動に伴う排水が河川に流れないようにします（道路の側溝などには流さない）

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩しみどりと環境基本計画 ◆ 多摩しみどりの基本計画
- ◆ 多摩市街路樹良くなるプラン

※1 **水辺の楽校**：川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身ともにたくましい子どもに育てていくために、市民やボランティア団体、行政等が連携して進めている活動

※2 **アダプト**：公園、道路等の身近な公共空間の緑化や美化、清掃等について、市民協働による街づくりを目指し、居住環境及び都市環境の向上を行う活動

1 施策のめざす姿

限りある資源の消費を抑制するとともに地球環境を保全するために、一人ひとりが CO2 削減・省エネルギーに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①市内の二酸化炭素排出量	710,000 t-CO2 (平成 27 年度)	減らす	減らす
②市施設における電気使用量	18,107,487 Kwh	17,597,284 Kwh	16,437,023 Kwh

【出典：①・②環境政策課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地球温暖化対策の取り組み

① 環境負荷低減対策の推進

- 将来に渡り持続可能なまちであり続けるため、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みを進めるとともに、環境負荷の低減に関する教育・啓発活動を地域や学校及び事業者等と連携して推進します
- 工場・事務所からの二酸化炭素排出量の削減を促進するため、市・都・国の制度を活用した啓発活動を推進します

② 自動車交通の合理的な利用の推進

- 自家用車に依存しすぎないライフスタイルへの転換を図るため、徒歩や自転車の利用環境を整備するとともに公共交通機関の利用を促進します

③ 公共施設におけるエネルギー対策

- 二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会や公共施設全体の省エネルギー化を進めるため、改修等にあわせて、再生可能エネルギー等の活用を進めます
- 経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 環境負荷の低い生活スタイルに向けて、家庭での節電など、身近なところから取り組みます
- 電化製品などの買い替えには、省エネルギー型の機器を選びます
- 自家用車の利用を控えて、徒歩や自転車、公共交通機関を利用します
- 事業者は事業活動での省エネルギー化を推進します
- 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に努めます
- 緑化やグリーンカーテンづくりに努めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩しみどりと環境基本計画
- ◆ 多摩市地球温暖化対策実行計画
- ◆ 多摩市交通マスタープラン

1 施策のめざす姿

市民が快適で衛生的な生活環境のもとで環境負荷の少ない循環型社会を構築していくために、4R の視点に基づき一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①総ごみ量	38,098 トン	36,193 トン	34,288 トン
②資源化率	35.0%	40.0%以上	40.0%以上
③市民 1 人 1 日あたりのごみ量	579.0 グラム	557.2 グラム	532.9 グラム

【出典：①・②・③ごみ対策課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 環境負荷の少ない循環型社会の構築

① 廃棄物・資源の適正処理と生活環境の維持

- 市民生活の中で必ず発生する廃棄物や資源について、安全で安定したごみ収集、中間処理、最終処分を行い、衛生的で快適な生活環境を確保します

② ごみの発生抑制

- ごみとなる前の発生段階から無駄な消費を抑え、自家処理の推進を促す方策、食品ロス削減、レジ袋削減、2R^{※1}の啓発など、地域特性を生かした施策を行います

③ ごみ減量・資源化の推進

- 資源化率を向上させるため、家庭系ごみからの資源分別の徹底、剪定枝等の資源化、市民・事業者との協働によるごみ減量啓発などを行い、資源化を推進します
- 事業系ごみの削減へ向け、搬入物検査とともに、事業所への啓発を行います

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- ごみの分別の徹底や、マイバッグ・マイ箸の使用、簡易包装の活用、生ごみや落ち葉の資源化等でごみの減量化を図ります
- リサイクル製品の購入に努めます
- エコショップ^{※2}に認定された店舗やリサイクルセンター（エコにこセンター^{※3}）など、環境にやさしいお店を優先利用します
- 事業者は適切な包装等により、ごみを出さない事業活動を推進します
- 事業者は再生資源業者等を活用して、事業系廃棄物の資源循環を進めます

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市一般廃棄物処理基本計画
- ◆ 多摩市みどりと環境基本計画

※1 2R：Reduce（無駄なものは使わない）、Reuse（繰り返し使う）を推進する運動

※2 エコショップ（制度）：ごみの発生抑制、減量化及び資源化により、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「多摩市エコショップ」として認定する制度

※3 エコにこセンター：資源循環型社会を目指して、市民、事業者、行政が一体となって、環境やリサイクルについて考え、不用品、再生品の「捨てない工夫」、「活かす工夫」、「使う工夫」など資源の循環の流れを尊重した環境に優しい生活習慣を身につけていただくための活動拠点

1 施策のめざす姿

身近な環境保全活動が地球規模の環境保全につながることを一人ひとりが意識して行動するために、地域で活動するさまざまな主体が連携・協力して、環境活動を展開しています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022(平成 34)年度	2028 (平成 40)年度
①多摩エコ・フェスタの参加団体数	40 団体	44 団体	48 団体
②多摩市身のまわりの環境地図作品展の集客数	545 人	599 人	658 人
③公園緑地に関わるボランティア団体数	※調整中		

2【出典：①・②環境政策課 ②公園緑地課】

3 主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 地域活動と連携した環境保全の展開

① 市民・企業・行政の相互連携による環境保全活動の推進

- 多様な主体が連携した環境保全活動を推進するため、水辺の楽校など各主体が協働する機会を拡充します
- 環境保全活動をより身近なものにするため、市民のネットワークを拡大するとともに、事業者との連携も進めていきます

② 環境を支える人材の育成と拠点の更なる活用

- 市内大学、市民団体、市の三者連携で管理運営するグリーンライブセンターをみどりのボランティアの育成と市民協働の活動拠点として更なる活用を図ります
- 市民による市民のための活動を活性化させるため、市内の雑木林の保全管理を市民協働で進めている多摩グリーンボランティア森木会や市民環境会議等の人材育成を支援します
- 多摩市公園施設長寿命化計画に基づく公園改修を契機に公園等の維持管理について自治会等に呼びかけ話し合う場をつくり、「みどりのルネッサンス」の取り組み（みどりを通じたコミュニティづくり等）を支援します
- 子どもから大人まで生涯を通じて環境にやさしい活動をする人を育てるため、持続発展教育・ESD^{※1}の一環に位置づけられる「身のまわりの環境地図作品展」の取り組みをはじめ、学校・地域などさまざまな場で環境教育・環境学習を進めます

③ 環境に関する情報発信の充実

- 環境への関心や市民協働の取り組みを向上させるためには、さまざまな情報が適切に提供されていることが重要であることから、市民協働の取り組み状況や講座・イベント等の環境活動に関する情報、環境の安全性に関する生活環境情報、環境施策の実施状況など、環境に関する情報発信を充実していきます

4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 環境問題や保全等の取り組みに関心を持ち、環境保全活動に積極的に参画します
- 学校における環境教育などに地域で協力します
- 事業者は、市や市民団体、地域等と連携して環境活動を進めます
- 事業者は、自ら実施した環境に関する活動等についてPRします

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩すみどりと環境基本計画
- ◆ 多摩すみどりの基本計画

※1 持続発展教育・ESD：持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育で、特に2つの視点が重要。1つは人格の発達や人間性の育成、もう1つは人・社会・自然というさまざまな他者との関係性を認識するとともに関わりとつながりを尊重する人材の育成を目指す

第3編 計画を推進するために

1 計画を推進するための行財政運営の考え方

多摩市の今後を見通すと、現在の社会経済状況や超高齢社会の進行の中では、生活保護などのセーフティネットや高齢化への対応等の市民の暮らしを守る社会保障分野の費用や、都市基盤や公共施設の老朽化に対応する多大な更新費用が必要となるものと考えています。これまでの行政サービスは、右肩上がりの税収増を前提に、幅広い分野にさまざまなサービスを展開してきました。しかしながら、年齢構成の変化から歳入の伸びが見込めない現在、単なる行政サービスの拡大だけではなく、多様な主体による、より質の高いサービスを持続していく方向性に転換していく必要があります。

このため、これまで1986（昭和61）年の「多摩市行財政改革大綱」以来、行財政改革の取り組みを進め、前期の基本計画の期間中においても、第8次計画にあたる現在の「多摩市行財政刷新計画」のもとで、企業誘致やまちの再開発などによる歳入増加の取組、事務事業の見直しや委託化などの歳出削減の取組、都市計画税の充当事業の見直しなど、さまざまな取り組みを行い、「減る歳入、増える歳出」という厳しい状況下においても、市民の皆さんと手を取り合いながら、行財政運営を行ってきました。

本計画においても、時代のニーズや市を取り巻く社会状況が激しく変化していく状況の中では、引き続き、限られた資源で最大の効果を生み出し、各分野の「目指すまちの姿」の実現に向けて、政策・施策に取り組んでいく必要があります。これを可能とするためには、「持続可能な行財政運営」は依然として、欠かすことができない重要な要素です。

行財政刷新計画は、総合計画を支えるための計画であることから、今回の総合計画の改定にあわせて、今後見直しを図っていきますが、本計画では、その主な方向性と今後4年間の重点的な取り組みを示しています。具体的には、主にソフト面の取り組みとして「行財政運営手法の転換」、ハード面の取り組みとして「都市基盤を含む公共移設等のマネジメント」、そして両者に係る取り組みとして、「内部改革の推進」を掲げており、これらは新たな行財政刷新計画の改革の柱として、位置づけていくこととしています。これにより、前期の基本計画に引き続き、これまでの行政サービスのあり方、行政の守備範囲を再度捉え直しながら、市民の皆さんと協働して、「持続可能な質の高い行財政運営」を推進していきます。

また、本計画ではこれに加えて、計画を推進するための取り組みとして、「シティセールスの推進」と「総合計画の進行管理」について、主な方向性と具体的な取り組みを示しています。これらも、市が実施する事業をより効果的・効率的に進めていく上で必要な視点であり、その考え方を示すことで、総合計画の実効性を高めていきます。

2 計画を推進するための取り組み

1	行財政運営手法の転換
(1)	担い手の転換
(2)	開かれた行財政運営
(3)	様々な手法の構築、転換
2	都市基盤を含む公共施設等のマネジメント
(1)	施設の適正配置
(2)	資産活用の推進
(3)	計画的保全の推進
3	内部事務の改革
(1)	業務の標準化・簡素化
(2)	I C Tの活用
(3)	組織・人事の活性化
4	「選ばれるまち」の実現に向けたシティセールスの推進
(1)	戦略的な広報活動
(2)	「選ばれるまち」になるための「多摩市らしいイメージ」の検討
5	総合計画の進行管理
(1)	業務の標準化・簡素化
(2)	総合計画にかかわる市民を増やす取り組みの実施

1 現状と課題

少子化高齢化の進行による社会保障経費の増加が見込まれている中で、複雑化・多様化する行政ニーズに対応するためには、更なる行財政改革の取組により、財政の健全性と柔軟性を維持していくことが必要不可欠です。そのため、民間企業のアイデアやノウハウを計画の立案段階からとり入れることにより、市民サービスの向上や効率的な事業運営を図るなど、多様な主体に公共サービスの提供主体になっていただく、いわゆる「しくみの転換」をさらに推進していく必要があります。

2 主な取り組みの方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 担い手の転換

① 先進技術や民間サービスの導入による業務の効率化と市民サービスの向上

- AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など最新のICT技術の導入や、民間サービス・民間技術の活用を、より多くの分野で進めます。これにより、職員力をコア業務に集中し、市民満足度の向上に努めます

(2) 開かれた行財政運営

① 新公会計制度の活用

- 国から示された全国統一的な基準に基づく財務書類と、新たに整備した固定資産台帳等を、これからの公共施設の再編や公民連携の推進のために活用していきます

② オープンデータの活用

- 東京都の取り組みを中心に近隣自治体とも連携を図りながら、行政の透明性及び信頼性の向上を図るとともに、市民等との協働による行政課題並びに地域課題の解決に向けた取り組みを検討します

(3) 様々な手法の構築、転換

① 歳入確保策の拡大

- 事務事業の「選択と重点化」を進め、健幸都市（スマートウェルネスシティ）やシティセールスなど、総合計画の推進に繋がる事業に資本を集中し、人口増加やまちのにぎわい創出、それに伴う税収の増加に取り組めます

② 事務事業の再構築

- 事務事業の見直しに向けては、見直し理由や代替手法について十分な説明をするなど、同意や理解に要する時間を勘案し、長期的視点を持って着実に取り組みます

1 現状と課題

本市の都市基盤や公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、維持管理や改修に要する経費が大きな財政負担となっています。

よって、市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ちつつも、安全性と利用者の満足感を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理を進めていくとともに、資産の効果的な活用を図る必要があります。

2 主な取り組みの方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 施設の適正配置

① 公共施設のダイエットと機能転換

- 「公共施設等総合管理計画」と下位計画である「公共施設の見直し方針と行動プログラム」や「第二次ストックマネジメント計画」を連動させ、施設の総量縮減と時代のニーズに合わせた施設への機能転換を図るため、社会情勢の変化に合わせた計画の見直しを行っていきます。また、丁寧な市民参画も合わせて進めます

② 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」の着実な実施

- 更新を迎える公共施設について新たなニーズに対応しつつ、機能転換・集約を進め、同時に施設総量の縮減を図っていきます

(2) 資産活用の推進

① 公民連携（PPP）による公共施設等の管理運営の利活用

- 民間事業者等やNPO法人等と連携し、民間のノウハウや行政の枠を超えたアイデアなどを活用することで、公共施設等の管理運営をより効果的・効率的に実施することができます。民間提案や民間サウンディングなどにより民間のニーズを把握し、公民連携の手法を積極的に用いて、市民サービスの向上や将来負担の軽減を目指していきます

(3) 計画的保全の推進

① すべての公共施設等の更新計画策定による効率的・効果的な施設等運営の実施

- 現在未整備である「（仮称）道路及び道路付属物等更新計画」、「（仮称）スポーツ施設更新計画」を策定することにより、今後の更新時期・費用等を把握し、施設・インフラ等の更新を計画的に行うことにより、より効率的・効果的な施設等の管理運営を行っていきます

② 基金等の効率的・効果的な活用

- 施設等の更新にあたり、都市計画税及び都市計画基金の活用を進め、後年度の負担軽減を図ります。また、超低金利下で年々減少している基金の運用益について、安全性を確保しつつ運用期間の長期化及び包括化を行うことなどにより、より効果的な基金運用を図っていきます

1 現状と課題

本市では、ニュータウン開発に伴う急激な人口増加に対応するために採用した多くの職員の定年退職が現在も続いており、これと比例して採用する職員の数が急増しています。職員の大幅な入れ替わりにより、職員の年齢構成の適正化が図られる一方、職務経験が浅い職員も含め、複雑化する行政課題に対し、確実に対応することができる「人材・職員」育成・組織づくりが求められています。

また、市民の期待や要望に応えるため、職員一人ひとりが法令を踏まえ、高い倫理観と使命感を保持して適正に業務を行い、公正で透明性の高い行政運営を継続していくことが必要です。

2 主な取り組みの方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 業務の標準化・簡素化

① 情報共有を通じた市民との関係づくり

- 情報公開請求による文書の公開等については、迅速かつ適正な制度の運用を行います。また、各種審議会など政策形成段階の運営資料などの積極的な公開を行います
- 公文書の作成義務及びその適正管理を徹底するため、マニュアル整備や職員研修の充実を図ります。また、保存期間が経過した公文書のうち、市政の執行過程等後世に引き継ぐべき文書等については歴史公文書として取り扱い、移管、保存、公開等ができるための仕組みづくりを行います
- 「市政への提言」を庁内共有する仕組みを充実させ、サービスの改善につなげていきます
- 総合オンブズマン制度のより一層の周知のための啓発と活用促進を行います

② コンプライアンスの推進・内部体制の強化

- 各業務のプロセスにリスクを発見・予防し、適正な業務遂行を継続していくため、内部統制に則した監査の充実を行うとともに、不適切又は現行法では対応できない事務処理が発生した際の課題解決に向けた危機管理体制を強化します
- コンプライアンスの推進に向けた取組を組織的に行うため、コンプライアンス研修をさらに充実します。また、弁護士資格を有する任期付職員を登用し、庁内弁護士として、それぞれの業務の法律課題等に職員とともに取り組み、これを他の職員にもフィードバックすることで、コンプライアンス、リスク管理等の充実及び職員の法務能力の向上を図ります

③ 質の高い窓口・市民サービスの提供

- 行政サービスの幅をさらに広げるため、市役所、出張所等に行かなくても行政サービスを受けられるよう取り組みます
- 行政サービスの質を高めるため、市役所等における必要な手続きがわかるしくみ、簡易に手続きができるしくみ、丁寧に相談を受けられる体制づくりを進めます
- 行政サービスの費用対効果を向上させるため、出張所の業務・時間の見直しなどに取り組みます。また、窓口の運営手法として、委託や派遣導入などの可能性を検討します

- 災害時の備え、観光客へのおもてなし、市民サービスの向上、地域の活性化などW i - F i 導入の目的を整理して、当市の様々な施策と合致させながらW i - F i 環境の整備を検討します

(2) ICTの活用

① オープンデータの活用（再掲）

- 東京都の取り組みを中心に近隣自治体とも連携を図りながら、行政の透明性及び信頼性の向上を図るとともに、市民等との協働による行政課題並びに地域課題の解決に向けた取り組みを検討します

② ICTの活用による業務効率化の推進

- 時代とともに複雑化する業務に対して、A I 等のI C T技術の活用を検討します。職員が対応すべき業務と、自動化・機械化等を進める業務を振り分けることで、職員が関わるべき業務へマンパワーをシフトし、住民サービスの更なる向上を目指します
- 業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を目指します

(3) 組織・人事の活性化

① 組織・職員配置の見直し

- 業務内容の高度化・多様化に対応できる高い知識や技能を持つ職員をエキスパートとして、ゼネラリスト配置とは異なる複線型配置を行うことで、政策推進と公務能率の増進を目指していきます。そのため、どのような領域で、どの程度の専門性を必要とするのかなど、実態の把握を行ったうえで、複線型配置の具体的な検討を進めます。
- また、内部職員の育成だけでは、その対応が難しい、より高度な行政課題に迅速に対応していくには、専門性を持った人材を行政の外から登用することも必要となります。外部人材が持つより高度な専門性は、内部職員の専門性の育成にも資することから有効に活用し、更なる行政運営の質の向上を図ります。

② 人材育成の推進

- 人材育成基本方針の理念を職員の具体的な行動基準として落とし込み、これを基準とした人事評価を行い、人材像・職場像の実現のため必要な行動をした職員を評価します。その評価を各施策に反映・連携させ、総合的に実施していくことで、人材育成基本方針の理念実現に向けて、一貫性のある人事施策としていきます
- 人材育成基本方針を踏まえ、人材像・職場像の実現のために必要な行動や能力の習得に向けた「職員研修計画」を策定します。特に、市職員として必要な基本的知識と技能等について、定期的に受講する仕組みとし、職員の資質の維持・向上により、市民の負託に応えられる職員の育成に努めます

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

各職場におけるマネジメントの強化を図るとともに、組織全体として業務の削減・合理化を進め、その結果として、超過勤務時間数の縮減を図ります。超過勤務時間数は、年間の上限時間数を設け、職員の仕事と家庭の両立を支え、公務能率の向上や更なる市民サービスの向上を目指します

1 現状と課題

本市は「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、平成30年4月に「多摩市シティセールス戦略」を策定しました。戦略では、様々な調査データから、世間一般が抱えている多摩市のイメージと実際との差異を分析し、「認知度は高いが、理解度・好意度が低く、多摩市の良さが伝わっていない」や「広報活動に関する職員の関心の低さ」等の課題が存在していることが明らかになりました。

これらの課題に対し、シティセールスを推進することにより「多摩市らしいまちのイメージ」を創り、浸透させ、市民・市外の人から「選ばれるまち」になることを目指します。

2 主な取り組みの方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 戦略的な広報活動

① 東京2020オリンピック・パラリンピック等への取り組み

- 東京2020オリンピック・パラリンピック、同大会自転車競技ロードレースを機軸テーマとした、広報戦略のシナリオによる事業を、市民・企業・学校等と展開することにより、来街促進、理解度の向上、シビックプライドの醸成を図ります

② 市制50周年記念事業等の実施

- 市制50周年となる2021年に向けて、記念式典を開催するとともに、市が直接実施する市主催事業、市民が中心となり企画・実施する市民事業、市民団体や地域、企業等が実施し、市が後援や共催などの支援を行う市民提案事業など、様々な記念事業を実施します。また、市の貴重な歴史的な資料を後世に伝えていくとともに、今後のまちづくりを市民の皆さんと一緒に考えていく布石とするために、市制施行以降の多摩ニュータウンの変遷を中心に編集する50周年記念誌を刊行します

③ 広報活動の強化

- 市民・市外の人に多摩市に関心を持ってもらい、知ってもらい、選んでもらうために「多摩市のニュース創り」「マスコミの情報拡散力の活用」「SNSなどの個人情報拡散力」など様々な活動により多摩市の魅力を発信します

④ シティセールスに対する職員の意識改革

- 全庁が一丸となり、同じ方向に向けて進むことができるよう、ビジョンを明確にし、その理解と当事者意識の改革を図ります

(2) 「選ばれるまち」になるための「多摩市らしいイメージ」の検討

① 生活者の社会的関心のフィルターを通じた価値の発信

- 生活者の社会的関心のフィルターを通じた「多摩市ならではの価値」を継続的に発信し、イメージをストックしていくことが重要となることから、「多摩市ならではの価値」を見出すための検討を始めます

1 現状と課題

本市では2002（平成14）年度から、総合計画の進行管理をPDCAのマネジメントサイクルに即し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価したうえで、本計画の目標達成に向けた取り組みを推進していきます。

また、行政評価においては市民参画や評価結果の情報発信等を通じて、総合計画の進行管理のプロセスに市民が主体的に参加できる機会を充実させていく必要があります。

2 主な取り組みの方向性と今後4年間の重点的な取り組み

(1) 行政評価と予算の連動

① 行政評価を踏まえた予算の編成・配分

- 予算の編成に先立っては、国・都の制度改正や社会情勢の変化等だけではなく、行政評価で確認された方向性を踏まえ、次年度における新規・レベルアップ事業の優先度を判定することで、限られた財源の中であっても第3期基本計画における各施策の取り組みを推進していきます
- 第3期基本計画期間中の行政評価においては、「重点課題解決に向けた18の視点」を活用することで、この4年間で掲げた重点課題に対し、どのような成果があったかを検証し、その結果を踏まえながら、総合的な視点で新規・レベルアップ事業の優先度を判定します

② 「事業カルテ」を用いた行政評価手法の充実

- 「事業カルテ」を予算策定時（予算カルテ）と決算時（決算カルテ）に作成することで、施策の下に位置づけられている事業を複数の切り口から自己点検・評価し、行政評価における各施策の達成状況を判断するための基礎資料として活用します。また、決算カルテでは、事業の実施状況や今後の見直し・改善点等を記載することで、次年度の事業に反映させていきます

(2) 総合計画にかかわる市民を増やす取り組みの実施

① 第3期基本計画における「重点課題」に対する取り組みの市民評価

- 進行管理のプロセスに市民が主体的に参加できる機会を創出するため、総合計画審議会を起点に位置づけた「3の重点課題・18の重点課題の解決に向けた視点」の進捗状況を市民に積極的に情報提供します。また、市民ワークショップなどを通じて、達成状況の評価を市民目線で行うことにより、市民参画を充実していきます

資料編

